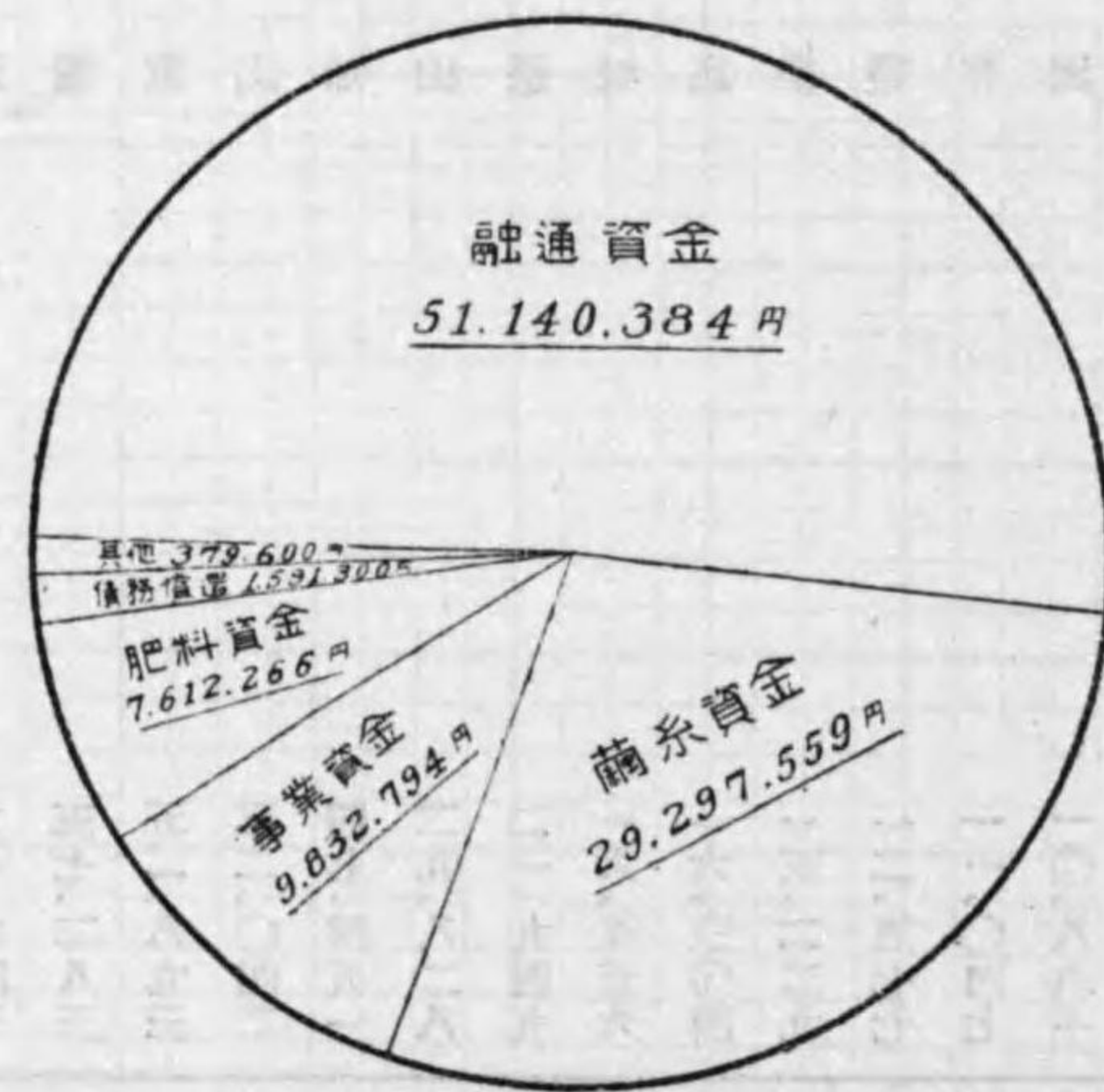


香 島 滋 東 福	地 方 別	預り金道府縣別調昭和二年二月廿八日	第五 昭和二年二月現在預り金道府縣別調
川 取 賀 京 岡			
	金		
	額		
四五一、〇一五			
五二〇、二五〇			
六八五、七三二			
九二五、九八一			
九五、八六七			

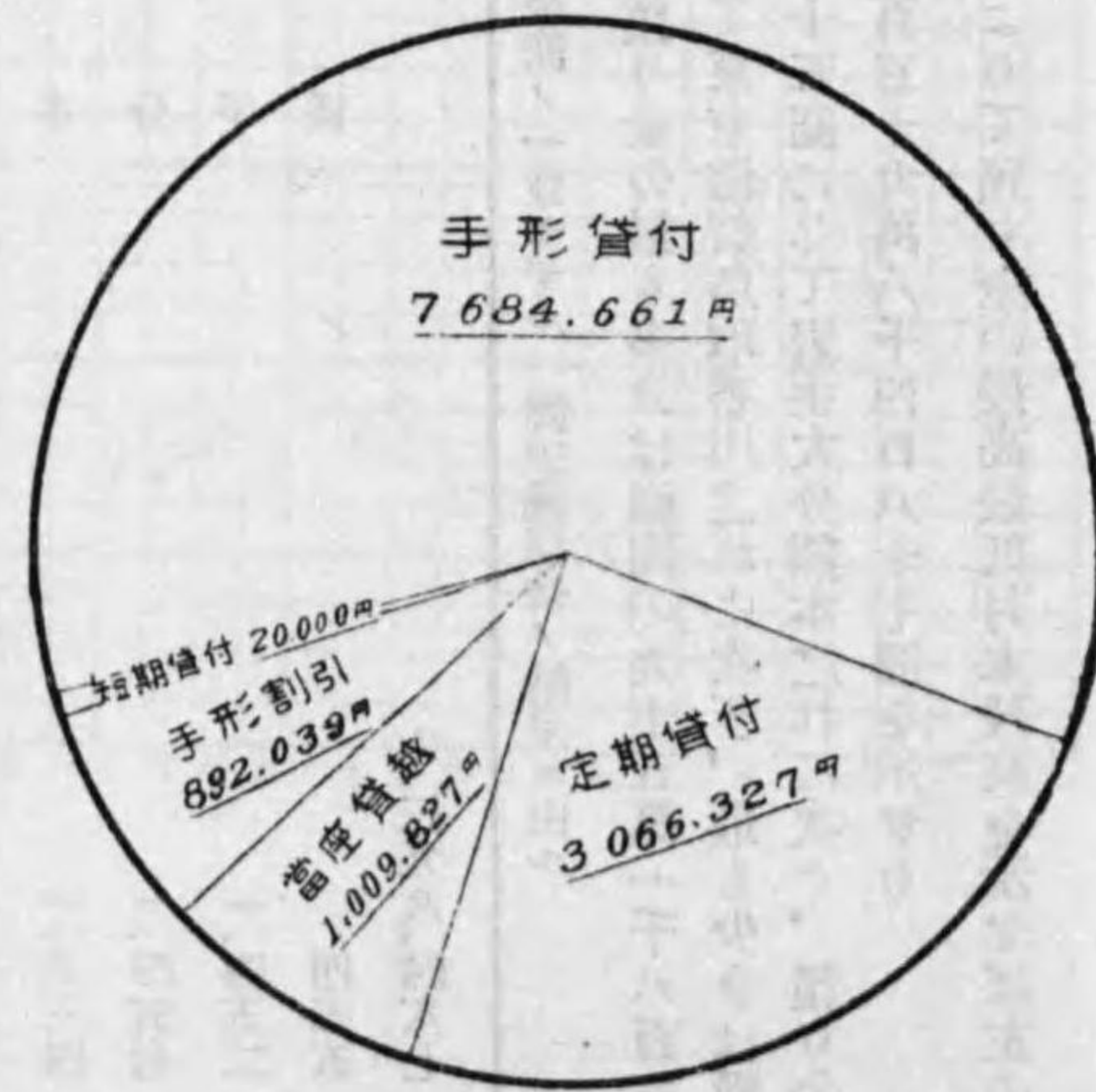
貸出金用途別

自大正十三年三月一日
至昭和二年二月廿八日



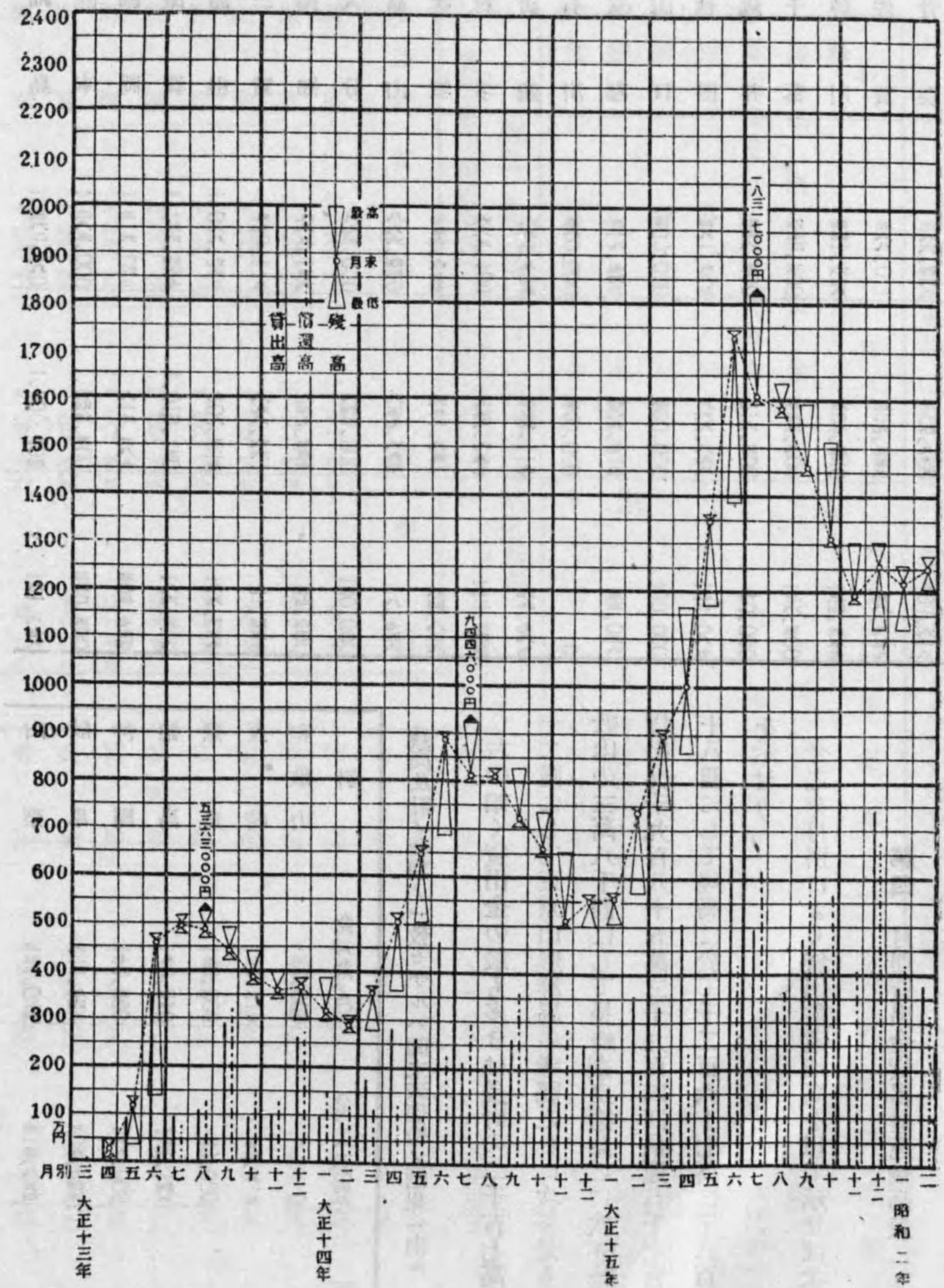
貸出金種類別

昭和二年二月末日現在

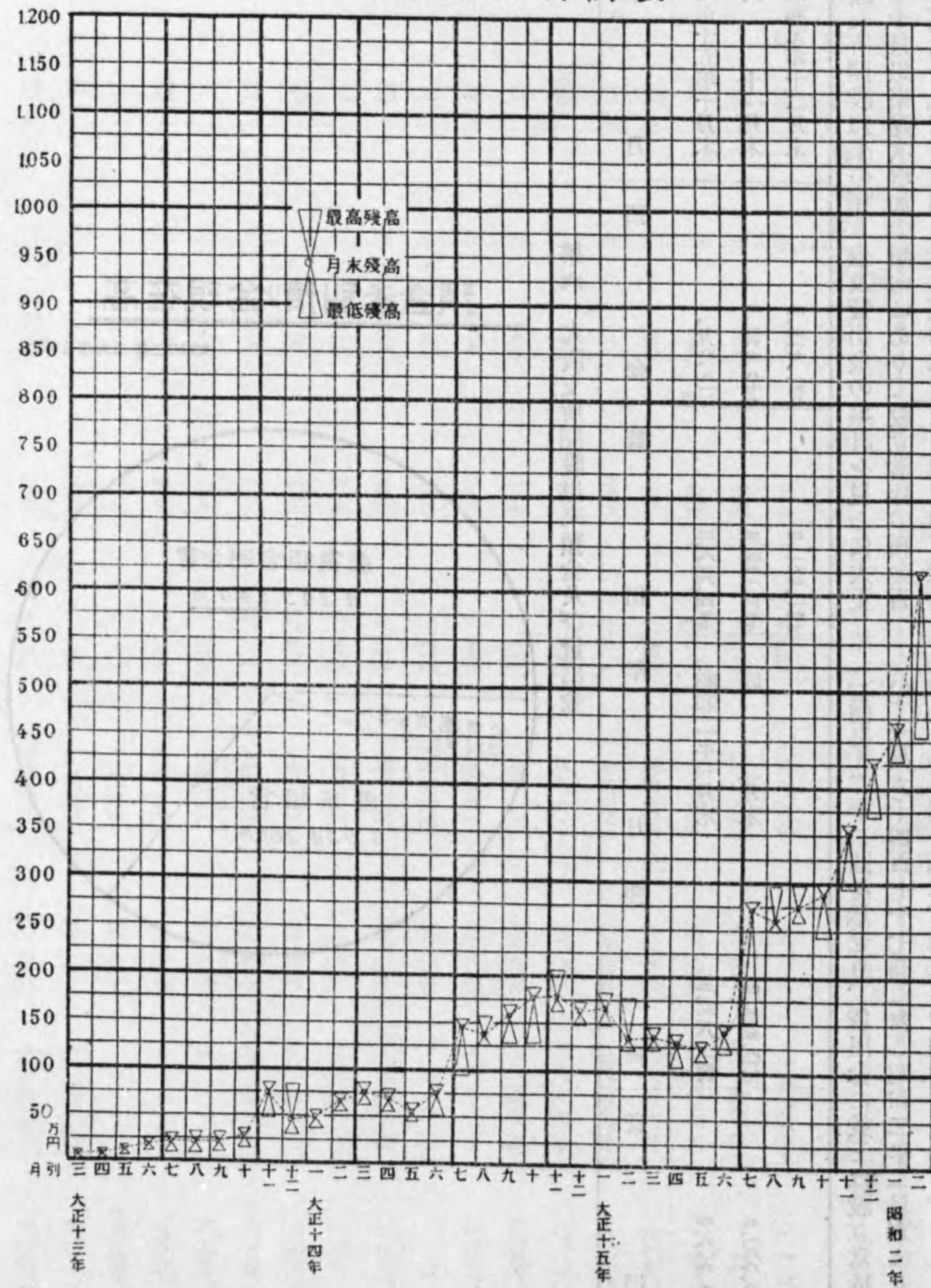


山 廣 兵 長 高 神 佐 京	奈
口 島 庫 野 知 川 賀 都	

三八一、〇〇三
三四二、五八七
二二二、七九九
一九八、三三〇
一八八、九六四
一五八、五四九
一三四、三五〇
一二四、三三七



月別預金殘高表



靜 福 山 島 福 宮 北 富 愛 和 三 千 秋 奈 山 大 崎 栃 德 岡 長

海 歌

岡 井 梨 根 島 城 道 山 知 山 重 葉 田 良 形 阪 玉 木 島 山 崎

一〇七、六七〇
一〇五、五七三
九〇、三三七
八〇、六五六
八〇、四〇四
七三、六一〇
六八、七〇八
六三、五七五
六一、九四五
五七、二八三
五二、八九三
五二、〇四二
四七、四五一
二九、八二八
二一、九四九
一六、五五六
一六、三〇四
一三、二二九
一一、五七七
一一、〇四七
一〇、八六一

如し

残高及計ノ金額ノ一致セザルハ圓未滿切捨ノ結果ニ由ル

右の如く預り金の最も多きは福岡の九十五萬一千八百六十七圓にして東京滋賀鳥取香川之れに次ぎ、最も少きは愛媛の四百五十五圓にして岩手大分熊本之れに次ぐ、預り金の總計は六百三十九萬八千四百八十七圓を示せり

今月別によりて預り金の最高最低月末殘高を示せば左の如し

計	愛 岩 大 熊 沖 鹿 石 青 新 岐 茨 群 宮
	媛 手 分 本 繩 島 川 森 湯 阜 城 馬 崎
八、八〇一	
八、四三五	
四、七六三	
四、三一四	
四、〇九三	
三、六五五	
三、〇七九	
二、六三五	
一、六三四	
一、四五七	
一、四五二	
四、四五五	
六、三九八、四八七	

地方別	種 目	所 屬		計 合	出 資 口 數	出 資 總 額	拂 込 濟 出 資 額	貸 付 金	預 り 金
		聯 合 會	組 合						
北 海 道	青 森	二	二	二	二	二	二	二	二
岩 手 縣	岩 手	二	二	二	二	二	二	二	二
宮 城 縣	宮 城	二	二	二	二	二	二	二	二
秋 田 縣	秋 田	一	一	一	一	一	一	一	一
山 形 縣	山 形	二	二	二	二	二	二	二	二
福 島 縣	福 島	二	二	二	二	二	二	二	二
茨 城 縣	茨 城	二	二	二	二	二	二	二	二
栃 木 縣	栃 木	二	二	二	二	二	二	二	二
群 馬 縣	群 馬	二	二	二	二	二	二	二	二
埼 玉 縣	埼 玉	二	二	二	二	二	二	二	二
千 葉 縣	千 葉	一	一	一	一	一	一	一	一
東 京 府	東 京	二	二	二	二	二	二	二	二
神 奈 川 縣	神 奈 川	二	二	二	二	二	二	二	二
新 潟 縣	新 潟	二	二	二	二	二	二	二	二
富 山 縣	富 山	二	二	二	二	二	二	二	二
石 川 縣	石 川	二	二	二	二	二	二	二	二
福 井 縣	福 井	二	二	二	二	二	二	二	二
計 合		二	二	二	二	二	二	二	二

第七 大正十五年三月末現在地方別事業概況

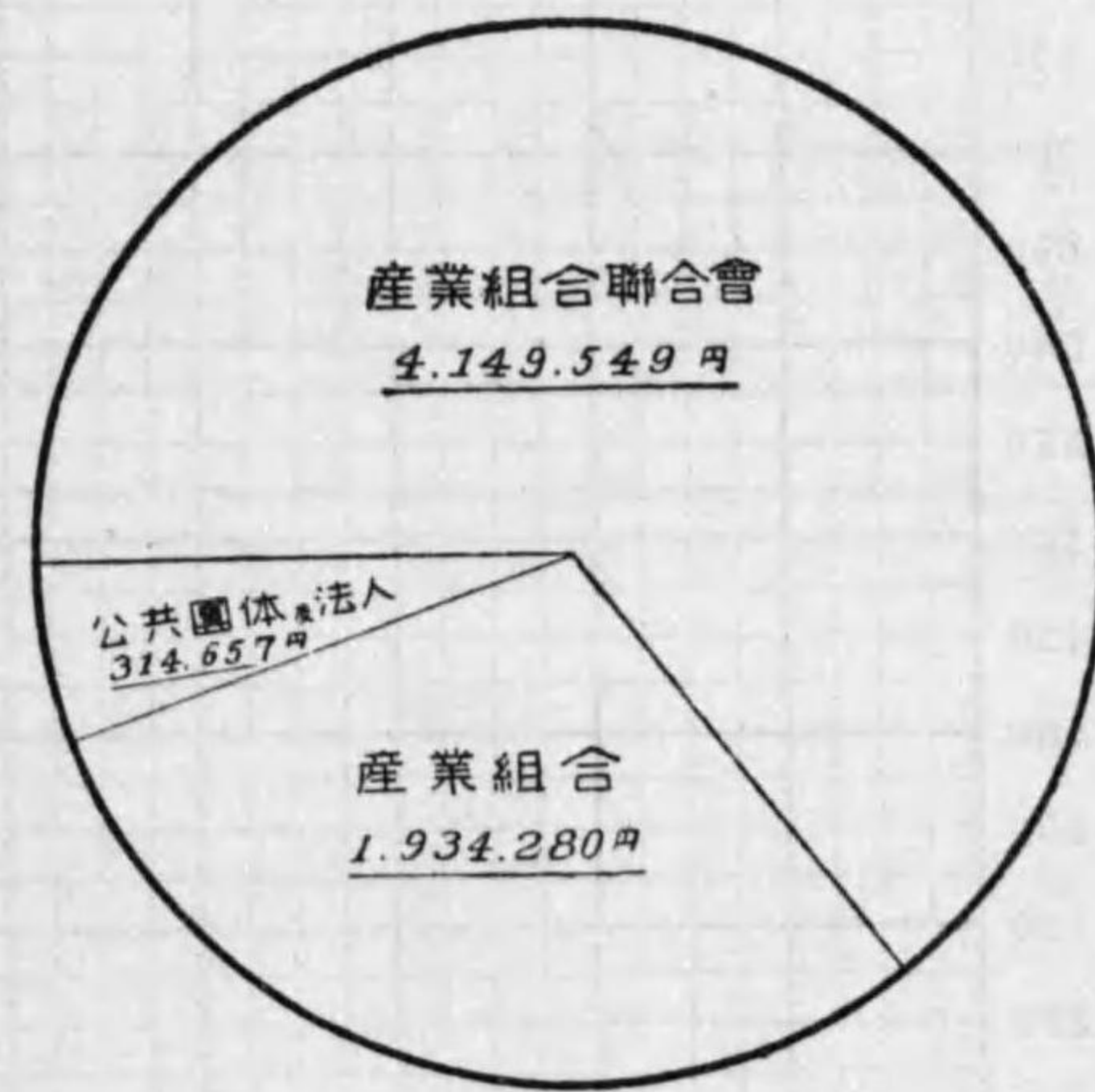
大阪支所開設以來の預り金及貸出金の累計を見るに大正十五年十月以來遂次増加の傾向にありて設立當時の預り金七百八十八千九百十二圓に對し昭和二年二月末は四百五十二萬五千二十二圓を示せり、貸出金に於ては設立當時三百八十一萬六千四百七十七圓に對し昭和二年二月末は五百八十八千八百圓を示し、何れも増加しつつあり。

第六 大阪支所開設以來預り金及び貸出金

年 月	預 金	貸 出	年 月	預 金	貸 出
大正十五年十月末	一、七八八、九三三 円	三、八二六、四七七 円	昭和二年一月末	二、九八八、一四四 円	四、八〇六、四四〇 円
同 十一月末	二、二六七、八七七 円	三、四八一、二五七 円	同 二月末	四、三三三、〇三三 円	五、〇八八、八〇〇 円
昭和元年十二月末	二、三二七、二二六 円	四、一六六、七三七 円			

預り金者別預り金現在高

昭和二年二月末日現在



第三節 全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會の大正十五年(昭和元年)に於ける事業の状況を其の事業報告書により概略左に示す事にする。

第一 財産目録及貸借対照表

資産の部

科目	摘要	金額
拂込未済出資金	一、三二七口	三七〇、三三五、四〇
中央金庫出資金	一、六五〇口	一六、五〇〇、〇〇
		三八六、八三五、四〇

損益勘定内譯表

借方	借		貸		貸方
	科目	目	科目	目	
三、三、七〇、八九〇	給料及報酬		小計		一、六四三、六八、七五
五、四九〇	諸料		雜益		一、四三、六〇
四、四九、三〇〇	支拂諸手数料		有價證券損益		一、一六、六〇
五、一六、八三〇	保證貸付手数料		收入諸手数料		一一、二〇〇
七、三五、〇〇〇	借入金利息		有價證券利息		三、九八、八一九〇
一九、八七、〇九〇	預り金其他利息		銀行預金其他利息		三三、二〇、〇〇
一、五、五五、六七〇	産業債券利息		貸付利息及割引料		一、〇〇、三三、〇〇
三、三、七〇、八九〇	總計		總計		一、七二八、一六、一〇五

借方		貸方	
科目	目	科目	目
三、三、七〇、八九〇	郵便預金	三、三、四六、八九〇	當座預金
五、四、四一、六〇〇	有價證券	四、五五、一〇〇	特別當座預金
二、七、四六、九六〇	代理所基金	七、四六、〇七、七〇	通知預金
二〇、五七、六〇〇	備品	三、五九、五〇〇、四〇	別段預金
一、八七〇、六〇〇	假拂	一、四九、三三六、六〇	職員身元保證金
九、八六、〇〇〇	借家敷金	三、九八、八三〇	假員受金
三、九、七八、八六〇	現計	二〇三、九七、三三〇	未経過割引料及未拂利息
		七、四、五九、五〇	前年度繰越金
		八、四九、六九七、二〇	本年度剩餘金
		三、三、七〇、八九〇	總計

旅借家賃		前年度繰越金	
科目	目	科目	目
三、〇、四八、八〇〇	旅借家賃	七、四、五九、五〇	前年度繰越金
三、四、七二、〇〇〇	雜費		
六、六、五四、四九〇	所有價證券損益		
六、一一三、三四〇	所有物銷却		
一〇、八、一一、五〇〇	債券		
七、七五、七五五	小計		
九、四、五五、七三〇	損益		
一、七、八、一六、一〇五	總計		

貸		借	
科 目	金 額	科 目	金 額
拂込未済出資金	1,071,111.00	出資金	1,000,000.00
中央金庫拂込未済出資金	165,000		
特別借入金	3		
政府低利資金	402,776.06		
假受金	12		
未拂金	8		
支拂手形	28		
買掛代金	10		
保証金	1		
合計	1,496,360.21		

差引純資産六拾萬八百拾八圓五拾錢

貸借對照表 (大正十五年 昭和元年度)

賣 掛 代 金		債 の 部	
合 計	金 額	要 部	金 額
現掛代金	1,872,200.34	要部	1,872,200.34
合計	1,097,178.71		
大阪事務所未着勘定	12,819.08		
尾ノ道派出所勘定	195.06		
雜貨取扱所勘定	26,221.69		
特別當座預金	42,986.70		
定期預金	50,000.00		
當座預金	58,181.65		
別段預金	368.41		
通知預金	40,675.41		
通替貯金	12,362.66		
振替貯金	30,000.00		
倉庫	10,152.05		
備拂品	7,822.81		
假拂金	7,226.06		
未收金	1,560.96		
受取手形勘定	35,225.84		
取立手形勘定	25,707.07		
郵便擔保金	32,100.00		
倉庫敷金	100,000.00		
肥料積立金	28,950.00		
肥料金	22,926.18		
雜貨料	167,584.49		

種 別	前 年 度		本 年 度	
	員 數	出 資 口 數	員 數	出 資 口 數
販 賣 購 買 組 合 聯 合 會	五二	一六九	五〇	一六二
信 用 販 賣 購 買 利 用 組 合 聯 合 會	三	六五	三	六五
信 用 販 賣 購 買 組 合 聯 合 會	一三	三六	一三	三一
信 用 販 賣 利 用 組 合 聯 合 會	四	八	四	八
信 用 購 買 利 用 組 合 聯 合 會	一五	五四	一五	五四
信 用 購 買 利 用 組 合 聯 合 會	一	一	一	一
購 買 組 合 聯 合 會	二〇	四七	一七	二八
計	一〇七	三七九	一〇一	三四七
購 買 利 用 組 合	四	五	四	五
購 買 組 合	二四	二五	二四	二五

備考 前年度繰越損失金ノ減少シタルハ本年ニ於テ脱退シタル會員ニ對シテ持分拂戻シノ際損失分擔額ヲ控除シタルニ依ル

第二 所屬聯合會及組合數並に出資口數

雜 貨	一六七、五八四、四九		
代 金	一八七、三三〇、三四		
前 年 度 繰 越 損 失 金	一七、七九九、三四		
本 年 度 損 失 金	四、九三六、一六		
現 金	一、三三三、〇〇		
合 計	一、三三三、〇〇	合 計	一、三三三、〇〇

中央金庫出資金	一六、五〇〇、〇〇	中央金庫拂込未済出資金	八、三三三、〇〇
大阪事務所未着勘定	三、八二九、〇八	準備金	四、〇〇
尾ノ道派出所勘定	一、九七、〇〇	特別借入金	四〇一、七三、〇〇
雜貨取扱所勘定	三六、三三、六九	未受金	三、三三三、〇〇
特別當座預金	四、九六六、〇七	假受金	八、〇〇、〇〇
定期預金	五〇、〇〇〇、〇〇	支拂手形	七、五〇〇、〇〇
當座預金	五八、八一、六五	買掛代金	一、三三、〇〇
別段預金	三六八、四一	保證金	二、〇〇〇、〇〇
通知預金	一三、三三三、六六		
振替貯金基本預金	一〇、三三三、〇〇		
倉庫	七、八一、八一		
備品	七、八一、八一		
假拂	七、八一、八一		
未收金	一、三三、〇〇		
受取手形	一、三三、〇〇		
取立手形	一、三三、〇〇		
郵便保	一、三三、〇〇		
倉庫敷	一〇〇、〇〇		
肥料積立	二八、九五		
肥料	三三、三三、八一		

當期	四四、九二六、一六
欠損	
金	
諸	六、二九五、〇〇
消	三八四、五七
雜	二、四二七、四一
通	四、七二七、九六
交	六八三、六三
印	四、五六二、九七
修	八一、八〇
借	二、一三四、八三
振替	一五〇、四七
貯	一三三、六七
金	一九、六〇五、六七
手	六四三、三三
數	一五、七八三、一九
利	七、五八九、三五
息	一、九九七、六五
支	一、一五三、六六
保	四五二、五七
割	四、七二七、九六
旅	六八三、六三
倉	四、五六二、九七
廣	六八三、六三
告	四、五六二、九七
造	六八三、六三
人	四、五六二、九七
取	六八三、六三
費	四、五六二、九七
損	六八三、六三
却	四、五六二、九七
計	一八一、〇三

計 二二三、四七一、四七

第四 事業の状況

本年度に於て新に加入したる會員四十四此出資口數五十七口脱退したる會員十四此出資口數四十二口差引會員の増加三十出資の増加十五口にして内郡聯合會の脱退十此出資三十六口ありたり。事業の分量は全額に於て約九萬八千八百六拾三圓余の減少を見たるも主として肥料價格の低落によるものにして取扱數量に於ては肥料のみにて四千八百六噸を増加せり會員の利用率は漸次増進しつつあるも未だ普遍的ならざるは遺憾とする所なり。本年度に於ける肥料及雜貨取引状況を示せば左の如し。

一、肥料取引の状況

本年度は其頭初より對外爲替の回復、銀塊の暴落に逢ひ一般財界の景況甚だ振はず肥料界も其影響を受けて低落に次ぐに低落を以てせり、歳末不幸諒闇に入り市況益々沈靜を加へたるも新春需用期を迎ふるに及び漸次取引盛となりたるに至れり本會は幸にして相場の低迷時代に其の大部分を購入賣却するを得たるは至幸とするところなり、然るに突然として起れる金融界の動亂は遂に「モラトリアム」の實施となり時恰も受渡期を控へ市場は全く取引杜絶し其の往くところを知らざる状態なりしが本會は此非常時に際し信用組合聯合會及產業組合中央金庫の協力を得て肥料の配給を完了し得たるは不幸中の幸なり云ふを得べし其後實需

計 二二三、四七一、四七

最盛期に入り長き沈滞の反動として市況甚しく好轉し春肥

掉尾の爆發相場を演出せしが環況の不況に再び低落歩調を辿るに至れり、此間に處して本會の事業は年々進展の機運に向ひ其取扱額三六、四六五噸この金額三、一三九、七六七圓に達し前年に比し四、八〇六噸の増加を見第一年度に比較せば實に二、三一倍の増加率を示せり

取扱肥料は別表の如く大豆粕、硫酸、過磷酸を主とし之が配給區域は北海道、石川、長崎、熊本、大分、高知、沖縄の一道六縣を除く三府三十七縣にして内長野、茨城、千葉の三縣は最も多く各三千噸以上を配給し、山形、福島、埼玉の二千噸以上香川、愛媛、東京、静岡、秋田、栃木の各一千噸以上之に次ぐ

二、雜貨取引状況

本年度に度ける雜貨の取扱方針は一般經濟界の大勢に順應して大體消極方針を採り自轉車石鹼等に就て稍々積極的の宣傳擴張に努力したり、自轉車は昨年來引續き各地方に於て自轉車修繕講習會を開催し一方東京に於て一ヶ月間の長期講習會を開催して自轉車に關する學理を實際を教育し組合及聯合會に於ける自轉車技術員を養成し堅實なる基礎の上に着々取扱分量の増加を圖れり石鹼は本年度に於て新に化粧用全購石鹼及洗濯用粉末石鹼を特製したり、昭和二年三月六日第二回產業組合記念日には產業組合中央會及

品名	前年度繰越高	本年度買入高	本年度賣却高	本年度現在高
配合肥料	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
雜座紙	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
蠶座紙	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
フオルマリン	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
經濟用品	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
學用品各種	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
石鹼各種	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
家庭藥各種	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
メリヤスシャツ	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
齒磨粉	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
齒刷牙子	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
イソク	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
足袋	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
半紙	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
砂糖	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
ゴム底足袋	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
運動靴	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
夏シャツ	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
靴下	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000
自轉車及附屬品	10	1,010,000	8,990,000	1,010,000

品名	前年度繰越高	本年度買入高	本年度賣却高	本年度現在高
大豆	7,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
硫安	5,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
過燐酸	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
撒豆粕	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
硫酸加里	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
石灰蜜素	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
骨粉	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
魚肥	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
麵粉	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
肉骨粉	1,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000

各府縣支會の協力により全購聯石鹼デーを開催し全国的に宣傳を試み其賣却高化粧石鹼に於て約二萬打金額二萬六千餘圓洗濯石鹼に於て約一千箱金額一萬圓餘合計三萬六千五百八拾八圓餘の成績を得たり

本年度臨事取扱品としてゴム靴及毛布を取扱ひ概して好評を得たり

本期間冬物實需期に於ける綿製品は綿絲の暴落に伴ふて全く混亂状態となり一足十五錢の別珍足袋が市場に現はる

買入れ又は賣却したる物の數量及價格

るに至つた此間に處して本會は徒に所謂投資相場に追隨するを避けたるも品物により相當値下をなし在庫品の減少に努めたり

本年度雜貨の取扱總額は五十二萬三千圓餘にして金額に於て前年度に比し四萬八千圓を減少したるは甚だ遺憾とする所なり然れども本年度の如き一般經濟界の不況に伴ひ購買力は減少し物價の低落を重ぬる年柄に於ては蓋し已むを得ざる現象なるべし

事千石興太郎の名を以て長野、群馬、埼玉、愛知、神奈川の各縣に於ける生絲販賣聯合會及聯合會に所屬せざる重なる生絲販賣組合に對し設立者たることを承諾せられたる旨の書面を發し其の回答により更に昭和二年一月十一日付を以て左記聯合會及組合に對し一月二十八日産業組合中央會事務所に於て設立者總會開催の通知狀を發したり

- 長野縣上伊那郡 伊那生絲信用販賣組合 龍水社
- 東筑摩郡 東筑摩郡北部生絲販賣利用組合 三榮社
- 同 下高井郡 販賣利用組合高井製糸場
- 同 南佐久間郡 協同製糸販賣利用組合
- 同 北安曇郡 生絲販賣利用組合 安曇社
- 同 東筑摩郡 生絲販賣購買利用組合 共榮社
- 同 松本市 生絲販賣購買利用組合 筑摩社
- 同 同 生絲販賣購買利用組合 普及社
- 同 諏訪郡 四賀生絲販賣利用組合
- 同 群馬縣碓氷郡 信用販賣組合聯合會 碓氷社
- 同 北甘樂郡 信用販賣組合聯合會 甘樂社
- 同 同 信用販賣組合聯合會 下仁田社
- 同 埼玉縣大里郡 生絲販賣利用組合聯合會 埼玉社
- 岐阜縣土岐郡 土岐郡販賣購買組合 共益社
- 廣島縣佐伯郡 蠶糸信用販賣購買生産組合 佐伯社
- 三重縣度會郡 度會蠶糸販賣利用組合 五十鈴社
- 長野縣更級郡 更級社生糸販賣利用組合

第二 大日本製絲販賣組合聯合會要綱

- 組合製糸協理理事會に於て決定したる全國生絲販賣組合聯合會要綱左の如し。
- 一、組織 有限責任
 - 二、構成 府縣又は郡を區域とする生絲販賣事業を行ふ産業組合聯合會を本位とし聯合會なき地方に於ては生絲販賣事業を行ふ産業組合の加入を認むること
 - 三、出資 所屬聯合會又は組合の出荷する生絲百捆に付一口の割合を以て出資すること
 - 四、出資 所屬聯合會又は組合の出荷する生絲百捆に付一口の割合を以て出資すること
 - 五、業務 加入聯合會又は組合の委託を受け其の生産したる生絲に加工し又は加工せずして之を販賣すること
 - 六、經費 生絲販賣手数料を以て充つること
 - 七、賣込の方法 左記標準により事情の許す限り成行約定によること
- 第一期、一定數量以上を出荷する所屬聯合會又は組合の生絲に付ては其の商標毎に別々に販賣し其他のものは聯合會の商標により取り纏めて販賣す
- 第二期、出荷生絲は全部聯合會の商標の下に統一して販賣す

第三期、全部洋債荷造とし聯合會の商標により原標輸出をなす(直輸出を經又は直接海外消費者へ)

一ヶ年貳萬圓取扱收支計算概要

一、貸出金參拾萬圓也	參百口	運	固
内第一回拂込金九萬圓也		轉	定
資金運用		資	資
一、金壹萬五千圓也		金	金
二、金七萬五千圓也			
計金九萬圓也			
收入之部			
一、金拾壹萬七千圓也	賣込手數料	入	料
但し糸價千六百圓即一捆九百圓とし二萬圓賣上金千八百萬圓に對し		入	料
千分の六・五			
二、金壹萬圓也	荷掛費	入	費
一捆に付五十錢			
三、金參千七百五十圓也	利息收入	入	入
但し運轉資金七萬五千圓也に對する年五歩			
四、金壹千圓也	雜收	入	入
計金拾參萬壹千七百五十圓也			
支出之部			
一、金參萬八千貳百六拾圓也	人件費	費	費
二、金四萬圓也	倉敷料	費	費
三、金壹萬九百五十圓也	運搬費	費	費
但し在荷一日平均千五百圓一日平均貳錢の割			
四、金參萬貳千圓也	常備費	費	費
五、金參千六百圓也			

六、金壹萬四千五百圓也 諸經費

計金八萬參千參百拾圓也

差引利益金四萬八千四百拾圓也

一、金五千四百圓也 配當金

但し拂込金九萬圓に對する年六分

二、金貳萬圓也 特別配當金

三、金壹萬五千圓也 準備金

四、金八千四百圓也 繰越金

備考

一、手数料徴收額金拾壹萬七千圓也

内割戻金貳萬圓也

差引金九萬七千圓也

即賣上金千八百萬圓に對する千分の五・四

更に積立金壹萬五千圓也

繰越金八千四百圓也

差引(正味手数料)金七萬參千九百六拾圓也

即賣上金千八百萬圓也に對する千分の四・一一

第三 設立者總會記録

有限責任大日本生糸販賣組合聯合會設立者總會は昭和二年一月二十八日午前十一時より東京市産業組合中央會事務所に於て開會せり、出席したる聯合會並組合の理事氏名左の如し。

長野縣 保、伊那生絲信用販賣組合聯合會龍水社 山田織太郎

同 有、東筑摩郡北部生絲販賣利用組合三榮社

長野縣 有、販賣利用組合高井製糸場 宮川 良治
 同 有、生絲販賣利用組合安曇社 山田 莊左衛門
 同 有、生絲販賣購買利用組合共榮社 一志 目治郎
 同 有、生絲販賣購買利用組合筑摩社 神 戸 八 郎
 同 保、信用販賣利用組合普及社 木 下 金 逸
 同 有、四賀生絲販賣利用組合 濱 庄 左 衛 門
 同 有、更級社生絲販賣利用組合 山 崎 暢 夫
 同 有、信用販賣組合聯合會碓氷社 宮 口 二 郎
 同 有、信用販賣組合聯合會甘樂社 新 井 新 太 郎
 同 有、信用販賣組合聯合會下仁田社 佐 藤 量 平
 同 有、生絲販賣利用組合聯合會碓氷社 大 澤 寅 次 郎
 同 有、土岐郡販賣購買組合共蠶社 伊 藤 泰
 廣島縣 有、蠶糸信用販賣購買生産組合佐伯社 廣 瀬 定 太 郎

千石中央會主事は組合製糸協會理事として設立に關する經過報告をなし、終つて議長選舉に付協議したる所、滿場一致の推薦により千石主事議長となり正午一先づ休會す午後一時再開、別に印刷した定款案を原案として附議し千石主事各章別に大體の説明をなす終て各出席者の交々の質問に對し、千石主事、松本産業組合事務官、山崎蠶糸中央會參事、安田農林屬より應答あり休憩の動議出で議長休憩を宣す

午後四時開議、議長逐條審議に入る旨を宣し、第九條、

第二十六條、第五十六條、第五十七條に訂正を加へ尙理事其の他の役員並其の關係條項審議の爲特別委員選任の動議あり採決の結果委員指名を議長に一任する所あり即ち議長は左の通り指名し別室に於て特別委員會を開會したり
 午後七時開議、議長より特別委員會に於て決議したる左記事項を報告したるに滿場一致可決したり
 (一)會長及常務理事は所屬聯合會及組合役員外より選任し入選は志村中央會會頭に一任すること
 (二)理事十三名監事五名とする
 次で六十一條の持分拂戻の件に付共榮社より左の申し出であり議長之を諮りしに滿場一致決定す
 脱退の際 拂込濟出資額の半額
 解散又は資格消滅による脱退の際 拂込濟出資額の全額
 除名處分の際 同四分の一

尙主務官廳の命による法文の修正及字句の修正は議長に一任のことに決定す次に議長より設立に要する經費の件を提議し説明をなし異議なく可決し午後七時三十分散會す一月二十九日正午開會前日に引續き千石主事議長席に着き開會を宣し定款に記載すべき理事監事選任の件を附議す龍水社發言を求めて議長指名の動議を出し滿場異議なきを以て議長より會長及常務たる理事を除きたる他の役員を左の通り指名し滿場一致可決確定す

理事 碓氷社 宮 口 二 郎

理事 甘樂社 新井新太郎
 同 下仁田社 佐藤量平
 同 碓氷社 大澤寅次郎
 同 龍水社 山田織太郎
 同 同 小平一雄
 同 四賀組合 濱庄左衛門
 同 三榮社 宮川良治
 同 安曇社 清水眞虎
 同 高井製糸場 山田莊左衛門
 同 共蠶社 伊藤泰
 同 碓氷社 新井高四郎
 同 碓氷社 町田嘉之助
 同 共榮社 神戸八郎
 同 更級社 山崎暢夫
 同 佐伯社 廣瀬定太郎

議長は顧問、相談役を役員會に於て審議し第一回總會に於て推薦なしたき旨を述べ異議なく決定せり龍水社より事業の性質上常任監事選任の必要を述べ、下仁田社より同じく定款に規定するの要なきやを質し議長役員會に一任すべきを可し役員會に於て右の趣旨にて選定の上、常時監査せられんことを決議す

之を以て議事修了議長より閉會を宣し尙本會將來の發展を希望する旨を述べられ龍水社の謝辭ありて午後十二時四十分閉會す

第四 設立者の出資口數

設立者たる聯合會及組合の出資引受口數左の如し。

五拾口	長野縣	龍水社
八口	同	三榮社
五口	同	高井製糸場
貳口	同	協同製糸組合
五口	同	安曇社
拾五口	同	共榮社
五口	同	筑摩社
拾口	同	普及社
參口	同	四賀製糸組合
五拾口	群馬縣	碓氷社
四拾口	同	甘樂社
拾口	同	下仁田社
貳拾口	同	碓氷社
五口	同	碓氷社
貳口	同	共蠶社
五口	同	佐伯社
參口	同	更級社
合計二百三十八口		

第五 會長及常務理事

三月三日午前十時より産業組合中央會事務所に於て役員會を開催し會長及常務理事選定の件に付き千石主事より左記の報告ありたり

一、一月二十八日二十九日の設立總會に於て決議したる會長及常務理事の選定は甚だ遅延したり其の理由左の如し
 (一)二月九日初めて志村會頭に面會するを得たること
 (二)聯合會の設立に付て慎重に考慮を要すべき問題起りたるを以て宮口、山田兩副會長大澤理事神戶監事に協議をなすの必要生じたること
 (三)二月十九日更に志村會頭に面會し協議をなし其結果により決定したること

一、會長の選定に付ては志村會頭に於て役員組織上會長副會長制度に付て根本的の意見あり又會長を置く場合には所屬聯合會及組合役員より選任するを可とせらる而して之等問題に付ては他日志村會頭直接役員諸氏に懇談すべし、然れ共差し當り會長選定を要するを以て此の際中央會理事中より一名を推舉することなし理事月田藤三郎氏を指名せられたり
 一、常務理事は佐藤永孝氏を適任者なりとして指名せられたり同氏は横濱生糸界の元老にして内外に名を知られ至誠温厚の人格者にして輸出商間にも信望あり産業組合主義により特殊の立場にある聯合會の常務理事として適任者なるべく此の下に適材を配せば事業の經營順調なるを得べし
 役員會は満場一致之を承認したるを以て茲に役員全部決定し三月四日を以て正式に大日本生糸販賣組合聯合會設立許可申請書を神奈川縣知事に提出し三月十五日許可の

指令ありたり

第六 定 款

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會定款左の如し

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會定款

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ所屬聯合會及所屬組合ノ委託ヲ受ケ其ノ賣却スル生絲ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ有限責任大日本生絲販賣組合聯合會ト稱ス
- 第三條 本會ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本會ハ全國ヲ以テ區域トス
- 第五條 本會ノ事務所ハ之ヲ横濱市岡野町八拾番地ニ置ク
- 第六條 聯合會原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出ハ毎年六月三十日ニ取纏メ其ノ後二週間以内ニ之ヲ爲ス
- 第七條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ本會ノ揭示場ニ揭示シ且官報、中外商業新報及産業組合中央會ノ發行スル會報ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第八條 本會ハ生絲販賣事業ヲ行フ産業組合聯合會及産業組合ヲ以テ之ヲ構成ス
- 第九條 本會ノ財産ニ對スル所屬聯合會及所屬組合ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム
 - 一 出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ之ヲ算定ス
 - 二 其他ノ財産ニ對シテハ本會解散當時ノ所屬聯合會及所屬組合ニ限リ持分ヲ有シ其ノ權利ハ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

第十條 所屬聯合會及所屬組合ハ左ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ本會ニ通知スルコトヲ要ス但シ第五號及第六號ノ事項ハ每事業年度末ニ之ヲ報告スヘシ

- 一名 稱
- 二 事務 所
- 三 存立 時期
- 四 出資 一口ノ金額
- 五 出資 ノ總口數
- 六 拂込ミタル出資ノ總額

第二章 出資及積立金

- 第十一條 出資一口ノ金額ハ金千圓トス
- 第十二條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金三百圓トス
- 第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口ニ付金百圓以内ニ於テ其ノ拂込金額及期日ヲ定ム
- 第十四條 前項ノ拂込金額及期日ハ理事之ヲ定メ一箇月前ニ所屬聯合會及所屬組合ニ通知スルモノトス
- 第十五條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日付拂込ムヘキ金額ノ千分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス
- 第十六條 本會ハ出資總額ニ達スル迄每事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス
- 第十七條 加入金、増口金、過怠金及拂戻ヲ爲ササル持分ハ之ヲ準備金ニ組入ルモノトス
- 第十八條 本會ハ剩餘金ヨリ別途積立金ヲ積立ツルコトヲ得
- 第十九條 準備金ハ損失填補ニ充ツルモノトス
- 第二十條 別途積立金ハ販賣生絲力不可抗力ニ依ル災害ノ爲多額ノ

損害アリタル場合ニ於テ之カ填補ニ充ツルノ外第五十五條ニ依リ損失填補ニ充ツルモノトス

- 第二十一條 準備金及別途積立金ハ産業組合中央金庫又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入レ又ハ之ヲ以テ産業債券、國債證券、地方債證券、貯蓄債券、勸業債券、日本興業銀行ノ債券、北海道殖産銀行ノ債券若クハ農工債券其ノ他總會ノ決議ヲ經タル社債券ヲ買入ルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得
- 第二十二條 本會ニ理事拾參名監事五名ヲ置ク
- 第二十三條 理事ハ會長一名副會長二名常務理事一名ヲ互選ス
- 第二十四條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 第二十五條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ副會長ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム
- 第二十六條 會長副會長共ニ事故アルトキハ常務理事之ニ代リ會長副會長及常務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム
- 第二十七條 常務理事ハ會長副會長ヲ補佐シ會務ヲ掌理ス
- 第二十八條 理事ノ任期ハ三箇年監事ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
- 第二十九條 會長副會長及常務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ
- 第三十條 補選選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
- 第三十一條 理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第三十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハサル場合ニ限リ臨時總會ヲ召集シ補選選舉ヲ爲スモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補選
 擧ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十四條 理事及監事ハ名譽職トス但シ副會長及常務理事ハ之ヲ有
 給トス
 理事及監事ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコ
 トヲ得

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
 第二十五條 通常總會ハ毎年一回八月又ハ九月之ヲ開ク
 臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一 理事カ必要ト認メタルトキ
 二 監事カ產業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ
 三 理事開ケタルトキ

四 產業組合法第二十三條ニ依リ總會招集ノ請求アリタルトキ
 第二十六條 總會ノ招集ハ少クトモ二週間前ニ書面ヲ以テ所屬聯合會
 及所屬組合ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス
 第二十七條 所屬聯合會及所屬組合ハ總會ニ出席セシムル爲代表者一
 名ヲ定メ之ヲ本會ニ届出ツルコトヲ要ス其ノ變更アリタルトキ亦
 同シ

第二十八條 總會ハ所屬聯合會及所屬組合ノ代表者半數以上出席スル
 ニ非サレハ開會スルコトヲ得ス總會ノ決議ハ出席シタル代表者ノ
 過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事若ハ監事ノ選任又ハ解任、定款ノ變更、所屬聯合會又ハ所屬組
 合ノ除名、解散及合併ノ決議ハ所屬聯合會及所屬組合ノ代表者半
 數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス
 總會ニ於テハ急速輕微ノ事項ニ限り豫メ通知ナキモノト雖其ノ決
 議ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長ノ
 一人之ニ當リ會長副會長共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル
 監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其
 ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル
 總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム
 ルコトヲ得

第三十條 總會ニ出席スル所屬聯合會及所屬組合ノ代表者ハ三名以
 上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十一條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、會議ノ類
 末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス
 決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印
 スルコトヲ要ス

第三十二條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム
 第三十三條 本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得
 顧問ハ總會ノ推選ヲ經テ會長之ヲ囑託シ本會ノ事業ヲ援助ス
 相談役ハ理事ノ諮問ニ答ヘ又ハ本會ノ事業ニ付キ理事ニ意見ヲ開
 陳スルモノトス

第三十四條 本會ニ主事、主事補及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
 主事ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理シ主事補及書記ハ理事、
 監事及主事ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事ス

第三十五條 本會ニ技師及技手若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス
 技師及技手ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス
 第四章 事業ノ執行

第三十六條 本會ノ事業年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終
 ル

第三十七條 本會ニ於テ取扱フ物品ハ生絲トス
 第三十八條 本會ニ於テ爲ス加工ノ種類左ノ如シ

一 生絲ノ揚返シ

二 生絲ノ東裝又ハ荷造

第三十九條 所屬聯合會及所屬組合ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非レハ生絲
 ヲ他ニ賣却スルコトヲ得ス

第四十條 本會ハ適宜ノ時期ニ於テ所屬聯合會及所屬組合ニ對シ其
 ノ賣却スル生絲ニ付報告ヲ爲サシメ又ハ必要ナル調査ヲ爲スコト
 ヲ得

第四十一條 本會ニ對スル所屬聯合會及所屬組合ヨリノ生絲ノ出荷ニ
 對シテハ本會ノ指示ニ從フコトヲ要ス

前項ノ出荷ニ付荷造費及運費等ハ所屬聯合會及所屬組合ノ負擔ト
 ス

第四十二條 本會カ所屬聯合會及所屬組合ヨリ生絲ヲ受取リタル時ハ
 品等及數量ヲ査定シ理事之ヲ所屬聯合會及所屬組合ニ通知スルモ
 ノトス本會ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ生絲ニ付又同シ品
 等査定ノ方法標準及各等間ノ格差ハ豫メ總會ニ於テ之ヲ定ム

第四十三條 所屬聯合會及所屬組合ハ其ノ販賣生絲ニ付加工ノ方法代
 價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十四條 所屬聯合會及所屬組合ハ本會ニ生絲ヲ引渡シタル後ハ何
 時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分
 ノ八以内ニテ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メ
 タル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十五條 所屬聯合會及所屬組合ニ配分スヘキ生絲代金ノ計算期ハ
 毎年總會ニ於テ之ヲ定ム

毎計算期中ニ販賣シタル生絲ノ代金ハ毎計算期末各品等ニ付第四
 十二條ノ規定ニ依リ總會ニ於テ定メタル格差ヲ附シ之ヲ計算シ所
 屬聯合會及所屬組合カ委託シタル生絲ノ數量ニ應シテ之ヲ配分ス

ルモノトス但シ計算期間中ト雖代金ノ假配分ヲ爲スコトアルヘシ
 假配分ニ付テハ利息ハ之ヲ徵セス

第五十條但書ノ場合ニ於テハ計算期間中ト雖代金ノ配分ヲ爲スコ
 ノトス

假渡ヲ受ケタル所屬聯合會及所屬組合ニ付テハ前二項ノ場合ニ差
 引計算ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 販賣代金ノ一計算期間中ニ受取タル生絲ニシテ其ノ期間
 中ニ賣却スルコト能ハサリシモノニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同
 品等ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第四十七條 生絲検査ニ依リ生絲「デニール」絲及其他ノ殘絲ノ販
 賣代金ハ所屬聯合會及所屬組合ヨリ受入タル生絲ノ數量ニ應シ配
 分スルモノトス

第四十八條 本會ハ所屬聯合會及所屬組合ニ拂渡スヘキ代金ノ千分ノ
 七以内ニ於テ理事ノ定メタル歩合ヲ徵シ代金配分ノトキ之ヲ差
 引クモノトス

第四十九條 受託生絲中本會ニ於テ揚返シ、東裝荷造其他特種ノ弊費
 ヲ要シタルモノニ付テハ別ニ手数料ヲ徵シ代金配分ノトキ之ヲ差
 引クモノトス生絲ノ運賃又ハ保險料金ノ立替金ニ付亦同シ

第五十條 本會ニ於テ取扱フ生絲ハ品等ニ應シ各別ニ東裝荷造ヲ爲
 シ本會ノ商標ヲ附シ販賣スルモノトス但シ一定數量以上ヲ出荷シ
 又ハ特殊ノ取引アル所屬聯合會又ハ所屬組合ノ生絲ニ付テハ其ノ
 商標毎ニ各別ニ之ヲ販賣スルコトアルヘシ

第五十一條 本會ニ餘裕金アルトキハ產業組合中央金庫ニ又ハ總會ノ
 承認ヲ經タル銀行ニ之ヲ預入ルルモノトス

第五十二條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剩餘金處分並損失填補

第五十三條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ仍殘餘アルトキハ別途積立金、配當金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第五十四條 剩餘金ノ配當ハ其ノ剩餘金ヲ生シタル年度ノ終リニ於ケル所屬聯合會及所屬組合ノ拂込濟出資額ニ應シ其ノ率ハ年六分以下トス

剩餘金ノ特別配當ハ其ノ剩餘金ヲ生シタル事業年度内ニ於テ所屬聯合會及所屬組合カ本會ヲ通シ賣却シタル生絲ノ價額ニ應スルモノトス

前二項ノ配當ハ十圓未満ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲ササルモノトス

第五十五條 損失ノ補填ハ準備金ヲ以テシ次ニ別途積立金ヲ以テス

第六十條 本會ニ加入セムトスルキハ申込書ニ加入金壹圓及左ニ掲ケル書類ヲ添付シテ理事ニ差出スコトヲ要ス但シ第一年度ニ於テハ加入金ヲ徵セス

一 定款ノ謄本

二 最近作製シタル貸借對照表及最近年度ノ事業報告書

三 最近三箇年間に於ケル輸出向生絲販賣高種類別數量(格、色、織度別斤數及相數)、販賣委託先(問屋)別數量及賣込手數料(割戻ヲ差引タル正味)一箇年中ニ於ケル資金借入先別金額及利率並ニ借入最高時期及其ノ時期ニ於ケル借入先別金額

四 產業組合法第七十八條ノ規定ニ依ル總會又ハ總代會ノ決議録ノ謄本

申込書ニハ設立許可ノ年月日並理事ノ氏名、住所ヲ附記スルコトヲ要ス

理事加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後所屬聯合會及所屬組合名簿ニ記載ス

決議ニヨリ所屬聯合會及所屬組合ノ理事中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八章 附 則

第六十三條 本會設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス(略)

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會臨時總會の經過

有限責任大日本生絲販賣組合聯合會臨時總會は昭和二年四月二日午後一時より東京市產業組合中央會事務所に於て開會したり、出席したる所屬聯合會及組合代表者左の如し。

- 保、伊那生絲信販龍水社代表者 矢島浪三郎
- 有、東筑摩郡北野生絲販利三榮社代表者 宮川良治
- 有、販利高井製絲場代表者 山田莊左衛門
- 保、協同製絲販利組合代表者 工藤力京太郎
- 有、生絲販利組合安曇社代表者 一志自治郎
- 有、生絲販利組合共榮社代表者 神戶八郎
- 有、生絲販利組合筑摩社代表者 上條春治
- 保、生絲販利組合普及社代表者 木下金逸
- 有、四賀生絲販利組合代表者 雨宮道治
- 有、信販聯確水社代表者 宮口二郎
- 有、信販聯甘樂社代表者 新井新太郎
- 有、生絲販利聯埼玉社代表者 大澤寅次郎
- 有、土岐郡販利組合共益社代表者 伊藤泰
- 有、蠶絲販利組合佐伯社代表者 廣瀬定太郎
- 有、度會蠶絲販利五十鈴社代表者 山崎喜太郎
- 有、更級社生絲販利組合代表者 寺澤種二郎

ルコトヲ要ス

加入ノ效力ハ第五十八條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第五十七條 所屬聯合會及所屬組合カ出資ノ増口ヲ爲サムトスルキハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ前條第一項第一號乃至第四號ノ書類及同條第二項ノ附記ニ付テハ此限ニ在ラス

前項ノ増口金ハ前條ノ加入金ト同額トス

第五十八條 持分ヲ讓渡セムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

持分ヲ讓受ケムトスル者カ所屬聯合會又ハ所屬組合ニ非サルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外第五十六條ノ規定ヲ準用ス

第五十九條 所屬聯合會及所屬組合カ脱退セムトスルキハ其ノ事業年度末十箇月前ニ其ノ旨理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十條 所屬聯合會及所屬組合ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

一 出資ノ拂込又ハ過意金ノ納付ヲ怠リ二箇月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

二 第三十九條ノ規定ニ違反シテ生絲ヲ賣却シタルトキ

三 本會ノ事業ヲ妨ケル行爲アリタルトキ

四 信用ヲ失ヒタルトキ

第六十一條 所屬聯合會及所屬組合脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ノ半額ニ止ムルモノトス但シ除名ニ依ル場合ニ於テハ拂込濟出資額ノ四分ノ一ヲ解散所屬聯合會及所屬組合タル資格ノ喪失其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ依ル場合ニ於テハ拂込濟出資額ヲ拂戻スモノトス

第七十條 本會解散シタルトキハ理事其ノ清算人トナル但シ總會ノ決議ニ先チ千石中央會主事は會長及常務理事選定に關する報告をなし月田會長及佐藤常務理事を滿場に紹介す、次で來賓として出席の荷見農林省產業組合課長及岡本產業組合中央金庫理事長の講演あり、終て月田會長議長席に着し開會を宣し龍水社代表者矢島浪三郎及確水社代表者宮口二郎を決議署名人に指名し左の件を附議したり。

(一) 總會議事細則決定の件

書記、案文を朗讀したる後議長逐條審議したるものなるや否やを諮るに埼玉社代表者の發議に依り一括採決の動議を提出し議長一括可否を諮りたるに滿場異議なく可決々定す

(二) 借入金最高限度決定の件

第一事業年度に於て借入すべき借入金の最高限度に付議長滿場に諮りたるに異議なく原案通り金參百萬圓ニ決定す

(三) 餘裕金預入先決定の件

餘裕金預入先に付議長原案にて差支へなきやを滿場に諮りたるに異議なく可決々定す

一、日本勸業銀行

一、橫濱正金銀行

一、株式會社第十五銀行

一、株式會社安田銀行

一、株式會社第一銀行

一、株式會社三井銀行

一、株式會社第百銀行

(四) 定款第四十五條に依る生絲代金計算期決定の件

議長原案に付満場に諮りたるに異議なく原案通り「定款第四十五條に依る販賣生絲代金の計算期は代金受入の都度遅滞なく計算するもの」と可決々定す

(五) 定款第四十九條に依る手数料決定の件

議長原案に付満場に諮りたるに異議なく原案通り「定款第四十九條に依り徴收する手数料各販賣生絲別に實費を徴收するもの」とす、尙右の外荷掛費として販賣生絲千斤に對し金拾八圓を徴收するもの」と可決々定す

(六) 顧問推薦の件

定款第三十三條に依り推薦すべき顧問に付議長原案にて差支へなきや否やを満場に諮りたるに異議なく可決々定す

産業組合中央會々頭

志村源太郎氏

産業組合中央金庫理事長

岡本英太郎氏

日本勸業銀行總裁

梶原仲治氏

神奈川縣知事

池田 宏氏

生絲検査所長

芳賀權四郎氏

(七) 定款變更の件

議長定款第五條變更の理由を説明し之を満場に諮りたるに定款第五條「本會の事務所は之を横濱市岡野町八拾番地に置く」とあるを「本會の事務所は之を横濱市太田町二丁目四拾番地に置く」と變更することに異議なく可決々定す以上を以て議事終了したるに付議長閉會を宣し散會したり。

大日本生絲販賣組合聯合會業務細則

第一章 總 則

第一條 本會ノ業務ハ法令及定款ノ規定並ニ總會ノ決議ニ從ヒ本則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ執行ス

第二條 會長ハ一切ノ會務ヲ總理シ常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ執行ス

第三條 會長ハ左ノ事項ニ付テハ理事會ヲ召集シテ協議ヲ爲スモノトス

一、事業執行ニ關スル細則ノ制定又ハ變更

二、假渡金利率、販賣歩合金、及受託生絲ニ對スル手数料ノ決定又ハ其ノ變更

三、總會ノ召集及議案

四、一口貳拾萬圓以上ノ借入金

五、不動産ノ取得讓渡又ハ其他ノ處分

六、訴訟行為但シ所屬聯合會及所屬組合其他取引先ニ對スル債權ノ取立ニ關スル訴訟行為ハ此ノ限ニ在ラズ

七、出資第二回以後ノ拂込ニ關スル事項

八、第十三條第二項ノ承諾ニ關スル事項

九、其他重要ト認ムル事項

第四條 事業執行ニ關シ必要アルトキハ役員會ヲ開催ス役員會ハ理事及監事ヲ以テ組織シ會長之ヲ召集ス

第五條 會長ハ書面ヲ以テ理事又ハ監事ノ意見ヲ徵シ理事會又ハ役員會ヲ召集ニ代フルコトヲ得

第六條 理事三名以上ニ於テ必要ト認メ理事會ヲ召集ヲ會長ニ請求シタルトキハ會長之ヲ召集スルモノトス

第七條 理事會役員會ハ各定員ノ半數以上ノ出席ヲ以テ成立シ其ノ開會ハ會長之ヲ宣告ス

第八條 理事會又ハ役員會ノ決議ハ出席員ノ過半數ヲ以テス

第十八條 所屬聯合會又ハ所屬組合ハ本會ニ引渡シタル生絲ニ對シ代金ノ假渡ヲ請求セムトスル場合ハ生絲擔保差入承諾書(別記第一號様式)及假渡金請求書(別記第二號様式)ヲ添ヘ其ノ申込ヲ爲スヘシ

第十九條 受託生絲ニ對スル假渡金ハ其ノ假渡ヲ爲シタル日ヨリ販賣生絲代金精算ノ日迄ノ利息ヲ徴收スルモノトス

第二十條 假渡金利率販賣歩合金ノ決定及變更ニツキテハ之ヲ所屬聯合會又ハ所屬組合ニ通知スルモノトス

第二十一條 所屬聯合會又ハ所屬組合ノ商標ニヨリ各別ニ販賣シタル生絲代金ハ其ノ入金ノ都度遲滞ナク精算ヲ爲スモノトス

第二十二條 販賣シタル生絲ニ對シテハ其ノ歩合金ノ外生絲千斤ニ付十八圓ノ割合ヲ以テ荷掛費ヲ徴收シ販賣代金精算ノトキ之ヲ差引クモノトス

第二十三條 所屬聯合會又ハ所屬組合ハ送金ヲ受クヘキ爲替取組先ヲ選定シ預メ本會ヘ報告スヘシ若シ其ノ取組先ヲ選定スルコト能ハサルトキハ本會ニ於テ便宜ノ方法ニ依ルヘキモノトス

第二十四條 送金ノ爲ニ要シタル費用ハ當該所屬聯合會又ハ所屬組合ノ負擔トシ精算ノトキ之ヲ差引クモノトス

(別 記)

(第一號様式)

三 錢 收
入 印 紙

生絲擔保差入承諾書

貴聯合會ニ對シ委託販賣ノ爲引渡候左記生絲ハ貴會ノ都合ニ依リ他ニ擔保ニ供セラル、モ何等異議無之候也

昭和 年 月 日

第九條 理事會又ハ役員會ヲ開キタルトキハ其ノ議事ノ要領ヲ會議録ニ記載シ出席者之ニ記名捺印スルモノトス但シ第五條ノ場合ニ於テハ各員ノ意見書ヲ會議録ニ編綴スルモノトス

第十條 現金ハ總會ノ產業組合中央金庫又ハ取引銀行ニ預ケ入ルモノトス但シ千圓以下ニ限リ常務理事ニ於テ保管スルコトヲ得

第十一條 產業組合中央金庫又ハ取引銀行其他ヨリ現金引出シヲ爲ス場合ニハ總會長又ハ常務理事ノ署名ヲ以テスルモノトス

第十二條 常務理事ハ少クとも毎月一回試算表ヲ作成シ關係諸帳簿ト共ニ會長ノ檢閲ヲ受ケ他ノ役員ニハ毎月末試算表ヲ送附スヘシ

第二章 業 務

第十三條 所屬聯合會及所屬組合ニテ生絲ヲ他ニ出荷又ハ賣却セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ會長ノ承諾ヲ經ルヲ要ス會長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ事情ヲ調査シ理事會ノ承認ヲ經テ其取扱數量ノ二分ノ一以內ニ於テ承諾ヲ與フルコトヲ得

第十四條 所屬聯合會及所屬組合ハ每事業年度ノ終リ迄ニ翌年度中及毎月末日迄ニ其ノ翌月中ニ於テ本會ニ出荷スヘキ豫定生絲ニツキ其種類別(春、秋、黃白織度)數量ヲ調査シ之ヲ本會ニ報告スヘシ

第十五條 所屬聯合會及所屬組合ノ委託生絲ハ帝國蠶絲倉庫株式會社又ハ本會ノ指示シタル場所ニ之ヲ出荷スヘシ

第十六條 本會ハ所屬聯合會又ハ所屬組合ヨリ生絲ノ送附ヲ受ケタルトキハ其ノ送り狀ニ照シ品等及數量ヲ調査シ出荷者ニ之ヲ通知スルモノトス

第十七條 本會ニ於ケル生絲検査ニ依リ生絲「デニール」絲及其殘絲ノ販賣代金ハ検査セシ生絲ノ數量ニ應ジ出荷者ニ之ヲ配分スルモノトス

道府縣都市町村大字番地
何責任 何聯合會(何組合)
理事 何 某[Ⓔ]
有限責任大日本生絲販賣組合聯合會長 殿

一、生絲 何々 何斤
何々 何斤
計 何斤

(第二號様式)

假渡金請求書

貴聯合會へ委託販賣ノ爲引渡候左記生絲ニ對シ貴會ニ於テ
相當ト認メラル、金額ノ假渡相成度此段請求候也
昭和 年 月 日

道府縣都市町村大字番地
何責任 何聯合會(何組合)
理事 何 某[Ⓔ]
有限責任大日本生絲販賣組合聯合會長 殿

一、生絲 何々 何斤
何々 何斤
計 何斤

記

第七 第一回通常總會

□新加入組合

新に加入したる組合左の如し

一、愛知縣寶飯郡小坂井町
有限責任 生 絲 販 賣 組 合 寶 南 社

一 愛知縣寶飯郡國府町

有限責任 生 絲 販 賣 組 合 穗山社

一、愛知縣寶飯郡一宮村

有限責任 生 絲 販 賣 組 合 寶榮社

一、熊本縣菊池郡泗水村

有限責任 製絲販賣購買生產組合 泗水社

□生絲検査事務開始

横濱生絲検査所の一部を借用し、八月十六日より生絲検査事務を開始したり

□常務役員會開催

八月八日午後一時より、事務所に於て常務役員會を開催したり

□第一回通常總會開催

第一回通常總會を八月二十二日午後一時より事務所に於て開催したり當日決定の事項左の如し

一、第一事業年度財産目録、貸借対照表、事業報告書及損失金處分案承認の件

原案通り承認す

二、理事改選の件

三、監事改選の件

左記の通り改選す

新任 會長理事	碓氷社	月田藤三郎
同 理事	甘樂社	宮口二郎
同 同	下仁田社	新井新太郎
同 同	埼玉社	佐藤量平
同 同	龍水社	大澤寅次郎
同 同		山田織太郎

八、定款變更の件

定款中第五條「本會ノ事務所ハ之ヲ横濱市太田町二丁目四〇番地ニ置ク」とあるを「本會ノ事務所ハ之ヲ横濱市北仲通六丁目七七番地ニ置ク」と變更することに決定す

第八 生絲取扱高

右に本會が取扱たる生絲の受入相數、販賣相數、販賣金額を示せば左の如くである。

受入相數	販賣相數	販賣金額
八 月 中 一、四六七捆	八二五捆	六八〇、三二九圓
七月以降累計 一、八五六捆	八九八捆	七四一、二九一圓



同 同	四賀組合	濱庄左衛門
同 同	三榮社	宮川良治
同 同	安曇社	清水眞虎
同 同	高井製絲	山田莊左衛門
同 同	濃飛社	伊藤永泰
同 同	常務理事	佐藤永孝
新任 同	龍水社	河野正一
重任 同	碓氷社	新井高四郎
同 同	埼玉社	町田嘉之助
同 同	共榮社	神戶八郎
同 同	更級社	山崎暢夫
同 同	佐伯社	廣瀬定太郎

四、借入金最高限度決定の件

原案通り金參百萬圓と決定す

五、定款第四十五條に依る生絲代金計算期決定の件

原案通り代金受入の都度遅滞なく計算することに決定す

六、社團法人帝國蠶絲組合加入の件

原案通り本會並に所屬組合會及所屬組合は帝國蠶絲組合の社員となり同組合定款の定むる出資をなすことに決定す

七、餘裕金預入先決定の件

左記の通り決定す

- 一、日本勸業銀行
- 一、横濱正金銀行
- 一、株式會社安田銀行
- 一、同 第一銀行
- 一、同 三井銀行
- 一、同 住友銀行

信用組合	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
販賣組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

樺太に産業組合法の施行せられたるは大正四年六月十八日にして其の發達遅々たりし雖も大正十四年度末現在に於ては三十七組合ありて、内信用組合十四、信販組合十三、信購組合四、信販購利組合二、販購組合、販利組合、購利組合、信利組合、信販利組合各一あり、今左に種類別組合數累年比較を示せば次の如くである。

購買組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
販購組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
販利組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
購利組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信販組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信購組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信利組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二節 樺太の産業組合

販賣組合平均高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調査組合平均高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
購買組合平均高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調査組合平均高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用組合平均高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

調査組合數	大正二年	大正七年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年
貸付金及手形割引	六九四、八六七	一〇、二九、七六六	三、一〇、一〇〇	二、三三、二六三	二、五、四九九、九一四	二、六、七、七〇三	三、一、〇、四、八〇七
貯蓄平均金	六、三、一七三	六、九、一三三	九、八、六六二	一〇、一、四二七	九、八、三〇一	九、八、九四三	一〇、一、三、三三三
一組合平均	八四、五五三	四、二、二七、四七	六、七、四三、四三	八、三、四八、五八九	一一、六、六六、三九三	一一、〇、三、九、〇九	一一、〇、〇、〇、六、六六
一組合平均	七、六、六六	三、三、四七	三、〇、一〇	二、九、三九九	四、五、一、一八九	七、五、八、八八	九、一、七、七、七

事業に就きて見るに調査組合數二百八十四に就き貸付金及手形割引額は三千百四萬四千八百七圓にして一組合平均十萬九千三百十三圓を示し貯蓄總額は二千六百六萬六百七十三圓にして一組合平均九萬一千七百六十三圓を示せり。次に販賣高を二十七組合に就いて見るに其の總額九十四萬七千三百六十八圓にして一組合平均三萬五千八百八十八圓を示

せり。次に購買高を調査組合數四十に就いて見るに三百十三萬一千八百二十五圓一組合平均七萬八千二百九十六圓を示し利用料を三十四に就いて見るに四萬五千三百三十七圓にして一組合平均一千三百二十八圓を示せり。今事業累年比較を見るに左の如くである

積立金	一、九、一、六、七	六、四、九、〇、六	三、〇、〇、一、三	三、八、五、八、〇	四、六、五、四、九	五、一、七、七、八	五、六、六、四、八
借入金	二、四、一、七、八	一、六、七、七、七	三、四、〇、八、八	三、二、四、六、四	二、八、四、〇、八	二、一、三、〇、一	一、九、三、三、六
貯蓄金	八、四、五、五、三	四、七、七、〇、七	六、七、七、〇、五	八、三、四、八、九	一一、六、六、九、三	一一、〇、一、九、〇	一一、〇、〇、〇、七
計	七、〇、三、六、一	一、一、〇、二、六、二	三、〇、八、一、七	二、六、八、八、二	三、〇、八、一、三	三、八、七、九、九	四、五、〇、一、一
一組合平均	五、〇、一、七〇	六、九、一、三三	九、八、六、六二	一〇、一、四二七	一一、六、六六、三	一一、〇、三、九、〇	一一、〇、〇、〇、六
剩餘金	三、〇、〇、三三	七、八、六、六六	一、六、六、一〇	一、七、七、七	一、八、五、五、一	一、七、七、一〇	一、八、五、五、一
一組合平均	二、二、四九	四、二、六九	六、五、二九	六、二、五〇	六、一、八四	六、二、九二	五、五、七、七

第五章 雜

第一節

產業組合法發布
二十五周年記念

產業組合振興刷新要綱

大正十四年は産業組合法發布二十五周年に該當するを以て、産業組合中央會に於ては、同年一月以降各種の記念事業を行ひたるが、各府縣に於て産業組合長協議會を開催し、産業組合の振興刷新に關して熟議をなし、右協議會に於て會頭開會の辭の要旨並に議題としたる産業組合振興刷新要綱左の如くである。(第一部第一編第一章第一節参照)

産業組合法發布以來茲に二十五周年其の間組合數ハ累年増加シ事業ノ分量著シク増進ヲ見タルハ甚タ欣フヘキナリ
惟フニ産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及經濟ノ發達ヲ圖リ社會的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組合事業ノ分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセサルヘカラス若シ夫レ組合事業ノ利用カ組合員ノ一部ニ限ラレ其ノ效果一般組合員ニ及ハサルカ如キコトアラハ組合存在ノ目的ハ没却セラル、ニ至ルヘシ國家カ産業組合法ヲ設ケ組合ニ對シテ特殊ノ保護ヲ與ヘ其ノ發達ヲ圖ルハ其ノ趣旨トスルトコロ國

民ノ福祉ヲ共同ニ増進セントスルニアルヲ以テ組合理事者ハ特ニ此ノ點ニ留意シ組合員亦組合精神ノ本義ニ鑑ミテ組合ニ對スル責務ヲ盡シ貯金産業及經濟用品ノ購買生産物ノ販賣等ハ組合ヲ利用スルコト、爲スヘシ若シ組合理事者及組合員ニシテ組合ノ業務ヲ普通ノ營利事業ト同一視シ徒ラニ重キヲ事業分量ノ増加ト剩餘金ノ多額ニ置キテ組合本來ノ任務ヲ閑却シ又ハ目前ノ利害ニ拘泥シテ組合ノ利用ヲ怠ルカ如キコトアラハ組合將來ノ發達上洵ニ憂慮ニ堪ヘサルトコロナリ

産業組合ハ此ノ如ク組合員ノ共同相助ノ精神ニ依リテ個々組合ノ鞏固ヲ圖ルト共ニ其ノ地方的聯合機關ニ依リテ相互ノ關係ヲ密接圓滿ナラシメ更ニ進テ全國的聯合機關ヲ組織スルニ至リ初メテ完全ナル發達ヲ期待シ得ルモノナリト雖我國ノ現状ハ組合ト各種聯合機關トノ關係ニ於テ未タ甚タ缺クル所アリ今後益々兩者ノ間ニ於テ充分ナル聯絡ヲ保チ相互ノ關係ヲ密接ナラシメ以テ全國ニ互ル産業組合組織ノ完成ヲ期セサルヘカラス

産業組合中央會カ此ニ産業組合法發布滿二十五年ヲ機トシ産業組合ノ振興刷新ニ關スル要綱ヲ作成シ各府縣産業組合長協議會ヲ開催シテ之カ實行ニ付テ協議セントスルハ過去二十五年間ニ於テ發達シタル我國ノ組合ヲシテ益々其ノ機能ヲ發揮セシメ組合事業ノ大成ヲ期セシメントスルニアリ組合關係ノ諸氏ハ本會ノ意ヲ體シ協議事項ノ實行ニ努力セラレントヲ望ム

大正十四年四月

産業組合中央會々頭 志村源太郎

産業組合振興刷新ニ關スル要綱

第一、役員ニ關スル事項

- 一、役員ノ選任ハ公正ニ之ヲ行ヒ情實ニ流レズ適材ヲ得ルニ注意スルコト
- 二、組合長又ハ専務理事ハ事業經營上ノ技能ヲ有シ常時組合事務ヲ掌理シ得ル人物ヲ選任スルコト
- 三、役員會ハ期ヲ定メテ開催シ重要事項ニ關スル協議及報告ヲ爲シ其ノ要項ヲ記録スルコト
- 四、組合事業ノ狀況ハ常ニ組合員ニ周知セシムルコトニ努メ總代會ヲ設クルモノニアリテハ一層周知ノ方法ヲ講スルコト
- 五、理事ハ法令、定款、內規、總會決議事項ヲ嚴守シ事業ヲ公正ニ執行スルコト

六、監事ハ理事ノ職務執行ヲ監視シ定時又ハ臨時ニ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査スルコト

第二、事務員ニ關スル事項

- 一、事務員ハ廣ク適任者ヲ選擇シ其ノ待遇及修養ニ注意スルコト
- 二、事務員ノ職責ヲ明カニシ其ノ監督ヲ嚴正ニスルコト

第三、事業經營ニ關スル事項

- (一) 一般ニ關スル事項
 - 一、組合ノ區域ハ地方ノ地理的經濟的關係等ヲ考慮シテ組合事業ノ發達ヲ圖ルニ適當ナル地域ニ依ルコト
 - 二、組合員ノ増加ヲ圖リ組合事業ノ利用ヲ普及ラシムルコト
 - 三、自己資金ノ増加ヲ圖リ組合基礎ノ鞏固ヲ期スルコト
 - 四、産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會其ノ他ノ聯合會トノ聯絡ヲ密接ニスルコト
- (二) 信用事業ニ關スル事項
 - 一、貯金ノ獎勵ニ努メ自給資金ヲ潤澤ナラシムルコト
 - 二、貸出ハ資金ノ用途ニ注意シ放漫ヲ戒メ情實ニ流レサルコト
 - 三、組合資金ノ狀態ニ鑑ミ貸出最高限度及貸出金額ノ決定ニ付注意スルコト
 - 四、資力薄弱ナル組合員ニ對シテハ適當ナル償還方法ヲ

- 定メ貸出ノ便宜ヲ圖ルコト
- 五、貸出ハ資金ノ用途ニ應シテ條件ヲ定メ資金ノ固定ヲ避クルコト
- 六、延滞シタル貸出金ノ回收整理ニ努ムルコト
- 七、役員ニ對スル貸出ニ付テハ特ニ注意シ理事ニ對スルモノハ必ス監事ヲシテ行ハシムルコト
- 八、組合員ノ納稅等ハ成ルヘク組合ニ於テ其ノ取扱ヲ爲シ組合員ノ利便ヲ圖ルコト
- (三) 販賣事業ニ關スル事項
 - 一、主要生産品ノ共同販賣ヲ實行スルコト
 - 二、受託販賣ヲ原則トスルコト
 - 三、副業的生産品ニ對シテハ特ニ其ノ蒐集ニ付テ便宜ヲ圖ルコト
 - 四、購買組合又ハ中央卸賣市場トノ聯絡ヲ圖ルコト
 - (四) 購買事業ニ關スル事項
 - 一、取扱物品ノ選擇ニ注意スルコト
 - 二、仕入先ノ選擇ニ注意シ聯合會ヲ利用スルコト
 - 三、生計用品ニ付テハ現金買ヲ原則トスルコト
 - 四、賣掛代金ニ付テハ其ノ回收整理ヲ嚴正ニスルコト
 - 五、取扱物品ノ出納保管整理ニ注意スルコト
 - (五) 利用事業ニ關スル事項
 - 一、利用設備ノ計畫ニ付テハ組合員利用ノ程度、資金調達ノ方法、收支ノ計算等ニ注意シ其ノ設計、建設等ニ付テハ専門家ノ指導監督ヲ受クルコト

- 二、利用設備ノ維持管理ニ注意シ減價償却ヲ嚴正ニ行フコト
- (六) 農業倉庫ニ關スル事項
 - 一、必要ニ應シ農業倉庫事業ヲ開始シ其ノ經營ニ付テハ地方生産ノ狀況ト組合ノ經濟狀態ヲ考慮スルコト
 - 二、米穀ノ販賣ニ付テハ成ルヘク平均賣ニ依ルコト、シ此ノ場合ニハ特ニ金融ノ便ヲ圖ルコト
 - 三、乾藪裝置ヲ設ケテ藪ノ保管ヲ爲スコト
- 第四、組合ノ財務ニ關スル事項
 - 一、常ニ組合ノ清算力ニ顧ミ資力ノ充實ニ努メ財産ノ鞏固ヲ圖ルコト
 - 二、固定及流動資産ト長期及短期負債トノ關係ヲ考慮シ資産負債相互間ノ調和ヲ保ツコト
 - 三、財務ニ關スル重要ナル事項ハ必ス各理事ノ協議ヲ以テ處理スルコト
 - 四、事務取扱ニ關スル規程ヲ完備シ事務分擔ヲ適當ナラシメ殊ニ現金出納事務ト記帳事務トハ同一人ニテ處理セサルコト
 - 五、現金及物品ノ管理出納ニ付テハ特ニ之ヲ嚴シ確實ニ行フコト
 - 六、會計帳簿ハ確實ナル突合ノ方法ヲ備フル様其ノ組織ヲ整備シ敏速正確ニ記載スルコト
 - 七、帳簿、證書其ノ他必要ナル書類ノ保存ニ注意スルコト

第二節 産業組合記念日

産業組合中央會は大正十四年より産業組合法發布の日たる三月六日を以て産業組合記念日とし、全國一齊に各種の記念施設をなすこととなしたるが、其の由來、目的、計畫事項及施設事例等左の如くである。

第一 産業組合記念日の由來及目的

我國の産業組合運動は産業組合法發布後二十七年の歴史を有するに過ぎないが、其の急速なる進展を來せるは吾人の驚歎に價するものである。然し乍ら其の發達たるや、正當を缺くもの、如く、都市に其の普及發達少なきは遺憾に堪えざるころである。其の原因多々あるべし。雖も、主として産業組合の主義精神の不徹底、又は組合員の自覺の足らざることに歸着するのである。

- 八、積立金及餘裕金ノ管理ニ付テハ主トシテ産業組合聯合會及産業組合中央金庫ヲ利用シ又銀行預金ニ付テハ常ニ預入銀行ノ信用ヲ調査シ有價證券ハ最モ確實ナルモノヲ選ヒ保護預ケトナスコト
- 九、不確實ナル債權其ノ他ニ付テハ適當ニ之ヲ整理シ又資産ニ對スル相當ノ減價償却ヲ行フコト
- 十、損益ニ關スル計算ハ正確ヲ期シ確實ニ收入スルノ見込ナキモノハ之ヲ計上セサルコト

現代の經濟社會に於ては、各人は獨立自營以て各自の産業を營み、交易を行ひ、人類共存の實を擧げねばならぬ。殊に、吾が國産業組合は其發達の當初に當つて官廳の力によつて設立せられ保護せられたる爲め、組合員各自の自助的精神に於て缺くるころ多く、組合は宛も慈善的恩惠的團體の如く思惟せられたる傾向があつた。然し乍ら、産業組合は言ふ迄もなく社會の大多數を占むる中小産者が相倚相集つて各自の小なる力を合せ相互的に各自の産業經濟の發達を圖らんとするものであつて、決して保護的團體、救助的團體ではなく、何處迄も自助的經濟團體である。即ち産業組合は多數の共同の力によつて各自の自營を補はんとするものであるから、各人は常に組合を利用して各自の自助により其の産業及經濟を進展し生活の向上を圖らなければならぬ。此の意味に於て産業組合は一の經濟的團體たるに共ニ亦一の精神的團體であるのである。

大正十四年を以て二十五周年を迎へ、來るべき五十周年

に向つて第一步を踏み出したる吾が國産業組合運動は、其主義精神の普及徹底を圖り、以て形式内容共に偉大なる發達を期せねばならぬ。之が爲めには元より組合關係者の凡てが、其の指導方面、實務方面各自の充分なる自覺と努力とに俟たねばならぬ事は言ふ迄もないが、組合精神の普及宣傳の一方策として、一年の中或る一定の日を以て特に全國一齊に産業組合運動の氣勢を擧げ、所謂デモンストレーションを爲すことは極めて有意義であり、産業組合の精神や効果を洽く社會に普及せしむるに共、組合員各自をして充分自覺せしむるの機會が與へられるに信するのである。是れ大正十五年度より産業組合法發布の日たる三月六日を以て産業組合記念日として全國一齊に各種の記念的施設を爲し以て産業組合を祝福するに共、其の普及發達を圖らんとする主旨に外ならぬのである。

此の企圖は、海外に於ては一九二二年から産業組合デーとして毎年七月の第一土曜日をして國際的に行はれてゐるのであるが、夫より先き數年前より國際的産業組合運動の堅實安固を圖る爲めに毎年或る一定の日を以て各地に於て示威行列を爲さんとの議が起つたのを、國際産業組合聯盟が提案して一九二二年から之が舉行するにまつたのである。一九二六年第四回の産業組合デーを舉行したが、歐米各國に於ては産業組合思想の宣傳や産業組合の捷利を宣言し、一方此の運動の大なる標的と功績に對して公衆の注意を喚起せん爲に大々的に各種の宣傳施設を行つたのであ

る。

我國に於ても組合記念日制定以前、此の産業組合員デーの開催を要望し、既に長野縣に於ては大正十四年九月一日の産業組合法實施の日を以て縣下四百有餘の組合が一齊に各種の施設を爲し相當の成績を擧げて居た。

産業組合記念日の舉行方法に關しては、歐米諸國の如く必しも各組合に於て所謂お祭騒ぎをするを懲悪するものではない。各地各組合の事情によつて最も有效な方法を選び、此の一日を有意義に迎へて我が産業組合運動の氣勢を擧げ以て更に其の普及發達を期せんことを望むものである。記念日の三月六日は各地の天候や産業上の繁閑等によつては不適當な地方もあるやも圖り難いが、全國一様に好都合の日を定むるに云ふことは到底困難であるから、我國に於ける春季の初にして産業組合法の發布せられたる日を以て記念日とするのが最も適當と思はれるのである。地方の事情によつて三月六日が全然不適當であれば、之を繰上げ又は繰下げること己むを得ない事であるが、成るべくは一齊に同日を期して舉行したいのである。

第二 第一回産業組合記念日に

對する産業組合中央會の
指示事項及計畫事項

第一回産業組合記念日は大正十五年三月六日に舉行され

たが、産業組合中央會が各組合に指示せる事項及其の計畫事項は次の如くである。

甲、指示事項

- 一、毎年三月六日（産業組合法發布の日）を以て産業組合記念日とすこと、但し産業組合日、産業組合デー等の如き名稱を用ふるも差支へなきこと。
- 二、各組合は産業組合記念日を期して組合主義の普及、組合員の共同團結、組合理業の發展等に適當なる方法を定め之を實行すること。
- 三、本會及各支會に於ては宣傳ポスターの作製、印刷物の配布等を行ひ尚各組合の施設事項に付可及的便宜を圖ること。
- 四、各組合は其の地方の状態、組合の事情等に應じ任意の方法を實行すること。
- 五、各組合に於て實行すべき事項の主要なるものを例示すれば左の如し。
 - (一) 産業組合事務所に國旗及組合旗を掲揚すること（組合旗は本會に於て制定の豫定）
 - (二) 組合店舗の裝飾特別賣出
 - (三) 組合員各戸に國旗の掲揚
 - (四) ポスター、小冊子類の配布
 - (五) 全組合員の貯金實行
 - (六) 全組合員の組合取扱品の購買販賣又は設備の利用
 - (七) 未加入者の加入

(八) 出資の増口

(九) 組合員の總集會を催し、講演會、茶話會、展覽會、運動會、音樂會、活動寫眞、簡易な祝宴、假裝行列、旅行列、提灯行列等を行ふ

(十) 詩歌、俳句、川柳、俗謡等の懸賞募集又は其の發表

乙、實行事項

一、ポスター配布

「産業組合記念日」「三月六日」の字を入れ、赤字にして印刷せるポスター三萬枚を各道府縣支會を通じて各組合に配布した。

二、電車切符廣告宣傳

東京市内の電車乗換切符の裏面に宣傳記事を廣告し、一般市民に産業組合の何物なるかを知らしめた。

三、ラヂオ放送

三月六日午後七時二十分より東京放送局に於て本會志村會頭は「産業組合に就て」と題し、約三十分互つて講演を放送した。

四、記念祝賀會

中央會職員一同は當日、業を休み、事務所樓上にて午餐を共にし祝杯を擧げて産業組合運動の隆盛を祈つた。

第三 各地に於ける第一回産業

組合記念日の施設事例

大正十五年三月六日各組合に於て第一回の産業組合記念日が舉行されたが、最初にして倚るべき所を知らざるに、各自盛大に此の記念日を祝福し、各種の施設を爲し、産業組合運動の氣勢を擧げたるは、寔に欣快に堪えないところである。其の實行せる所、産業組合中央會の指示せる事項多し。雖も亦、特殊例少からざるを以て、産業組合中央會に報告ありたる其の主要なるものを次に掲げて今回の記念日の參考に供したいと思ふ。

- 國旗掲揚 宣傳ビラ並ポスター配布 旗行列 提燈行列
- 假裝行列 新聞に組合記事掲載 講演會 活動寫眞會
- 運動會 家族慰安會 追悼法會 娛樂會 茶話會 煙火
- 打上 産業組合功勞者表彰 模範組合員表彰 産業組合
- 宣傳人形劇 共同造林 販賣米品評會 蕪工品競技會
- 記念販賣デー 店舗の裝飾 書畫展覽會 記念植樹 記
- 念貯金 出資の増口 未加入者の勧誘 利用部開設 福
- 引販賣 小學生徒の旗行列

以上の如く組合宣傳に屬するもの、組合員並家族慰安に屬するもの、事業發展を期する計畫等種々の施設を爲したるが、就中行列隊の編成に就て、會合を爲す上に於て、地方の小學校在郷軍人團、青年團、少年團、婦人會、處女會等の團體を協力して實行したるは産業組合思想を涵養する最善の方法であり、其の發達を期すに一段の効果があるものである。

第四 第二回産業組合記念日に對する産業組合中央會の指示事項及計畫豫定事項

昭和二年三月六日第二回産業組合記念日を舉行するに際し、各組合が實行計畫あるやう産業組合中央會の指示せる施設事項を其計畫豫定事項は左の如くである。

甲、指示事項

- 一、各組合は當日祝意を表する爲、組合主義の高潮、組合員の共同團結、組合事業の發展に付き適當なる方法を定め之を實行すること
- 一、各組合に於て實行すべき事項は其の地方の状態、組合の事情に應じ異なるべきも主要なる事項を例示すれば左の如し
- (一) 宣傳パンフレットの配布又は發賣をなすこと
- (二) 組合事務所に國旗及組合旗を掲揚すること
- (三) 組合員各戸に國旗若は組合旗を掲揚すること
- (四) 組合員店舗の裝飾及特別賣出
- (五) 組合取扱品の購買、販賣又は設備の利用
- (七) 石鹼デーを催し當日一齊に組合員に全購聯特製石鹼を購買せしむること
- (八) 組合員加入の獎勵
- (九) 出資の増口の獎勵

(十) 講演會、茶話會、展覽會、運動會、音樂會、假裝行列、旗行列、其他の組合員集會

(十一) 青年會又は處女會をして産業組合に關する讀書會又は討論會を催せしむること

一、地方の事情により數日に互り施設をなさんとする組合は記念週間を設くること

以上施設事項を指示したるが圖らずも諒間に際會したるを以て、各種の實行事項中餘興に互るものは成るべく之を避け、凡て華美に流れざるやう質素を旨とし實質的組合事業の發展に適切なる方法を實行すべきである。

乙、計畫豫定事項

一、中央會に於て宣傳ポスターを作成し注文により實費額

第二節 表彰規程、功勞者規程

産業組合中央會の優良組合表彰規程並に功勞者規程左の如し

第一、表彰規程

第一條 産業組合中央會ハ毎年一回成績優良ナル産業組合ニ對シ左記表彰ヲ行フ

- 一、中央會會頭ノ名ヲ以テ賞狀ヲ贈與スルコト
- 二、中央會會報ニ表彰ノ旨ヲ記シ其ノ成績ヲ掲グルコト

第二條 表彰スヘキ組合ハ中央會會員ニシテ左記各號ニ該當スルモノニ限ル

- 一、法令及定款ニ違背ナキコト
- 二、帳簿書類其ノ他事務上ノ整理行届キ居ルコト
- 三、組合ノ區域ハ相當ノ大サヲ有スルコト
- 四、組合員ハ區域内ノ者ヲ相當包含シ居リ減少ヲ見サルコト
- 五、事業ノ分量多ク其事業ハ各組合員ニ行キ互リ居ルコト
- 六、收入支出適良ニシテ相當ノ剩餘金アリ積立金増加スルコト

- 七、組合員ノ事業進歩シ産業ノ地方的改善行ハルコト
- 八、組合員ノ富力増進スルコト
- 九、組合員ノ徳義ヲ上進スルコト
- 十、區域内ニ於ケル共同施設ノ效果舉リ比隣ニ對シ感化力ノ見ルヘキモノアルコト
- 十一、組合設立後五年以上ヲ經過シタルモノナルコト
- 第三條 組合成績ノ調査ハ支會長ノ申告アリタルモノニ就キ會頭ノ指名セル調査委員ニ於テ之ヲ行ヒ參事ニ諮リ理事之ヲ決スルモノトス
- 第四條 表彰ヲ受ケタル後五年以上ヲ經過シ成績特ニ顯著ナル組合ニ對シテハ恩賜財産特別獎勵金ヲ交付シ更ニ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
- 第五條 表彰セラレタル組合ニ對シテハ大會ニ於テ其ノ組合理事者ヲシテ實驗談ヲ爲サシムルコトアルヘシ
- 第六條 表彰セラレタル組合ハ之ヲ簿册ニ登錄シ永遠ニ保存スルモノトス
- 第七條 賞狀ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ請求ニヨリ再ヒ交付スルコトアルヘシ

第四節 産業組合關係法規

産業組合に關する諸法令は産業組合中央會發行の「産業組合關係法規」に蒐録せらるゝ所なるが其の主要なるもの及び大正十五年（昭和元年）、昭和二年に於て發布せられたる産業組合關係法規並に産業組合に關する判例左の如く

- 第八條 表彰セラレタル組合ニシテ經營當ヲ失シ成績不良ニ陥リタルトキハ表彰ヲ無効トシ其ノ旨會報ニ登載シ且第六條ノ簿册中ヨリ之ヲ抹消ス前項ノ場合ニ於ケル調査方法ハ第三條ノ例ニ依ル
- 第九條 本規定ハ産業組合聯合會ニ之ヲ準用ス
- 第二、功勞章規定
- 第一條 本會ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ對シ功勞章ヲ贈進ス
 - 一、産業組合ノ普及發達ニ盡瘁シ功勞顯著ナル者
 - 二、産業組合ノ經營ニ盡瘁シ功勞顯著ニシテ他ノ範トナル者
- 第二條 功勞章ハ之ヲ分チテ左ノ三種トス
 - 一、紫 綬 功 勞 章
 - 二、紅 綬 功 勞 章
 - 三、綠 綬 功 勞 章
- 第三條 功勞章ハ理事ノ決議ニヨリテ之ヲ贈進スルモノトス
- 第四條 功勞章ヲ贈進シタルトキハ簿册ニ登錄シ永遠ニ之ヲ保存スルモノトス
- 第五條 功勞章ヲ毀損シ又ハ紛失シタルトキハ請求ニ依リ實費ヲ徴シテ再ヒ交付スルコトアルヘシ

である。

- 産業組合法
- 産業組合法施行規則
- 産業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件

- 市街地信用組合ノ拂戻準備金ノ管理ニ關スル件
- 産業組合法第一條ノ規定ニ依ル市街地指定ノ件
- 産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依ル利用組合ノ設備指定ニ關スル件
- 産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件
- 産業組合登記取扱手續
- 産業組合登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ノ請求等ニ關スル手数料ノ件
- 産業組合ニ關スル登記ヲ取扱フ登記所ノ件
- 農業倉庫業法
- 農業倉庫業法施行規則
- 農業倉庫業法第一條第一項第一號ノ規定ニ依ル物品指定ニ關スル件
- 農業倉庫獎勵規則
- 農業倉庫及聯合農業倉庫取扱心得
- 産業組合中央金庫法
- 産業組合中央金庫法施行規則
- 産業債券令
- 日本勸業銀行法抄
- 農工銀行法抄
- 北海道拓殖銀行法抄
- 貯蓄銀行法抄
- 郵便貯金法抄
- 郵便貯金規則抄

- 會計規則抄
 - 所得稅法抄
 - 登錄稅法抄
 - 印紙稅法抄
 - 印紙稅ニ關スル主稅局通牒
 - 市町村財務規程抄
 - 簡易生命保險積立金貸付規則
 - 家畜市場法施行規則抄
 - 米穀買入手續抄
 - 水産講習所種苗拂下規則抄
 - 自作農創設維持補助規則抄
 - 林業共同施設獎勵規則抄
 - 共同購倉庫及共同乾繭裝置助成規則
 - 乳肉卵共同處理獎勵規則抄
 - 金融組合令
 - 朝鮮産業組合令
 - 朝鮮産業組合令施行規則
 - 臺灣産業組合規則
 - 臺灣ニ産業組合法第六條ヲ施行ノ件
 - 臺灣産業組合規則施行規則
 - 産業組合法ヲ樺太ニ施行スルノ件
 - 樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件
 - 樺太産業組合法施行規則
- 大正十五年（昭和元年）、昭和二年に於て發布せられたる

産業組合關係法規並に判例左の如し。

地方税法施行令

第五十一議會に於て成立せる地方税法施行に關する勅令は「府縣の負擔に歸する費用の件」を以て公布、大正十六年四月一日から實施せらるゝこととなつた。其の主要條項は左の通りである。

地方税法施行令 勅令第三三九號

- 第一條 大正十五年法律第二十四號第九條ノ家屋トハ住家、倉庫、工場其ノ他各種ノ建物ヲイフ
第二條 家屋ノ賃借價格ハ貸主ガ公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ家屋ヲ賃借スル場合ニ於テ賦課期日ノ現狀ニ依リ貸主ノ取得スベキ金額ノ年額ヲ以テ之ヲ算定ス
第三條 第一項及第二項ノ場合ニ於テハ其ノ家屋ノ賃借價格ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル類似ノ他家屋ノ賃借價格ニ比準シテ之ヲ定ム
第三條 家屋稅ノ賦課期日後建築セラレタル家屋ニ付テハ工事竣成ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ家屋稅ヲ賦課ス(後省略)
第四條 大正十五年法律第二十四號附則第四項ノ規定ニ依リテ府縣ニ於テ家屋稅ヲ賦課スル場合ニ於テハ建物ノ構造、坪數、用途及敷地ノ地位ニ依リ家屋ニ等差ヲ設ケテ之ヲ賦課ス
第五條 第六條、第七條、第八條、第九條(省略)
第十條 戶數割ヲ賦課スル市町村ニ於テ賦課スベキ家屋稅附加稅ノ賦課率ハ本稅百分ノ五十以內トス
特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シ其ノ百分ノ十二以內ニ於テ課稅スルコトヲ得(後省略)

第十一條 (省略)

第十二條 大正十五年法律第二十四號第十五條ノ規定ニ依リ營業稅ヲ賦課スベキ營業ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

運河業、棧橋業、船舶碇繋事業、貨物陸揚揚業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊技場業、遊覽所業、藝妓置屋業

第十三條、第十四條、第十五條、(省略)

第十六條 營業稅附加稅ノ賦課率ハ本稅百分ノ八十以內トス特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第十七條 大正十五年法律第二十四號第十九條ノ規定ニ依リ雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

船、車、水車、市場、電柱、金庫、牛馬、犬、狩獵、屠畜、不動產、取得漁業、遊藝師匠、遊藝人、相撲、俳優、藝妓其ノ他之ニ類スル者演劇其ノ他興行、遊興、前項ニ掲グル課目ハ府縣ニ於テ之ヲ取捨スルコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テ第一項ノ種類以外ノモノニ對シ雜種稅ヲ賦課セントスルトキハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタベシ

第十八條 第十九條(省略)

第二十條 雜種稅附加稅ノ總額ハ本稅總額ノ百分ノ八十九以內トス特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ賦課スルコトヲ得

第二十一條 戶數割總額中納稅義務者ト資産ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戶數割總額ノ十分ノ二ニ超ユルコトヲ得ズ

第二十二條 (省略)

第二十三條 同一人ニ對シ數市町村ニ於テ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ各其ノ市町村ニ於ケル所得ヲ以テ其ノ者ノ資力算定ノ標準タル所得トス其ノ所得ニシテ分別シ難キモノアルトキハ關係市町村

ニ平分ス

戶數割ヲ納ムル市町村以外ノ地ニ於ケル所得ハ納稅義務者ノ資力算定ニ付住所市町村ニ於ケル所得ト看ナス

前二項ニ規定スル所得計算ニ付關係市町村異議アル場合ニ於テ其ノ府縣内ニ止マルモノハ府縣知事、數府縣ニ互ルモノハ內務大臣之ヲ定ム

第二十四條 第二十五條、第二十六條(省略)

第二十七條 戶數割ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一、市ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル市稅豫算總額百分ノ三十七

二、町村ニ在リテハ其ノ總額當該年度ニ於ケル町村稅豫算總額ノ百分ノ六十

特別ノ必要アル場合ニ於テハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ前項ニ規定スル制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得

第二十八條、第二十九條(省略)

第三十條 北海道移住民ニシテ主トシテ耕作又ハ牧畜ノ事業ニ引續キ從事シ移住ノ日ヨリ三年ヲ經過セザル者ニ對シテハ戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ズ

附 則 本令ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス(後省略)

地方稅に關する法規施行規則

地方税法施行令ノ實施上必要ナル施行規則ハ、十一月二十七日ノ官報ヲ以テ公布セラレタ、其ノ主要條文左ノ通りデアル。

第一條 大正十五年法律第二十四號十一條各號ノ家屋ノ範圍ハ府縣ニ於テコレヲ定ムベシ

第二條 營業稅ハ營業ノ純益ヲ標準トシ又ハ營業ノ收入金額(賣上金

額、請負金額、報價金額ノ類ヲ含ム)資本金額、營業用建物ノ賃借價格若クハ從業者ノ數ヲ標準トシテコレヲ賦課シ又ハ定額ヲ以テ之ヲ賦課ス

第三條 營業收益法第七條ノ規定ハ營業稅ノ賦課ニ之ヲ準用ス

專ラ行商又ハ露店營業ヲナス者ニ對シテハ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第十二條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

一、家督相續又ハ遺產相續ニ因ル不動産ノ取得

二、法人ノ合併ニ因ル不動産ノ取得

三、信託財產ニシテ委託者カ信託行爲ニヨリ信託利益ノ全部ヲ享受スベキ不動産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得、但シ當該不動産ニツイテソノ後受託者ヲ變更シタル場合オヨビ信託法第二十二條ノ規定ニヨリ固有財產トナシタル場合ニ於テハソノ時ニ不動産ノ取得アリタルモノト看做シ雜種稅ヲ賦課ス

四、信託ニ付受益者又ハ歸屬權利者ノ不動産ノ取得

五、信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ不動産ノ取得

第十三條 漁業ニ對スル雜種稅ハ當分ノ間從來ノ例ニヨリコレヲ賦課ス

第十四條、遊藝師匠、遊藝人、角力、俳優、藝者ソノ他コレニ類スル者ニ對シテハソノ住所府縣ニ於テ雜種稅ヲ賦課スソノ住所府縣ニ於テコレヲ課セザルトキハ三月以上滞在ノ府縣ニ於テコレヲ賦課ス

第十七條 遊興ニ對シ消費金額ノ全部ヲ標準トシテ賦課スル雜種稅ハ遊興者一人當一回ノ消費金二圓ニ滿タサルモノニコレヲ賦課スルコトヲ得ズ

第二十條 戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニヨリ計算ス

- 一、營業ニ非サル貸金ノ利子並公債、社債、預金及ヒ貯金ノ利子ハ前年中ノ收入金額
- 二、山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
- 三、賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリソノ年二月末日マテノ收入金額
- 四、法人ヨリ受クル利益若クハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリソノ年二月末日マテノ收入金額但シ無記名株式ノ配當ニ付テハ同期間内ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額
- 五、株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ要スル金額又ハ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カソノ株式ノ拂込金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハソノ超過金額ハコレヲ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス
- 六、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及ヒコレ等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非サルモノニ付テハソノ年ノ豫算年額
- 七、前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハソノ年ノ豫算年額
- 八、信託財産ニ付キ生スル所得ニ關シテハソノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スヘキ受益者カ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得額ヲ計算ス

算入シタルモノハコノ限ニアラス

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニオイテハ最近ノ戶數割賦課ノ時ニ算定シタル所得額ヲモツテソノ資力算定ノ標準トス但シマタソノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開始ノ日ニ屬スル年ヲ基準トシ前各號ノ規定ニヨリコレヲ算定ス

第二十一條 前條第一項第二號及ヒ第六號ノ規定ニヨリ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜ソノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及ヒコレニ關聯スルモノハコレヲ控除セス

第二十二條 第二十條第一項第六號ノ規定ニヨリ所得計畫ニ付損失アルトキハ同條第一項第五號ノ規定ニヨリ所得ヨリコレヲ差引キテ計算ス

第二十三條 第二十條乃至前條ノ規定ニヨリ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハソノ所得中俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料、賞與及ヒコレ等ノ性質ヲ有スル給與ニツイテハソノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千五百圓以下ナルトキハ同十分ノ四、八百圓以下ナルトキハ同十分ノ五ニ相當スル金額ヲ控除ス

第二十四條 第二十條乃至前條ノ規定ニヨリ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者及ヒコレト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齢十四歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具廢疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニヨリソノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニヨリ金額ヲ控除ス

- 一、所得千圓以下ナルトキ
- 二、所得千圓以上ノ者又ハ不具廢疾者

第二十條 戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニヨリ計算ス

- 一、所得二千圓以下ナルトキ 一人ニ付 百圓以内
- 二、所得三千圓以下ナルトキ 一人ニ付 七十圓以内
- 三、所得三千圓以下ナルトキ 一人ニ付 五十圓以内

前項ノ不具廢疾者トハ心神喪失ノ常況ニアル者、聾者、啞者盲者ソノ他重大ナル傷病ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニコレヲ算入セス

- 一、軍人從軍中ノ俸給及ヒ手當
- 二、扶助料及ヒ傷痍疾病者ノ恩給又ハ退職料
- 三、旅費、學資金、法定扶養料及ヒ救助金
- 四、營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
- 五、日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ外國ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

第二十六條 戶數割納稅義務者第二十條第一項第五號及ヒ第六號ノ所得額二分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年一月三十一日マテニ戶數割ノ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十條第四項但書ニ該當スル者ハ賦課後十四日マテニ賦課額ノ更訂ヲ請求スルコトヲ得

第二十二回全國産業組合法會に於テ、東京支會より協議問題として、消費的購買組合の運轉資金に對しても低利資金を供給せらるゝ様産業組合法會取撥順序を改正せられ且之が資金を特別に配當せられ度件に付き提案せられ、協議の結果可決されたが、此の決議に基き産業組合法會中央會より農林、大藏當局に建議し置きたるころ、昭和二年一月十八日農第一三三九七號農林、大藏兩次官通牒により改正發布せられた。

- 一、本通牒中「農商務」ヲ「農林」ニ改ム
- 二、第二條中「郡」ヲ削ル
- 三、第二條ハ(一)ヲ左ノ如ク改ム
- 四、第五條第一項中「第九條但書ノ場合又ハ三萬圓未滿ノモノニ在リテハ」ヲ「第九條第一項ノ場合ニ於テハ」ニ改ム
- 五、第九條日本勸業銀行ノ取扱ニ係ル本件資金ノ貸付ニシテ一口三萬圓未滿ノモノハ農工銀行ヲシテ其ノ貸付ヲ代理セシムベシ但シ一口三萬圓以上ノモノト雖特別ノ事由アルトキハ農工銀行ハ農林、大藏兩大臣ノ認可ヲ得テ代理貸付ヲ爲スコトヲ得
- 六、日本勸業銀行ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ農林、大藏兩大臣ノ認可ヲ得テ一口參萬圓未滿ノ直接貸付ヲ爲スコトヲ得

産業組合資金取扱順序改正の件

本令ハ大正十六年度分ヨリコレヲ適用ス
府縣稅戶數割規則施行細則ハ大正十五年度分限リコレヲ廢止ス

臺灣産業組合法規の改正

臺灣産業組合法規中改正の件

大正十年法律第三號に依り勅裁を得、大正十五年十二月十八日律令第八號を以て左の如く公布されたり。

第一條中「郡長」ヲ「北海道廳支廳長」ニ改メ第四條及第五條ヲ削ル
附 則
本令ハ大正十五年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣産業組合規則施行規則改正ノ件

大正六年府令第六十六號臺灣産業組合規則施行規則ハ大正十五年十二月十八日臺灣總督府令第八十五號ヲ以テ左ノ如ク改正セラレタリ。

第一條ノ二 産業組合法第一條第八項ノ規定ニヨリ利用組合ノ設備ニテ組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ルモノヲ指定スルコト左ノ如シ
電氣設備、水道、種畜

第一條ノ三 利用組合ハ定款ヲ以テ定ムルニ非サレハ組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用セシムルコトヲ得ス

第一條ノ四 産業組合法第一條第七項ニ組合員タルコトヲ得サル者ト稱スルハ法令若ハ定款ノ規定ニ依リ又ハ出資ノ能力ナキ爲組合ニ加入スルコトヲ得サル者ヲ謂フ

第一條ノ五 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ノ設立ノ許可ヲ申請スル者ハ定款ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スヘシ
一 申請ノ理由
二 設備ノ規模及其ノ能力
三 組合ノ設備利用ノ程度
四 設備ニ關スル事業施行ノ方法
五 設備費
六、一事業年度ノ收支概算
七、組合員數、組合員戶數、區域内戶數及組合員タルコトヲ得サル者ニシテ設備ヲ利用シ得ルモノノ種類戶數

組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用セシムル爲定款ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ認可申請書ニ前項第二號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類、財産目録及貸借對照表ヲ添付スヘシ
組合合併ノ際定款ヲ以テ前項ノ事業ヲ行フ旨ヲ定ムトスル場合ニ於テハ其ノ認可申請書ニ第一項各號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ
第一條ノ六 産業組合法第一條第七項ノ事業ヲ行フ利用組合ハ其ノ區域内ニ於ケル組合員タルコトヲ得ル者ノ三分ノ二以上ヲ組合員トスルモノニ限ル
第一條ノ七 組合員タルコトヲ得サル者ニシテ産業組合法第一條第八項ノ規定ニ依リ指定シタル設備ヲ利用シ得ルモノハ組合ノ區域内ニ居住スル者ニ限ル但シ左ノ各號ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラス
一 電氣設備ニ在リテハ組合ノ區域内ニ於テ家屋物件ヲ所有シ使用シ又ハ占有シ之カ爲メ其ノ設備ヲ利用スル必要アル者
二 其ノ他ノ設備ニ在リテハ前號ニ掲グル者及定款ヲ以テ規定シタル者
第一條ノ八 組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ設備ヲ利用セシムル場合ニ於ケル利用料ハ實費ヲ超ユルコトヲ得ス
第九條ノ二 産業組合法第一條第七項ノ規定ニ依リ設備ノ利用ニ付テハ組合員ノ利用、區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ
第十三條 第一項第十號トシ第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
十 産業組合法第一條第七項ノ規定ニ依リ設備ヲ利用セシムル利用組合ニ在リテハ組合員タルコトヲ得サル者ノ利用程度ヲ表示スヘキ事項
第十七條 剩餘金ノ配當ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量又ハ拂込ミタル出資額ニ對スルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シ配當スヘキ剩餘金ニシテ出資ノ拂込ニ充テサルモノハ拂込ミタル出資額カ出資總額ノ二分ノ一ニ滿タル場合ニ限り配當スヘキ剩餘金ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得
拂込ミタル出資額ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ年一割二分迄之ヲ増加スルコトヲ得
附 則
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ拂込ミタル出資額以外ノ持分ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ行フ者ヲ定款ヲ以テ定メタル組合ノ剩餘金ノ配當ニ付テハ大正十五年十二月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル但シ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受ケタルトキハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

登録税法、印紙税法の改正

昭和二年三月二十六日を以テ終了したる第五十二回帝國議會に於テ可決せられた登録税法、印紙税法の改正法は去三月二十九日を以テ公布せられた。其抄録左の如し。

登録税法中ノ改正ノ件

昭和二年三月二十九日法律第六號

登録税法中左ノ通り改正ス

第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録税ヲ課セス但シ第八號、第九號、第十一號、第十二號及第十四號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル
(一一六省略)

七 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、漁業組合、漁業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ニ付産業組合法、漁業法、重要輸出品工業組合法又ハ輸出組合法ニ基キテ爲ス登記
八 自作農ノ創設維持ノ爲ニスル北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記
九 北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會カ自作農ノ創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記
十 北海道府縣市町村、産業組合又ハ住宅組合カ住宅ノ供給ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記
十一 住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ住宅組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記
十二 北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ヨリ自作農創設維持ノ爲資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ土地所有權ノ取得ノ登記
十三 農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者ノ農業倉庫若ハ聯合農業倉庫又ハ其ノ敷地ニ關スル權利ノ取得ノ登記
(十四省略)

附 則
本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)
第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録税ヲ課セス

(一一四省略)
五 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、漁業組合、漁業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ニ付産業組合法、漁業法、重要輸出品工業組合法又ハ

輸出組合法ニ基キテ爲ス登記
(六以下省略)

印紙税法中ノ改正ノ件

昭和二年三月二十九日法律第七號

印紙税法中左ノ通り改正ス

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

(一九省略)

十 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十一 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ノ發スル出資證券

(十二、十三省略)

十四 倉庫證券

(十五、二十四省略)

二十五 定款又ハ組合契約書

(二十六以下省略)

第五條中第六號、第八號、第十一號、第十二號及第十三號ヲ各左ノ如ク改ム

六 産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

(八以下省略)

第五條ニ左ノ五號ヲ加フ

二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券

(二十二以下略)

附 則

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ニ依ル

(參照)

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一册一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

(一略)

二 産業組合ノ發スル貯金通帳

三 産業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

四 農業倉庫證券

(五、八略)

九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ノ發スル出資證券

(十一以下略)

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

六 産業組合、産業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ又ハ金高記載ナキモノ

(八以下略)

登録税法施行規則中ノ改正ノ件

昭和二年三月三十一日勅令第四十六號

勅令第四十六號

登録税法施行規則中左ノ通り改正ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル登記ニシテ其ノ該當スルコトニ付地方長官ノ證明アルモノニハ登録税法第十九條第八號、第九號又ハ第十二號ノ規定ニ依リ登録稅ヲ免除ス

第三百三十八條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四規定ハ裁判所カ清算人ヲ選任シタル場合ニ之ヲ准用ス

養鶏獎勵規則

鶏の改良増殖を圖り鶏卵の増産等養鶏事業の獎勵の爲め農林省は昭和二年三月三十日省令第五號を以て公布したる養鶏獎勵規則の抄録左の如し。

養鶏獎勵規則抄

昭和二年三月三十日農林省令第五號

第一條 農林大臣ハ鶏ノ改良増殖ヲ圖リ鶏卵ノ増産ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ道府縣、農會、産業組合、産業組合聯合會又ハ農林大臣ノ適當ト認ムル法人若ハ組合ノ左ニ掲クル費用ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ交付ス

一 養鶏ニ關スル專任技術員ノ設置ニ要スル費用

二 養鶏ニ關スル共進會、競技會、講習會、講習會其ノ他養鶏知識ノ普及向上ニ關スル施設ニ要スル費用

三、鶏ノ飼養、孵卵、育雛、産卵能力ノ檢定又ハ飼料ノ貯藏若ハ調製ニ要スル建物、工作物又ハ器具機械ノ設備ニ要スル費用

附 則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和二年度ニ限リ六月三十日迄トス

朝鮮營業稅令抄錄

昭和二年三月三十一日制令第六號を以て左の如く發令あ

一 自作農ノ創設維持事業ニ關スル國庫補助金ノ交付ヲ受ケテ行フ北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

(一號略)

三 北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ前二號ニ規定スル自作農ノ創設維持事業ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

四 第一號又ハ第二號ニ規定スル自作農ノ創設維持事業ニ依リ資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル北海道府縣市町村、産業組合又ハ産業組合聯合會ノ土地所有權ノ取得ノ登記

第五條ノ二ヲ第五條ノ四トス

第五條ノ二 左ニ掲クル住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ住宅組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記ニ登錄税法第十九條第十二號ノ規定ニ依リ登録稅ヲ免除ス但シ一人ニ付各一個ニ限ル

一 住宅ノ用ニ供スル家屋各階ノ坪數ノ合計カ三十五坪以下ナル住宅

二 七十坪以下ノ住宅用地

非訟事件手續法の改正

昭和二年三月三十日法律第三十三號を以て非訟事件手續法の改正ありたるが、其中産業組合法第五條を以て準用せられたる非訟事件手續法第三百三十八條の二の改正左の如くである。

第三百三十八條ノ二ヲ第三百三十八條ノ三トシ同條中「清算人」ヲ「清算人又ハ前條ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲スヘキ者」ニ改ム

(參照)

りたり。

第三條 左ニ掲グル營業ニ付テハ營業稅ヲ課セズ

一 産業組合、産業組合聯合會、金融組合、金融組合聯合會又ハ漁業組合ノ爲ス營業

(二乃至七略)

附 則

本令ハ昭和二年分營業稅ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和二年ニ限り第七條中一月三十一日トアルハ四月三十日、第二十條中五月一日ヨリ同月三十一日トアルハ七月一日ヨリ同月三十一日トス
昭和二年一月以後三月三十一日迄ノ間ニ開業シタル者ハ昭和二年四月十五日迄ニ第七條第二項ノ申告ヲ爲スベシ

海外移住組合法

第五十二議會を通過したる海外移住組合法案は昭和二年三月二十九日附法律第二十五號を以て公布せられたるが、同年五月一日より之を施行したり。

海外移住組合法

第一條 海外移住組合ハ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ヲ助成スルヲ以テ目的トス
組合ハ法人トシ其ノ組織ハ有限責任トス
第二條 組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ併セ行フ
一 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル資金ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ貸付スルコト
二 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル貯金ノ便宜ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ得セシムルコト

三 組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル土地、建物其他ノ物件ヲ取得シ又借受ケ之ヲ組合員又組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ讓渡又利用セシムルコト

組合ハ前項ニ規定スルモノ、外學校、病院、倉庫其他組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ノ海外移住ニ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得
組合ハ第一項ノ規定ニ依リ取得シ又ハ借受ケタル土地、建物其他ノ物件ヲ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ讓渡シ又ハ利用セシムルニ至ル迄利用スルコトヲ得

第三條 組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者以外ノ者ニシテ海外ニ在住スル者ニ對シ前條第一項及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得
第四條 組合ハ一區域一個ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得
第五條 組合員ハ組合ニ關スル一切ノ行爲ヲ代理スベキ者ヲ定メ之ヲ組合ニ届出デタル後ニ非ザレバ海外ニ移住スルコトヲ得ズ
組合員前項ニ規定スル代理人ヲ組合ニ届出デシテ海外ニ移住シタルトキハ組合ノ會議及組合ノ爲ス通知又ハ催告ニ關スル一切ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做ス

前二項ニ規定スル代理人ハ當該組合ノ區域内ニ居住スル組合員タルコトヲ要ス
第六條 組合ノ理事及監事ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ海外ニ移住スルコトヲ得ズ
第七條 海外移住組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲海外移住組合聯合會ヲ設ルコトヲ得
第八條 聯合會ハ其ノ組織ハ有限責任トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公益質屋法

(三月三十日法律第三十五號)

第一條 市町村又ハ公益法人ハ本法ニ依リ公益質屋ヲ經營スルコトヲ得

公益法人公益質屋ヲ經營スル場合ニ於テハ業務所ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 本法ニ依ル公益質屋ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ公益質屋タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三條 國家ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ市町村又ハ公益法人ニ對シ公益質屋ノ設備ニ要スル經費ノ二分一以内ヲ補助ス

第四條 貸付金額ハ一口ニ付十圓、一世帯ニ付五十圓ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一、二五ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル地方ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 貸付金ニ對スル利子ニシテ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ金額一錢未滿ナルトキハ之ヲ一錢トス
第七條 公益質屋ニ於テハ其ノ質契約ニ關シ元金及利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルトモ質置主ヨリ金錢其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

一 海外移住組合ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ルコト
二 所屬海外移住組合ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

三 所屬海外移住組合ガ組合員又ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者ニ讓渡シ又ハ利用セシムベキ土地、建物其他ノ物件ヲ取得シ又ハ借受ケ之ヲ所屬海外移住組合ニ讓渡シ又ハ利用セシムルコト

第二條第二項、第三項及第三條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ准用ス

第九條 聯合會ハ全國ヲ通ジテ一個トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條 海外移住組合以外ノ者ト雖モ定款ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第十一條 聯合會ノ理事及監事ハ會員タル海外移住組合ノ理事及監事並ニ前條ノ規定ニヨリ會員トナリタル者ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任スベシ但シ特別ノ事由アルトキハ他ヨリ選任スルコトヲ得
前條但書ノ規定ニヨリ選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 聯合會ハ主務大臣之ヲ監督ス

第十三條 第六條ノ規定ハ聯合會ノ理事及監事ニ之ヲ准用ス但シ地方長官トアルハ主務大臣トス

第十四條 産業組合法第一條、第二條第一項、第四條第一項、第六條ノ二、第九條第二項、第十六條ノ六第二項、第四十二條、第四十六條ノ二、第四十六條ノ三、第四十九條、第五十八條、第六十八條、第七十六條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條第一項、第八十一條但書及第八十二條乃至第九十二條ノ規定ヲ除クノ外産業組合法中産業組合ニ關スル規定ハ海外移住組合ニ同法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ海外移住組合聯合會ニ之ヲ准用ス但シ海外移住組合聯合會ニ付テハ同法第八十一條ノ規定ニ依リ准用スル産業組合ニ關スル規定中地方長官トアルハ主務大臣トス

第八條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四月未滿ノ期間ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得ズ四月未滿ノ期間内ニ於テ之ヲ定メタルトキハ其ノ期間ヲ四月トス

第九條 流質期限到來前ニ於テ質物ノ交換又ハ質物ノ一部ノ受戻ヲ爲シタルトキト雖モ利子ノ計算及流質期限ニ付テハ質契約ノ變更ナキモノト看做ス

第十條 質置主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一部辨濟ヲ爲スコトヲ得

第十一條 流質物ハ競争入札ニ依リ之ヲ賣却スベシ
特別ノ事情アル場合ニ於ケル流質物ノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 流質物處分ニ於テ質置主カ元金利子及流質期限經過後質契約ガ存續シタリトセバ支拂フコトヲ要スベキ利子ニ相當スル金額ヲ支拂タルトキハ流質物ハ之ヲ返還スベシ

第十三條 流質物ノ賣却代金ヨリ元金及利子ニ相當スル金額並ニ命令ヲ以テ定ムル手数料ヲ控除シタル殘餘金ハ之ヲ質置主ニ交付スベシ
流質物ヲ一括シテ賣却シタル場合ニ於ケル各流質物ニ對スル代金ノ計算ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ交付スベキ殘餘金額ハ之ヲ質置主ニ通知スベシ

第十五條 質屋取縮法第二條乃至八條、第十條乃至第十七條及第二十二條ノ規定ハ公益質屋ニ之ヲ準用ス

第十六條 本法ニ違反スル質契約ニシテ質置主ニ不利ナルモノハ其ノ不利ナル部分ニ限り之ヲ爲サルモノト見做ス

第十七條 公益法人ノ經營スル公益質屋ノ監督上必要アルトキハ地方長官ハ其ノ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得

第十八條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十九條 公益質屋ヲ經營スル公益法人ノ理事又ハ従業員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル質屋取縮法第二條乃至第四條、第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十五條ノ規定ニ依リ準用スル質屋取縮法第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又故意ニ物品若ハ帳簿毀損亡失シタルトキ

第二十條 本法中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

附 則
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ市町村又ハ公益法人ノ經營スル公益質屋ハ本法ニ依ル公益質屋ト看做ス

市町村又ハ公益法人ノ經營スル公益質屋ニ於テ本法施行前ニ爲シタル質契約ハ本法ニ拘ラス仍其效力ヲ有ス

財界動亂に關する諸法令

昭和二年四月二十二日、憲法第八條に依り支拂猶豫の緊急勅令公布せられ、並いで同年五月三日召集せられたる第五十三回帝國議會に於て可決公布せられたる財界安定に關

する法律、並に之に關する勅令及大藏省令左の如し。

私法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル件

勅令第九十六號 (昭和二年四月二十二日)

第一條 昭和二年四月二十二日以前ニ發生シ同日ヨリ同年五月十二日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ勅令ヲ以テ指定スル地區内ニ住所又ハ營業所ヲ有スル債務者ノ負擔スルモノニ付テハ二十一日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者ガ其ノ地區内ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 左ニ掲クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一 國、府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂
 - 二 給料及勞銀ノ支拂
 - 三 給料及勞銀ノ支給ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂
 - 四、前號以外ノ銀行預金ノ支拂ニシテ一日五百圓以下ノモノ
- 第三條 手形其他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ昭和二年四月二十二日ヨリ同年五月十二日迄ノ間ニ第一條ニ規定スル地區内ニ於テ保存ノ爲メニ爲スヘキ行爲ハ其行爲ヲ爲スヘキ時期ヨリ二十一日内ニ之ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ有ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行特別融通及損失補償法

本法は政府提案の法に付き衆議院に於て修正可決せられたるものなるが、尙左記希望條件を附せられたるものなり。

希望 條件
一 日本銀行特別融通及損失補償法案並に臺灣金融機關特別融通法案

の運用については政府は補償の減少に努むること

二、日本銀行が特別融通をなす場合に於ける割引歩合は國債以外の擔保貸付歩合以上なるべきこと

三、日本銀行が不動産を擔保として融通するに際しては成るべくその手續を簡略にすること

四、信用組合中員外預金は其の制度並に機能に於て貯蓄銀行と同一視すべきものなるにより中央金庫をして特別融通の途を開くため政府に於て機宜の處置をとること

日本銀行特別融通及損失補償法

法律第五十五號 (昭和二年五月九日)

第一條 日本銀行ハ現ニ預金ノ拂戻停止中ニ非ザル銀行ヨリ其預金(定期積金ヲ含ム)支拂準備ニ充ツル爲資金融通ノ請求アリタル場合ニ於テ財界ノ安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ之ニ對シ手形割引ノ方法ニ依リ大藏大臣ノ定ムル特別融通ヲ爲スコトヲ得
現ニ預金拂戻停止中ノ銀行ニシテ將來經營ノ見込アルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

日本銀行カ前二項ノ特別融通ヲ爲スニ付テハ特別融通審査會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

特別融通審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本銀行カ前條ノ特別融通ノ爲ニスル手形割引ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ一年トス

第三條 第一條ノ特別融通ノ爲ニスル手形ノ書換ノ爲ニシタル手形ノ割引ニ依ル特別融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ十年ヲ超ルコトヲ得ス

第四條 政府ハ本法ニヨル特別融通ニ因リテ日本銀行カ損失ヲ受ケタルトキハ同行ニ對シ五億圓ヲ限リ其損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコ

ト得前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 本法ニ依リ特別融通ニ因リテ日本銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ特別融通損失審査會之ヲ決定ス

特別融通損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條第一項ノ契約ニ基キ政府ガ日本銀行ニ對シテ支拂フヘキ損失補償金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年四月二十二日ヨリ本法施行ノ日ノ前日迄ニ日本銀行ノ爲シタル手形割引ニ依リ融通ニシテ第一條ノ特別融通ニ相當スルモノハ之ヲ第一條ノ特別融通ト看做ス

特別融通審査會規則

勅令第六號 (昭和二年五月九日)

第一條 特別融通審査會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ日本銀行特別融通及損失補償法第一條ノ規定ニ依リ日本銀行ノ爲シタル特別融通ニ付必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 特別融通審査會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ大藏省高等官、日本銀行副總裁及理事ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 特別融通審査會ニ監事若干人ヲ置ク大藏省高等官及日本銀行職員ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 本會ニ規定スルモノ、外議案ノ付議其ノ他特別融通審査會ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

附 則

日本銀行特別融通及損失補償法

第一條ニヨル特別融通ニ關スル規程

大藏省令第十二號 (昭和二年五月九日公布)

第一條 日本銀行カ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ本令ノ定ムル所ニ依リ特別融通審査會ノ議ヲ經ルモノトス

第二條 日本銀行カ特別融通ノ爲シタル手形割引ヲ爲ス場合ニ於テハ有價證券ノ不動產及ヒ法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保ト爲スコトヲ得

特別ノ必要アル場合ニ於テハ日本銀行ハ大藏大臣ノ承認ヲ受ケ前項ニ定ムル以外ノモノヲ見返リト爲シ手形割引ヲ爲スコトヲ得

第三條 日本銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル割引歩合ハ國債擔保ノ貸付利率ニ依ルモノトス

日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ノ狀況ニ依リ特別融通資金ノ回收ヲ促進スル爲ニ必要アリト認ムルトキハ特別融通手形書皆ノ場合ニ於テ其ノ割引歩合ヲ高ムルコトヲ得

第四條 日本銀行ハ特別融通ノ爲メ割引ヲ爲シタル手形ニ關シ必要ナル事項ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第五條 日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ニ對シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其資産負債及營業ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得ヘキ

地方長官宛

主題ノ件ニ對スル道府縣ノ取扱ニ付テハ從來往々區々ニ涉リ居ルモノ有之哉ニ承知致候處今回産業組合中央會々頭ヨリ大正十五年三月二十七日法律第二十四號地方稅ニ關スル法律第十一條ニ所謂公益上其ノ他ノ理由ニ依リ課稅ヲ不適當トスル家屋中ニ産業組合事務所ヲ包含スルコトヲ命令中ニ規定セラレ度旨ノ建議アリタルニ對シ内務省地方局ノ意見ハ左記ノ通ニ有之産業組合ニ對シテハ課稅セサル方針ナルニ付御右了承可然處置相成度此段及御通牒候也

記

「産業組合ニ對シテハ從來公共團體ト認メ其ノ公用ニ供スル家屋物件ニ對シテハ一般ニ課稅セサル取扱例ナリ仍テ本件ニ關シテハ地方稅ニ關スル法律施行令中ニ規定スル必要ナキモノト認ム」

通 牒

農業倉庫人庫票ニ關スル件

過般富山縣下ニ於ケル産業組合農業倉庫ト富山稅務署トノ間ニ入庫票課稅問題ヲ生ジタル爲同縣ヨリ入庫票ニ關スル疑義照會ノトコロ去十一月二十四日左記ノ如ク農務局長ヨリ同縣知事宛通牒ガアツタ。

十五農第一〇九三號

大正十五年十一月二十四日 農林省農務局長

富山縣知事宛

疊に照會相成候標記の件に對しては大藏省と協議の上農業倉庫の本質に鑑み入庫票の形式中出庫欄及讓渡欄あるものは之を削除し倉庫證券の引換證たるべき文字は之を用ひず單なる入庫の通知又は金高記載なき受取書として發行するに於ては特に印紙の貼用を要せざるものと

旨契約ヲ締結スヘシ

日本銀行ガ前項ノ契約ニ依リ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第六條 日本銀行ハ特別融通ヲ爲シタル銀行ト契約シ尠ナクトモ毎月一回日計表其他必要ト認ムル書類各々二通ヲ提出セシムヘシ

日本銀行ハ前項ノ契約ニヨリ徵收シタル書類各々一通ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第七條 不動產又ハ法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル債權ヲ見返リトスル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社日本勸業銀行、農工銀行、株式會社北海道拓殖銀行又ハ株式會社日本興業銀行ヲシテ日本銀行ノ爲シタル取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮、關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル朝鮮銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ朝鮮銀行ヲシテ日本銀行ノ爲シタル取扱ハシムルコトヲ得

臺灣ニ於ケル株式會社臺灣銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社臺灣銀行ヲシテ日本銀行ノ爲シタル取扱ハシムルコトヲ得

樺太ニ於ケル株式會社北海道拓殖銀行以外ノ銀行ニ對スル特別融通ニ付テハ日本銀行ハ株式會社北海道拓殖銀行ヲシテ日本銀行ノ爲シタル取扱ハシムルコトヲ得

業務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八條 特別融通ニ關シテハ本令ニ依ルモノ、外大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家屋ヲ賦課セサルコトヲ得ル家屋中ニ

産業組合事務所ヲ加フルコトニ關スル件

昭和二年五月二十一日農第七七九三號農林次官通牒

して取扱ふことに決定致候に付ては右御諒知の上可然御處理相成度此段及回答候也
追而既に交付せる入庫票にして形式不備のものには非課税の取扱を爲すことと相成候爲念申添候

第 號	寄託者	持 參 人	記 號	個 數	米	也	年 生 産	計	入 庫 票		場 所	保 管 種 類	右 入 庫 通 知 候 也
									質 品	質 品			
									至 自	至 自			年 月 日
									年 年	年 年			年 月 日
									日 日	日 日			日 日
									金 立 替	料 保 管			

右入庫通知候也
年 月 日 殿
(裏面ハ白紙)

入 庫 票 控

第 號	寄託者	持 參 人	記 號	個 數	米	也	年 生 産	計	入 庫 票 控		場 所	保 管 種 類	右 入 庫 候 也
									質 品	質 品			
									至 自	至 自			年 月 日
									年 年	年 年			年 月 日
									日 日	日 日			日 日
									金 立 替	料 保 管			

右入庫候也
年 月 日 殿
(複寫用)

産業組合ト商法第二六五條ノ準用

産業組合法第五條ニ依レバ産業組合ニハ商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ノ準用アリ從テ商法第二百六十五條ノ規定ハ産業組合ニ準用セラル、モノトス故ニ産業組合ガ債額日ノ辨濟ヲ受ケンガ爲メ消費貸借ヲ締結シタル行爲ハ組合ノ目的ノ範圍内ニ屬シ商行爲ト看做サルルヘキモノトス(大正十五年東京控訴院判決)

意味シ有限責任社員ハ之ヲ含マサルモノト解スルヲ正當トス(大正十五年十月九日大審院判決)

産業組合ノ法人格

産業組合ハ其ノ組合員ノ産業又ハ經濟ノ發達ヲ企圖スルコトヲ目的トスルモノナレトモ直接ニ公共ノ利益ヲ其ノ目的ト爲スモノニ非ルヲ以テ之ヲ目シテ公益的社團法人トナスヲ得サルト同時ニ組合員ニ利益ヲ分配スルコトヲ本來ノ目的ト爲スモノニモ非ルヲ以テ之ヲ稱シテ營利法人ナリト解スルモ亦妥當ニ非ス要之産業組合ハ民法ニ所謂公益法人及私益法人ノ何レニモ屬セサルモノニシテ産業組合法ニ依リ認メラレタル特殊ノ中間的社團法人ナリト解スルノ外ナシ(昭和二年六月二十二日大審院判決)

牛乳營業取締規則ニ所謂牛乳營業者ノ範圍

明治三十二年内務省令第十五條牛乳營業取締規則ニ於テ營業者ノ販賣スル牛乳ニ付其ノ中ニ含有スヘキ脂肪量ノ最少限度ヲ定メ之ニ違反シタル所爲ニ對シ制裁ヲ設ケタル所以ハ國民ノ保健衛生上ノ見地ニ基クモノニ外ナラサルヲ以テ荷モノ牛乳ヲ販賣スルコトヲ業務ト爲スニ於テハ其ノ販賣行爲カ純然タル營利ノ目的ニ出テタルト否トヲ問ハス等シク之ヲ叙上取締規則中ニ所謂牛乳營業者中ニ包含セシムルノ法意ナリト解スルヲ正當トス(同上)

組合ノ附帶事業トシテ牛乳販賣ト

牛乳營業取締法ニ所謂營業

一ノ産業組合ニシテ其ノ主たる目的ハ畜牛ノ改良ニアルモ附帶事業トシテ組合員ノ所有ニ係ル牛乳ヨリ搾取シタル牛乳ヲ組合ニ於テ一定ノ割合ヲ以テ買受ケ又一定ノ割合ニテ一般顧客ニ販賣スルコトヲ其ノ

届出義務者ガ自己ノ不注意ニヨリ形式不備ノ届出ヲ提出シ之ガ訂正ノ爲メ法定期間ヲ經過シタル場合ハ懈怠ノ責ヲ免レス(大正十五年大審院判決)

書類不備ニ因ル期間經過ト懈怠ノ責任

連帶保證債務負擔ノ代理權アル主たる債務者ノ代理權限外ノ行爲ト保證人ノ責任

連帶保證人ガ主たる債務者ノ依頼ヲ受ケ金額ノ記載ナキ借用證書ニ署名捺印シテ之ヲ主たる債務者ニ手交シタルニ主たる債務者カ之ニ約定外ノ金額ヲ記載シテ債權者ニ交付シタルトキハ連帶保證人ハ債權者ニ對シテ約定外ノ部分ニ付テモ責任ヲ免レザルモノトス(大正十五年大審院判決)

有限責任社員ハ合資會社ノ清算人トナルヲ得ルヤ

商法ハ其ノ第五條ニ就テ「合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス」ト規定セリ然ラハ合名會社ノ清算ニ關スル商法第八十七條ノ規定モ其ノ他ノ規定ト同シク之ヲ合資會社ノ清算ニ準用アルヘキモノナリヤ否ヤト云フニ合名會社ハ無限責任社員ノミヨリナルニ反シ合資會社ハ有限無限責任社員ヨリ成リ其ノ無限責任社員ハ會社ノ業務執行及代表ニ付合名會社ノ社員ト同様ノ權利義務ヲ有スルニ反シ有限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルコトヲ得サルモノナレハ會社解散ノ場合ニ斯ル有限責任社員ガ突如トシテ清算ノ範圍内ニ於テ業務ノ執行及會社ノ代表ヲナスヘキ權利義務ヲ有スル清算人トナルヘキ何等相等ノ理由ナキガ故ニ商法第八十七條ノ準用ニ就テハ同條ノ所謂「社員」ハ無限責任社員ノミヲ

業務ノ一ト爲ストキハ該産業組合ハ此點ニ於テ産業組合法ニ所謂販賣組合中ノ取得販賣ヲ爲スモノニ該當シ其ノ行爲ハ牛乳營業取締法ニ所謂營業ノ範疇ニ屬スルモノトス(大審院判決)

産業組合ノ取扱品賣却債權ト時効

産業組合法第五條ニ産業組合ニハ商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ適用スト規定シアルヲ以テ商法第二百六十五條ノ規定ハ産業組合ニ適用セラル、モノト謂フベク即チ産業組合ガ其ノ事業ノ爲ニスル行爲ハ本來商行爲ノ性質ヲ有セザルモノト雖商行爲ト看做サル、モノニシテ從テ商行爲ニ基ク債權ノ時効ニ關スル商法第二百八十五條ノ規定モ亦之ニ適用セラル、モノナルコトハ當院ノ判例トスルコトコナリ(大正九年(オ)第九十四號大正九年十月二十一日第二民事部判決參照)而シテ商法第二百八十五條ハ其ノ本文ノ規定ノミナラズ但書ノ規定モ亦適用セラルベキコト明ナルヲ以テ商行爲ニ基ク債權ニ付他ノ法令ニ五年ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其ノ規定ニ從フベキモノニシテ民法第七十三條第一號ニ依レバ卸賣商人及小賣商人ガ賣却シタル商品ノ代價ノ債權ハ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ消滅スル旨規定シアルヲ以テ右ノ規定モ亦産業組合ガ其ノ事業ノ爲ニスル行爲ニ基ク債權ニ適用セラルヘキモノトス(昭和二年七月十五日大審院判決)

信用組合ノ理事ガ組合ヲ代表シテ自己宛ニ振出シタル手形ハ無効ナリ

信用組合ノ理事カ組合ヲ代表シテ個人タル自己ニ對シ爲替手形ヲ振出シタルトキハ同一ノ法律行爲ニ付相手方ノ代理人トナリタルモノナレハ其ノ振出行爲ハ民法第八條ニ違反シ無効ナリ
而シテ該理事カ手形面ニ右組合ノ代表者ナルコトヲ示シテ自己ニ對シテ振出行爲ヲ爲シタルモノナルトキハ其ノ振出ハ當ニ實質ニ於テノ

ミナラス手形ノ外觀ニ於テモ右法條ニ違反スルモノニシテ實質及形式共ニ違法ノ振出ニ係リ無効ト認メサルヘカラス隨テ右手形ノ受取人ハ右ノ振出ニ依リ手形上ノ權利ヲ取得スルニ由ナク更ニ該受取人ヨリ手形ヲ取得シタルモノハ取得ノ際其外觀上無効ナルコトヲ知了セサルヘカラサル所ニシテ若シ之ヲ了知セサリシトセハ之ニ付重大ナル過失アルモノハニ外ナラサルカ故ニ結局商法第四四一條ノ法意ヨリ推シテ該手形上ノ權利ヲ有セサルモノトス(東京控訴院昭和二年六月二十八日)

法人ノ構成員タル法人ト役員ニ被選舉資格ノ有無

法人ハ他ノ法人ノ構成員タルコトヲ禁スルノ法令又ハ法理ノ存スルナキヲ以テ之ヲ無効トスヘキニアラスト雖組合員タル以上亦タ組合役員ノ被選舉資格ヲ有スト即斷スヘキニアラス近時法人ノ機能ニ關スル論議發達シ法人ハ各方面ニ重要ナル地歩ヲ占ムト雖我カ法制ノ體系ハ本來自然人ヲ以テ法人ノ役員ト爲スノ主義ヲ採リ來タリシヲ以テ産業組合法ノ如キハ産業組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬組合ハ所屬聯合會ノ理事及監事ノ内ヨリ之ヲ選任ス(第八十條)産業組合中中央會ノ理事及監事ハ會員タル産業組合及産業組合聯合會ノ理事及監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス(第八十九條)トアリ重要輸出品工業組合法ハ工業組合聯合會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ所屬組合及聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス(第三十二條)トアリテ法人ヲ組織スル法人ノ役員等ノ自然人ヲ以テ法人ノ役員トスル旨ヲ明ニシテ實際ノ運用ニ支障ナカラシメタリ(昭和二年五月十九日大審院判決)

第五節 産業組合文獻

一 概 論

産業組合に關する書籍並に雜誌新聞を其の内容に依り適宜分類して、左に掲載することにする。

著 者	書 名	版型	頁數	定價	發 行 所	發 行	備 考
ドクトル・エツゲルト	日 本 振 興 策	菊	二〇二		博文館	明治三〇・三三	絶 版
平田東助・杉山孝平	信 用 組 合 論	菊	三五		樂善堂	明治二〇・二七	同
有働 良 夫	日 本 産 業 組 合 詳 説	菊	三五		大日本農會	明治二五・一六	同
柳 田 國 男	産 業 組 合 通 解	菊	五九		全國農事會	明治二五・二二	同
農商務省開設	産 業 組 合 講 義 録	菊	五九		全國農事會	明治二五・二二	同
月 田 藤 三 郎	産 業 組 合 ノ 奨 勵 及 監 督	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
留 岡 幸 助	産 業 組 合 ニ 於 ケ ル 精 神 的 要 素	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
井 上 友 一	産 業 組 合 と 地 方 自 治 と の 關 係	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
清 野 長 太 郎	産 業 組 合 と 産 業 組 合	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
松 崎 藏 之 助	産 業 組 合 の 運 用 と 利 益	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
田 中 健 一 郎	附、自由競争と中小農工商業者の覺悟	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
荒 川 五 郎	産 業 組 合 問 答	菊			全國農事會	明治二五・二二	同
西 垣 恒 短	蠶 絲 業 と 産 業 組 合	菊	二八	〇・五〇	丸山會	同 三・七・三〇	同 絶 版

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行 年	備 考
寺田 顯	日本全國産業組合要録					明治三〇・八	絶 版
同	産業組合中央會	同	二二四	九〇〇	同	大正二四	
同	農村と農村産業組合			〇・三	同		
同	財界混亂と産業組合に關する調査			〇・三	同		
同	國際産業組合貿易研究			〇・三	同		
小平 權一	産業組合と労働組合との比較			〇・六	産業組合中央會	明治三三・三	
柳田 國男	最新産業組合通解				大日本實業學會	大正二八・八	絶 版
帝國農會	中小農と産業組合				帝國農會	大正二八・八	
産業組合中央會	産業組合講習録			九〇〇	産業組合中央會	大正二二・二	
平田 東助	自治瑣談			三三	東京出版社	明治二四・六	同
西垣 恒矩	産業組合大全			二〇	大正	明治二四・六	同
柳田 國男	産業組合講習筆記			〇・六	奈良縣廳第四課	明治二六・四	絶 版
國際労働局東京支局	國際労働問題と協同組合運動			二〇	國際労働局東京支局	大正二二・二	同
高野岩三郎	貯蓄と消費組合			三三	神戸消費組合	大正二二・二	絶 版
左子 清道	農務新書第七編 産業組合とほんなもの			〇・〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
佐藤 寛次	産業組合の本質と農業に於ける其の活動の諸相			〇・〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
藤井熊太郎	産業組合の趣味			〇・〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
東畑 精一	産業組合の本質と農業に於ける其の活動の諸相			〇・〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
原口健三・井田幸平	産業組合の原論			二八〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
金井 滿	産業組合の原論			二八〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
大森茂登治	共存同業組合論			二二	岡山縣茶屋町信販購組合	大正二二・二	絶 版
志村源太郎	産業組合問題			二二	東京日本評論社	大正二二・二	絶 版

二 組 合 史

農務局	地主と産業組合			一八	大日本産業組合中央會	明治三〇・三	絶 版
加納 久宜	農業振興と産業組合			一〇	東京一有斐閣	同 三〇・三	同
佐藤 寛次	産業組合論叢			四六	東京一有斐閣	同 三〇・三	同
井上龜五郎	産業組合講話			二二	宮尾活版所	大正二二・二	絶 版
佐藤 寛次	産業組合講話			二二	東京成美堂	大正二二・二	絶 版
産業組合中央會	産業組合教科書			八	産業組合中央會	大正二二・二	三版大正十四年
鎌倉恒松・伊藤豊次	通産業組合一夕話			三三	埼玉縣浦和町	大正二二・二	絶 版
渡邊 啓次	田園産業組合一夕話			三三	東京山手信購組合出版部	大正二二・二	絶 版
産業組合中央會	産業組合餘談			二〇	産業組合中央會	大正二二・二	絶 版
萩原 鏡太郎	通俗農村と産業組合			二〇	確氷社	大正二二・二	絶 版
加藤 孝次郎	庶民銀行概観			四	大藏省銀行局	大正二二・二	絶 版
佐藤 寛次	園藝經濟			七三	大藏省銀行局	大正二二・二	絶 版
渡部 啓次	産業組合實務早解			一〇	明文堂	大正二二・二	絶 版
平田 稔	コイペラチーヴ概説			五	東京有限責任山手産業組合設立事務所出版部	大正二二・二	絶 版
藤井熊太郎	産業組合の趣味			二五〇	外務省政務局	大正二二・二	絶 版
東畑 精一	産業組合の本質と農業に於ける其の活動の諸相			二〇	産業組合東京支會	大正二二・二	絶 版
原口健三・井田幸平	産業組合の原論			二八〇	産業組合中央會	大正二二・二	絶 版
金井 滿	産業組合の原論			二八〇	東京同業社	大正二二・二	絶 版
大森茂登治	共存同業組合論			二二	産業組合中央會	大正二二・二	絶 版
志村源太郎	産業組合問題			二二	東京日本評論社	大正二二・二	絶 版

五 簿 記

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行	備 考
橫手 嘉一	産業組合登記關係法規講話	菊	三三		東京 巖松堂	明治四・九	絶版
田丸 税 稔	産業組合登記提要	同	三九		柏木 成一	明治四・九	同
産業組合中央會	産業組合登記屬託及届出書式	同	一〇二	〇・二五	産業組合中央會	大正七・一・三〇	二、一〇、一六〇
同	産業組合登記書式及届出書式	菊	四六	〇・三〇	同	大正一四・四・一	

四 登 記

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行	備 考
農 務 局	獨逸帝國現行産業—經濟組合法	菊	三〇	非賣	農 務 局	明治二九・六・三	
有 働 良 夫	産業組合並關係法令ノ説明	同	二四	〇・一〇	産業組合中央會	明治三〇・七・三	大正二四・二・再版
農 務 局	諸外國ニ於ケル産業及ヒ經濟組合法	同	七		同	大正六・一〇・四	大正二四・四・再版
同	産業組合關係法規	同	四二	〇・四〇	産業組合中央會	同	大正一五・九・三
産業組合中央會	産業組合法規	同	二〇〇	〇・二〇	同	大正一五・九・三	第五一版
平 田 東 助	産業組合法要義	同	二〇〇	〇・二〇	産業組合中央會	明治三・八	絶版、送料四
産業組合中央會	諸外國ニ於ケル産業組合ニ關スル法令	同	二〇〇	二、五〇	同	同	

三 法 規

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行	備 考
月 田 藤 三 郎	獨逸産業組合各種定款	菊	四六	非賣	農商務省農務局	明治三三・二	絶版
森 健 彦	産業組合法及農業者庫法圖解	同	一四〇	〇・一〇	警 眼 社	明治三三・四・三	同
孫 田 秀 春	産業組合法要論	同	三四	二、五〇	平 木 書 店	大正七・一	同
金子 光 太郎	産業組合法大意	同	五二		東 京 有 斐 閣	大正九・一	同
群 馬 支 會	産業組合關係法規	同	一四		臺 灣 著 者	大正一〇・五・一〇	同
濱 田 道 之 助	産業組合法解説	同	二二	三、〇〇	群 馬 支 會	大正二・六・三	法規改正ノ都度 改版
同	産業組合運動と産業組合法	同	三七	〇・六〇	東 京 朗 仲 社	大正一四・七・三	

栃木 支會	創立十週年記念號	菊	一〇		栃木 支會	大正六・五	同
福岡 縣 支會	支會の沿革	同	二八		福岡 縣 支會	大正二・三	
武 藤 喜 一	新潟縣産業組合史	菊	七	七	新 潟 支 會	大正一四・七・六	
佐 賀 支 會	佐賀縣産業組合發達小史	同	六	六	佐 賀 支 會	大正一四・一〇	
鳥 取 支 會	鳥取縣産業組合史	同	一	一	鳥 取 支 會	大正一四・九	
島 根 支 會	島根縣産業組合史	同	一	一	島 根 支 會	大正一五・四・四	
栃木 支會	創立二十週年記念栃木縣産業組合史	同	三	三	栃木 支會	大正一五・四・三	
産業組合中央會	日本産業組合史	同	三九六	三、五〇	産業組合中央會	大正一五・六・三	

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行 年	備 考
柏原文太郎	國民銀行論	菊	五八		東京專門學校出版部	明治三〇・六・一	Wolf-Teoples, Banks 譯書
宇佐美力	日本信用組合論	同	四〇		東京陸文館	明治四〇・三・二六	絶版
小林丑三郎	庶民金融論	同		一、三〇	明治大學出版部	大正三・四・六	絶版
佐藤寛次	信用組合論	同	六三	三、三〇	産業組合中央會	大正七・三・二五	三版
朝鮮經濟協會	金融組合に關する逸話	同	一三	非賣	朝鮮經濟協會	大正二・三・二五	絶版
東畑精一	産業組合の金融調節機關に關する理論的考察	菊	三三	〇、七〇	産業組合中央會	大正三・三・六・一	絶版
牛島孫三郎	農村信用組合	同	九	非賣	著者	大正一四・四・	
東京市政調査會	市街地信用組合	同	三三	二、三〇	東京市政調査會	大正一四・三・一〇	
大里忠一郎	信用組合の實務	同	四六	非賣	佐賀支會	大正一五・七・二六	

七 信用組合

加島村農會	富士梨之概要	菊	三八		加島村農會	大正八・六・一〇	
池内銀藏	余土村産業組合の小作管理の農政	同	八六	〇、五〇	東京有信會	大正二・三・三	
鹿兒島支會	産業組合指針	同	五五		鹿兒島支會	大正三・三・三〇	
藤井熊太郎	産業組合實務指針	菊	地天七六 六四〇		東京公益社	大正一四・九・一	
左子清道	産業組合詳解	同	一、四〇〇	一〇、〇〇	東京同榮社	大正一五・	
福井捨一	どうか御一讀下さい(新に加入の方へ)	同			神戸消費組合	大正一四・	
萩原鏡太郎	産業	菊	三三		確氷社	明治三三・六・	絶版

六 經營

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行 年	備 考
井上龜五郎	産業組合經營大全	菊	六二	二、〇〇	東京同文館	明治三二・二・三〇	絶版
市川傳吉	産業組合及設立案内	同	九四	二、九〇	東京成美堂	明治三三・六・	同
佐藤實次・山本謙治	産業組合の經營	菊	六六	二、八〇	東京公益社	明治三三・二・一〇	同
藤井熊太郎	産業組合實務指針	同	六六	二、八〇	東京公益社	明治三三・二・一〇	同
石田傳吉	産業組合の設立と經營	同	二八	〇、八〇	東京有隣堂	大正三・三・二五	同
藤井熊太郎	産業組合と勤儉貯蓄	同	二九	〇、八〇	東京有隣堂	大正三・三・二五	同

著 者	書 名	版 型	頁 數	定 價	發 行 所	發 行 年	備 考
農務局	良好ナル産業組合ノ收支状態	菊		〇、三〇	愛知支會	明治三三・	絶版
御宿正定	産業組合簿記	同		〇、三〇	明文堂	明治四〇・一〇・三	同
佐藤寛次・山本謙治	産業組合の簿記	同	五六	三、〇〇	山口縣熊毛郡部會	大正三・一・	同
梅原寅之助	産業組合簿記實踐	同	四六	〇、三〇	産業組合中央會	大正五・八・二五	同
産業組合中央會	産業組合記帳の葉	同	七	〇、三〇	産業組合中央會	大正四・一〇・〇	同
林田逸喜	産業組合簿記ノ葉	同	三三	〇、七〇	大同印刷株式會社	大正三・三・七一	同
産業組合中央會	記帳ノ葉産業組合簿記	同		一、〇〇	産業組合中央會		同
同	消費組合記帳の葉	同			同		送料六

著者	書名	版型	頁數	定價	發行所	發行	備考
鐵道院總裁官房保健課	大正十五年職員消費組合成績概要	菊	六八		鐵道省保健課	大正 五	絶版
香川 支會	購買組合經營伴侶	四六	三〇	一・〇〇	東京大日本文明協會	大正 九・二・一〇	絶版
本位田 祥男	消費組合運動	四六	三三	二・五〇	東京國文堂	大正 一〇・五・一〇	同
高橋 正熊	消費組合	同	二〇	〇・五〇	東京協同會	大正 一〇・三・二	同
丸岡 重喜	本邦消費組合論	同	三〇	二・〇〇	東京同人社	大正 二・八	同
留岡 重造	消費組合論	同	二〇	〇・五〇	協同會	大正 二・三	同
協調會	消費組合運動	菊	五七	四・八〇	東京同人社	大正 二・七・三	同
山村 喬	消費組合巡禮	四六	二〇	三・三	東京日本評論社	大正 一五	同
本位田 祥男	市街地購買組合に関する調査	菊	九	〇・八〇	産業組合中央會	大正 一四・七・〇	同
産業組合中央會	消費組合の調査	同	二	非賣	東京高等商業學校	大正 一五	同
東京高等商業學校	消費組合物語	菊半	五	〇・〇	神戸消費組合	大正 二・六	絶版
林 彦一	婦人と消費組合	同	五	〇・〇	同	大正 一四・一	同
本位田 祥男	農村と消費組合	同	三		啓明會本部	大正 一五・四	同
岡本 利吉	本邦消費組合經營事例	四六			産業組合中央會		同
産業組合中央會	消費組合と新社會への途			〇・三	同		同

八 販 賣 組 合

著者	書名	版型	頁數	定價	發行所	發行	備考
産業組合中央會	本邦市街地に於ける信用組合實例(第一輯)	菊	六	〇・一五	産業組合中央會	大正 五・一・二五	同
同	市街地に於ける信用組合實例(第二輯)	同	八	〇・一五	同	大正 六・二・二五	同
産業組合中央會	大正十三年度市街地信用組合概況	四六	五		大藏省銀行部	大正 一四・三・二九	同
高橋昌・横井時敬	貯金のすゝめ	同	二	〇・〇四	産業組合中央會	大正 二・一	同
	市街地信用組合とはどんなものですか	同	六		大阪府産業組合時報社	大正 一四・七	同
	信用組合論	四六倍	三		著者	明治 二四・三	絶版
早川 直瀨	産業組合の經營する製絲事業	菊	一八	二・〇〇	産業組合中央會	大正 二四・三・八	同
産業組合中央會	産業組合組織に依る穀物販賣組合事例	同	六	〇・二〇	同	明治 四四・四・〇	同
同	倉庫を利用する米穀販賣組合事例	同	九	〇・二〇	同	大正 六・一・二五	同
同	全國販賣組合一覽	四六	一七	一・〇〇	同	大正 二・二・三	同
農務局	生糸販賣組合に関する調査	菊	二	非賣	農務局	大正 一五・五・二五	同
西垣 恒矩	米穀販賣組合論	同			同		同
産業組合中央會	製糸販賣組合を作れ	同			同		同

九 購 買 組 合

著者	書名	版型	頁數	定價	發行所	發行	備考
伊藤長次郎	獨逸産業組合視察談	菊	六六	〇、五〇	東京大正館	明治四〇	絶版
西垣恒矩	丁抹の産業組合	同	一四六	〇、五〇	東京大正館	大正二・二六	同
同	英國の産業組合	同	一七三	〇、五〇	東京大正館	大正二・三三	同
同	獨逸の産業組合	同	一六三	二、〇〇	東京大正館	大正二・六五	同
同	北米農家産業組合の葉	同	五九	〇、八〇	東京大正館	大正四・四三	同
農務局	諸外國に於ける産業組合其他の組合を中心とする住宅供給策	同	七六	〇、八〇	東京大正館	大正一〇・七	同
久留間鮫造	英國消費組合發達史論	四六	三〇	〇、八〇	東京大正館	大正一〇・一一	同
關根齋一	露國に於ける産業組合運動	菊	五九	非賣	東京大正館	大正二・九二	同
日本銀行調査係	英國に於ける共同卸賣組合	同	五九	非賣	東京大正館	大正三・三	同
牛島孫三郎	普國産業組合中央金庫	同	九三	一、三〇	東京大正館	大正三・八二〇	絶版
戸田保忠	伊太利農事産業組合	同	七〇	〇、四〇	東京大正館	大正三・七三〇	同
細谷小麓	印度の農事産業組合	同	三三	〇、四〇	東京大正館	大正三・二〇二	同
重政誠治	獨逸産業組合の過去現在及將來	同	四九	一、〇〇	東京大正館	大正三・二二八	同
東畑精一	獨逸産業組合の過去現在及將來	同	九三	非賣	東京大正館	大正三・三	同
産業組合中央金庫	普魯西産業組合中央金庫概況	同	二八	同	東京大正館	大正三・三	同
農務局	獨逸に於ける産業組合及産業組合中央金庫概況	同	四四	同	東京大正館	大正三・三	同
近藤康	獨逸に於ける産業組合及産業組合中央金庫概況	同	三三	一、五〇	東京大正館	大正三・三	同
辻誠男	英國産業組合教育事業	同	九三	〇、七五	東京大正館	大正三・三	同

十二 海外産業組合

十一 農業倉庫

著者	書名	版型	頁數	定價	發行所	發行	備考
岡本龍海	米券倉庫の經營	菊	三三	〇、九〇	東京博文館	大正二・一三	絶版
内池廉吉	農産物倉庫論	同	八七	〇、五〇	東京博文館	大正六・〇一	同
農務局	農業倉庫綱要	同	三七	〇、五〇	東京博文館	大正六・三〇	同
河田嗣郎	農業倉庫論	同	三七	〇、五〇	東京博文館	大正七・五	同
帝國農會	農業倉庫經營理事者養成講習會講演集	同	二〇	非賣	東京帝國農會	大正九・九一	絶版
産業組合中央會	農業倉庫講習錄	同	六〇	三、〇〇	産業組合中央會	大正一四・九三〇	同
法律新聞社	農業倉庫法制定理由	同	九	〇、〇〇	法律新聞社	大正一〇・一四	同
農商務省	農業倉庫事績	同	三七	〇、〇〇	農商務省	大正七	同
橋田丑吾	農業倉庫經營論	同	三三	二、〇〇	東京出版社	大正七	同
産業組合中央會	産業組合の經營する農業倉庫	同	一四	一、八〇	産業組合中央會	大正七	同
兵庫縣内務部商工課	兵庫縣農業倉庫經營事例	同	一六	非賣	兵庫縣内務部商工課	大正一五・五	同

著者	書名	版型	頁數	定價	發行所	發行	備考
産業組合中央會	利用組合に關する調査第一輯			一、五〇	産業組合中央會		

野田兵一	産業組合中央會	二十五周年記念講演集	同	四六	二五	〇・九〇	東京文明社	大正二四・一〇	
新瀉支會	高橋九郎翁	同	同	同	七三	〇・二〇	産業組合中央會	大正二四・七一	
埼玉支會	群馬縣産業組合概況	同	同	同	六二		大正二四・九一		
群馬支會	岩手の産業組合	同	同	同	五五		大正二四・〇〇		
岩手支會	青森縣の産業組合	同	同	同	二六		大正二四・三三		
青森支會	北郡の産業組合	同	同	同	二二	非賣	大正二四・三〇		
三浦支會	靜岡縣の産業組合	同	同	同	二七	非賣	大正二四・二九		
靜岡支會	産業組合特別講習會講演集	同	同	同	三五		大正二四・一〇		
長崎支會	産業組合法發布二十五周年記念長崎縣の産業組合	同	同	同	三三		大正二三・二二		
靜岡支會	福岡縣の産業組合	同	同	同	六九		大正二三・三三		
福岡支會	表彰産業組合	同	同	同	二八		大正二三・〇三		
秋田支會	岡山縣産業組合一班	同	同	同	二九		大正二三・〇四		
岡山支會	宮城縣産業組合一班	同	同	同	一八〇		大正二二・四八		
宮城支會	富山縣の産業組合	同	同	同	一八〇		大正二二・四八		
富山支會	東京府産業組合一班	同	同	同	六八		大正二二・四八		
東京支會	富山縣の産業組合	同	同	同	八		大正二二・四八		
富山支會	大分縣産業組合一班	同	同	同	八五	非賣	大正一九・五一		
大分支會	岡山縣産業組合一班	同	同	同	二六		大正八・四〇		
岡山支會	福岡縣の産業組合	同	同	同	二二		大正七・〇三〇		
福岡支會	附								

絶版

十三 雜

齊田廣	全露消費組合中央聯合會と全露産業組合銀行	同	同	同	〇・七五	産業組合中央會	大正二四・八・三		
南滿洲鐵道株式會社	ソウエー卜聯邦輸出探算に關して	同	同	同	六〇	産業組合中央會	大正二五・四		
辻誠	英國産業組合聯合機關	同	同	同	〇・〇七〇	産業組合中央會	大正二五・七		
産業組合中央會	獨逸産業組合の検査制度	同	同	同	二〇	露協會	大正二五・八		
日露協會	ソグエー卜ロシヤに於ける産業組合	同	同	同	一五	露協會	大正二五・二・一		
石黒忠篤	米國の穀物取引と穀倉	同	同	同	三三	露協會	大正二五・七		
三輪龍揚	普魯亞産業組合中央金庫取引規定	同	同	同	四	産業組合中央金庫	大正二三・七		
辻誠	米國に於ける信用組合	同	同	同	一〇五	大藏省銀行局貯蓄銀行課	大正二五・		
齋藤保一郎	英國卸賣組合の六十年	同	同	同	一九	産業組合中央會	大正二五・二		
産業組合中央會	伊太利に於ける請負組合	同	同	同	三二	産業組合中央會	大正二五・七		
同	露西亞産業組合思想小史	同	同	同	〇・四〇	同			
同	海外諸國の産業組合	同	同	同	〇・三〇	同			
著者	市原悦之助	産業組合手引草	四六	一四六	根古屋信用組合	明治三三・四	明治三三・五	明治三三・七・〇	同
農務局	産業組合成績概要	同	同	同	同	同	同	同	同
大日本産業組合中央會	農商務省開設第二回産業組合講義録	同	同	同	同	同	同	同	同

農務局	第八回産業組合主任協議會要 第十七回特別表彰産業組合事務 各地産業組合の實力比較表	菊	一七同	農務局	大正一五・五・三三
産業組合中央會	組合員の心得	同	〇・〇	産業組合中央會	大正一五・六・一
産業組合中央會	現代生活と小賣商人	四六	非賣	農務局	大正一五・
米田庄太郎	各府縣現在産業組合	菊半	〇・〇	産業組合中央會	大正元・九・
農商務省	教育勸語と戊申詔書	四六	〇・〇	神戶消費組合	大正二・五・
産業組合中央會	産業組合訓	同	〇・三	農商務省	明治三・四・
同	農村副業を産業組合化せよ	同	〇・三	産業組合中央會	同
同			同		同

十四 雜誌新聞

誌名	創刊年月	發行回数	版型	定價	發行所	備考
産業組合	明治三八・一・一	月刊	四六倍	〇・三〇	産業組合中央會	大正十四年度より菊版に變更
産業組合の友	同 三九・六・六	年六回	菊		茨城支會	大正十三年度迄は五回
産業組合岡山支會報	同 四〇・六・三〇	同	同		岡山支會	絶刊
支會報	同 四一・二・二	年數回	同		三重支會	
産業組合中央會福岡縣支會報	同 四二・一・一五	月刊	同		福岡縣支會	前稱「産業組合中央會新瀧支會報」
資料時報	同 四三・二・二八	月刊	同		新瀧支會	前稱「産業組合要報」
神奈川縣支會報	同 四三・	年五回	同		神奈川縣支會	前稱「産業組合要報」

宮城縣産業組合時報	同 四四・一・	年二回	同	〇・三〇	宮城支會	前稱「宮城支會報」
長崎縣産業組合時報	同 四四・五・五	同	同		長崎支會	第四號より「群馬支會報」
群馬支會報	同 四四・八・二五	月刊	菊		群馬支會	
産業組合中央會德島支會報	同 四五・二・	同	同		德島支會	
會報	同 四五・五・二五	年六回	同		靜岡支會	
濃飛の産業報	同 四五・五・二三	月刊	同		岐阜支會	
産業之礎	同 四五・七・	同	同		長野支會	
秋田支會報	大正元・一・	同	同		秋田支會	
産業組合中央會兵庫支會報	同 二・三・	同	同		兵庫支會	
高知支會報	同 四・八・	年四回	同		高知支會	
産業組合中央會山梨支會報	同 五・四・二三	年二回	同		山梨支會	前稱「防長ノ産業組合」
山口支會報	同 五・八・二五	月刊	同		山口支會	
産業組合中央會熊本支會報	同 五・九・	年四回	同		熊本支會	最近年發行なし
産業組合報	同 五・一・一	同	同		岩手支會	
産業組合中央會岡山支會報	同 六・一・八	年六回	同		岡山支會	
産業組合中央會滋賀支會報	同 六・四・	年四回	同		滋賀支會	
共榮	同 六・四・	月刊	同		北海道支會	大正十五年十一月より前稱「會報」を變更
産業組合中央會和歌山支會報	同 六・六・二六	年四回	同		和歌山支會	
産業組合中央會青森支會	同 六・一・一	年二回	同		青森支會	
産業組合中央會愛媛支會報	同 七・六・	年四回	同		愛媛支會	
金融と經濟	同 八・九・二五	月刊	同		京城朝鮮經濟學會	

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題数
第一回	大正十三年四月二十五、六日	松本市 松本中學校	五一〇	八
第二回	大正十四年十月十一、二日	高崎市	三六四	一三
第三回	大正十五年十月二十三、四日	熊谷町 縣立高等女學校	六二四	二二

四 全國生絲販賣組合大會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題数
第一回	大正十年十一月十五、十六日	東京市	一一四	二九
第二回	同 十一年十月十七、十八日	神戸市	一一四	二六
第三回	同 十三年十月二十四、二十五日	浦和市	一一六	三三
第四回	同 十四年九月三、四日	大阪市	二四三	三三
第五回	昭和二年九月三、四日	秋田市	一四一	四三

市街地信用組合の設立後日尙淺く、經營上其他に於て
 攻究協議すべきもの少なからざりしを以て、大正十年十一
 月十五、十六の二日間中央會事務所にて第一回市街地信

用組合協議會を開催し、其の後も各地に開催して市街地信
 用組合の發達に關し協議を爲したり。概況を掲ぐるこゝ左
 の如し。

三 全國市街地信用組合協議會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題数
第五回	昭和二年自五月二十六日 至同二十八日 三日間	中央會事務所	一一一	八九

二 全國産業組合協議會

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題数
第十四回	同 七年四月二十七、二十九日	東京市 共立女子職業學校	一一〇〇	二
第十五回	同 八年四月二十七、二十八日	岡山市	二五〇〇	一
第十六回	同 九年四月二十七、二十八日	宇治山田市	二五〇〇	一
第十七回	同 十年五月八、十日	大分市	三五〇〇	一
第十八回	同 十一年四月二十二、二十三日	東京市 技藝館	一〇、〇〇〇	一
第十九回	同 十二年四月二十五、二十六日	仙臺市 會堂	三、〇〇〇	一
第二十回	同 十三年四月二十六、二十七日	福岡市 會堂	五、〇〇〇	一
第二十一回	同 十四年四月二十六、二十七日	山縣市 會堂	五、〇〇〇	一
第二十二回	同 十五年五月十七、十八日	札幌市 會堂	五、〇〇〇	一
第二十三回	昭和二年自五月二十六日 至同二十八日 三日間	靜岡縣 立師範學校	六、七〇〇	一

産業組合の實地指導に當る者をして指導上必要なる事項
 に付き研究する爲、各府縣郡及支會等の主事及主事補を集
 め且、農商務、大藏、司法、各省當局の出席を乞ひ、産業組

合關係法規、各種組合の經營及組合の活動に關し協議研究
 を爲し、兼ねて時事問題に關する大家の講演を聴きたりし
 が、其開催數、期間、出席者數等を擧ぐれば左の如し。

回数	開催年月日	会場	出席者数	協議問題数
第一回	大正十年自一月十五日 至同二十一日 一週間	中央會事務所	一〇四	七八
第二回	大正十一年自一月十六日 至同二十一日 一週間	同上	七四	七四
第三回	大正十二年自六月十四日 至同二十一日 一週間	同上	七二	四一
第四回	大正十三年自五月二十六日 至同三十一日 一週間	同上	七五	六八

道府縣名	回数	會 名	開 催 地	開 催 年 月 日	開 催 府 縣 名	來 會 者 備 考
東京	ナシ					
神奈川	ナシ					
新潟	第二回	北陸四縣聯合農業倉庫研究會新	新潟市	大正十一年十月十八、十九日	富山、石川、福井、新潟	九五
富山		一府八縣產業組合大會上新川郡堀川村	新潟市	大正十一年九月十五、十六日	東京、新潟、福井、石川、富山	九五七
同		北陸四縣聯合農業倉庫研究會富	山 市	大正十一年九月六、七日	新潟、石川、福井、富山	一五七
同	第五回	北陸四縣農業倉庫聯合會同	同	大正十一年九月十三日	同	一一一
同	第七回	同	東礪波郡出町	大正十一年十一月二十五日	同	一四〇
同	第一回	北信五縣產業組合協議會同	同	同	長野、新潟、石川、福井、富山	三一四
石川	第三回	北陸四縣農業倉庫聯合會金	澤 市	大正十一年十一月二、三日	新潟、富山、石川、福井	二〇〇
同	第二回	北信五縣產業組合協議會江沼郡山中町	同	昭和二年七月六、七、八日	長野、新潟、富山、石川、福井	三〇〇
同	第八回	北陸四縣農業倉庫聯合會同	同	同	新潟、富山、石川、福井	二〇〇
長野	ナシ					
岐阜	ナシ					
滋賀	ナシ					
山梨	ナシ					
静岡	ナシ					
愛知	ナシ					
三重	ナシ					
京都	ナシ					
兵庫	ナシ					

道府縣名	回数	會 名	開 催 地	開 催 年 月 日	開 催 府 縣 名	來 會 者 備 考
北海道	第一回	北海道並東北六縣支會役員協議會	北海道 廳	大正十二年八月十六日	福島、山形、宮城、岩手、青森、北海道	二二
青森	ナシ					
岩手	第八回	北海道東北六縣產業組合關係者協議會	盛岡市	昭和二年七月十九、廿日	北海道、青森、秋田、山形、福島	一〇〇
秋田	ナシ					
山形	第三回	北海道及東北六縣產業組合主要幹部協議會	山形市 農業會館	大正十五年三月十八、十九日	北海道、青森、秋田、山形、福島	五二
宮城	ナシ					
福島	北海道及東北六縣產業組合支會役員協議會	福島市 縣會議事堂	大正十五年八月廿四日	北海道及東北六縣	三二	
茨城	ナシ					
栃木	ナシ					
群馬	產業組合聯合大會前	橋 市	明治四十三年十月十九、二十日	東京、神奈川、新潟、埼玉、長野、千葉、栃木、茨城、山梨、福島、宮城、山五〇〇	形、岩手、青森、群馬	五〇〇
埼玉	ナシ					
千葉	ナシ					

第二 地方的のもの

回数	期 日	會 場	出席者數	協議問題件數
第一回	昭和二年七月四、五日	東京市	一八〇	四二

五 全國農業倉庫協議會

縣	名	演藝の種類	演藝名	演藝者	所在地
兵	庫	浪花節	「悪夢より醒めて」	京山孤城	大阪市西成區花園町二六七裁ノ茶屋
新	瀧	浪花節		五十嵐榮藏	古志郡上組村宮内
長	野	活動寫真		瀧澤陸三郎	小縣郡堀川村
青	森	活動寫真		長野支會	青森支會
山	形	活動寫真		山形支會	山形支會
鳥	取	浪花節		赤木治郎	東伯郡龍山町
岡	山	浪花節		新本	久米郡野村
茨	城	浪花節		赤木治郎	東伯郡龍山町
				本村	久米郡野村
				場上	久米郡野村
				唄仁	久米郡野村
				手八	久米郡野村
					茨城支會

在農產
來業業
歌倉組
詞庫合
之之之
部部部

産業組合の宣傳として、各種の演藝若くは活動寫真等に就ては各府縣に於て開催せられ居るが、其の主要なるものを挙げれば次の如くである。

第七節 産業組合宣傳用演藝其他

縣	名	演藝の種類	演藝名	演藝者	所在地
熊本	ナシ				
宮崎	ナシ				
鹿兒島	ナシ				
沖繩	第四回	九州沖繩各縣産業組合關係者	那覇市	九州沖繩各縣	大正十五年七月十六日ヨリ四日間

縣	名	演藝の種類	演藝名	演藝者	所在地
大阪	ナシ				
奈良	ナシ				
和歌山	ナシ				
鳥取	第二回	中國附近産業組合中央會支會役員協議會	東伯郡倉吉町	大阪、兵庫、岡山、廣島、大分、山口、愛媛、京都、鳥取	大正十年四月三十日、五月一日
島根	ナシ				
岡山	ナシ				
廣島	第六回	中國附近産業組合協議會	廣島市及佐伯郡巖島町	京都、大阪、滋賀、三重、和歌山、奈良、鳥取、岡山、鳥根、山口、徳島、香川、愛媛、高知	大正十五年五月十四、五日
山口	第二回	近畿、中國、四國附近産業組合協議會	阿武郡萩町	大阪、兵庫、岡山、廣島、鳥根	大正九年四月八、九日
徳島	ナシ				
香川	第三回	近畿、中國、四國附近産業組合協議會	高松市教育會表誠館	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、香川、愛媛	大正十一年五月十五、六日
愛媛	第五回	近畿、中國、四國附近産業組合協議會	松山市公會堂	京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、香川、愛媛、高知	大正十三年十月十三日
高知	ナシ				
大分	九州沖繩八縣聯合産業組合主任官及支會主任役員協議會		福岡市	九州、沖繩各縣	大正十三年三月廿三、四日
福岡	第廿二回	府縣ヲ區域トスル信用組合聯合協議會	福岡市	當該聯合會ヲ有スルモノニ	大正十四年四月十三、四日
同	第五回	九州各縣産業組合主任官支會役員協議會	同	九州沖繩各縣	昭和四年四月十五、六、七日
同	第九回	九州各縣産業組合聯合會及市街地信用組合協議會	同	九州各縣	同
同	第九回	九州各縣産業組合聯合會及市街地信用組合協議會	同	九州各縣	同
佐賀	ナシ				
長崎	第三回	九州沖繩各縣産業組合主任官並同支會役員協議會	長崎市外浦町	九州沖繩各縣	大正十四年十一月十四日

大正九年四月三十日、五月一日、大分、山口、愛媛、京都、鳥取、岡山、廣島、兵庫、大阪、滋賀、三重、和歌山、奈良、鳥取、岡山、鳥根、山口、徳島、香川、愛媛、高知

鹿島	福岡	愛媛	香山
兒島	岡	媛	山口
浪組	二浪	講組	組人
花合	輪花	合合	形芝
節劇	加節	談劇	劇居
「梅」「金」 金の世 光雨界			
柴垣末藏	菊川一座	花田正五郎	京山圓之助
東義則	東義則	東義則	東義則
田淵筆太郎	田淵筆太郎	田淵筆太郎	田淵筆太郎
三豐郡笠田村	三豐郡笠田村	三豐郡笠田村	三豐郡笠田村
松山市南京町	松山市南京町	松山市南京町	松山市南京町
宗像郡瑞岡町	宗像郡瑞岡町	宗像郡瑞岡町	宗像郡瑞岡町
宗像郡勝浦村	宗像郡勝浦村	宗像郡勝浦村	宗像郡勝浦村
薩摩郡桶脇村	薩摩郡桶脇村	薩摩郡桶脇村	薩摩郡桶脇村
鹿兒島市樋の口町	鹿兒島市樋の口町	鹿兒島市樋の口町	鹿兒島市樋の口町

活動寫眞の組合に關するもの

題目	巻	尺	原作者	發賣所
「輝の前に」	四、五	二五〇	荒川清	東京淺草公園「大東京」樓上 活動寫眞資料研究會
「金の行衛」	一、二	三〇〇	高田二平	東京淺草公園「大東京」樓上 活動寫眞資料研究會
「村の榮光」	七、八	二〇〇	左子清道	東京小石川區小日向水道町一〇四 東京シネマ商會
「世は持合」	四	卷	左子清道	東京市赤坂區田町一ノ十五 日本フィルム協會
「歸雁之聲」	五、六	〇〇〇	左子清道	東京市赤坂區田町一ノ十五 日本フィルム協會
「盤石に築く」	三	卷	高田二平	東京淺草公園「大東京」樓上 活動寫眞資料研究會
「努力の賜」	二	卷	高田二平	東京市赤坂區田町一ノ十五 日本フィルム協會
「落穂の頃」	四	卷	馬場光三	東京市下谷區上根岸二二八 勝本映畫製作所

右其の梗概の二三に就きて示せば左の如くである。

◆金の行衛

原作	高田二平
脚色	荒川清
監督	高松操
助監督	小谷三郎
撮影	殿村ひさし
字幕	殿村ひさし
配役	
畑野太郎	櫻井春美
倉光長藏	大味正徳
野田作藏	小林春潮
本山秀一	佐久間一郎
娘お袖	磯村みさ子
同お濱	中澤てる子
太郎吉の叔母お春	富田百合子

字幕内容

太郎吉は村で屈指の資産家であつた
彼は
貯めた二千圓
を丁寧に、油紙で幾重にも包んで大切そうに押入に藏つておいて、
時々コソコソそれを引き出して眺めてゐた。
之れが千五百圓
今日しも太郎吉は札束を見て、笑聲に入つてゐる

之れが五百圓

彼は合して二千圓の紙幣を見て益々笑顔になる。その時黒猫が食卓の上にあつた魚を攫はふとして、食器を轉倒させた。その音響に喫驚して、太郎吉は金を懐に押し入れて屋外に飛び出した。勝手に食卓の用意をしてゐた細君も太郎吉の慌しい様を見て飛び出した。二人は驚いて飛び出して来た。それは何のためか？
太郎吉夫婦は如何にその二千圓の金の紛失を恐れたことか。その爲めに斯うした滑稽を幾度となく繰り返した。
ある日、太郎吉が米を搗いてみると、そこへ野良歸りの作藏が立寄つて、きまり悪そうに話しかけた。太郎吉さん
『知つての通り不幸續きで困つてゐるんだが、肥料を買ふ金を五十圓程貸して戴けませんか？』
『俺は人に貸すために貯金してゐないよ』
太郎吉は不機嫌さうに云つた
『春藏が濟めば必ず利息をつけて返すよ……僅か三日だからなあ』
作藏は哀願した
紙幣も日本銀行の借用證書だ、見るだけなら金貨も石も變りはない
太郎吉は斯う考へて、作藏に貸してやらうか、と思つたが次に或る不安が湧いて決心がつかぬかつた
作藏は太郎吉に断られたので、長藏に融通を頼んだ
『懇意な間柄では厳しい催促も出来ないから、まあ貸すことは止めて置かう』
長藏は云ひにくそうに断つたが、作藏が酷く失望した様を見て
『其の變りいゝ事を教へて上げるよ。銀行に行けば借りる人はお客様だ、銀行は貸すのが商賣だからなあ』
作藏はその言葉に元氣を得て、いそぐ歸つて行つた

秀一は作蔵に劣らない貧乏人であつた、然しどこから工面したか養蠶の爲に、住宅の修繕をしてゐた。彼の母の手一つで貧苦の中に育つた青年であつたが今日は左官や大工を五六人も雇入れて自分が先に立つて家の修繕をしてゐる。お袖は作蔵と秀一との兩名から結婚を申し込まれて居た。が秀一の方に心が傾いてゐた。お袖は秀一の家が立派に修繕されて行くのを見て立留つて、嬉しそうに眺めてゐた。其處へ、銀行に金を借りに行く作蔵がお袖の立つてゐるのを見て、ニコ／＼しながら近寄つて来た。自分の戀敵である秀一の宅が立派になつて行くのを見て、微笑んでゐるお袖を見ると、嫉ましい感情が湧いて来てボンヤリ突立つてゐるお袖の前に立塞がつて、皮肉たつぷりに

『秀さんの家が綺麗になるのでうれしうらう』

氣まり悪る相に逃げて行くお袖の後姿を見送つてゐた作蔵は口惜しうに

『去年からの不仕合せさえなければ早速にも纏る縁談だが』

と、呟いたが、氣を取り直して町の方へ歩いて行つた。町に着いた彼は銀行に滲入るのを躊躇してゐた、が秀一の修繕されて行く家を見て微笑んでゐたお袖を思ひ浮べて、思ひ切つて銀行の扉を排した。作蔵は譯を話して金を借りることを頼んだ

『無抵當では困る……あつてもそんな小額では手數ばかり掛つて營業にはなりませんから』

銀行員は無愛想に斷られて失望をした作蔵は、力なく歸つて行つた。その夜の出来事

太郎吉は自分が金を貯めてゐることを、作蔵が知つてゐる以上、他の人も知つてゐるに違ひない。他人に知れる事は最も危険だと思つたので鹽瓶に札束を入れて、裏の畑の角の樹木の下に埋めやうとした。

『他人が見たら蛙になれ！』

『俺が見たら金になれ！』

彼は埋め終つて、漸く安堵の思ひで我家に引き返した。草木も眠る丑滿の頃

太郎吉が金を埋めた木の附近に怪しい人影が現れて、何時の間やら姿を消してしまつた。太郎吉は金を眺めやうとしてニコニコしながら、瓶を振り出して見ると中から蛙が飛び出したので吃驚仰天した。

『他人ぢやない、俺だよ……俺だよ！』

と叫んだが、蛙はのそ／＼歩き出した。彼は失神せんばかりに驚いた。その時、先刻の怪人が忽然と姿を現はして、

『金は天下の廻物だ、こんな處へ隠して置くとは許し難い奴だ』

『金は俺が貰つて行く、貴様は蛙を眺めて居ろッ』

怪人は立ち去らうとした。太郎吉は驚いて金を取り戻さうとして怪人に組み付いた。

それは夢にすぎなかつた。

太郎吉は昨夜の夢に不安を感じて銀行へ預けやうとして居た。

『あの頑丈な金庫なら火事も盗賊も恐れる事はありますまい』

太郎吉は頑丈そうな金庫を指して云つた。

銀行員は口元に冷笑を浮べ乍ら

『金庫に藏つて置いては、貴殿に差上げる利息の出所がありませんから、資金の欲しい方に融通します。金庫には帳簿や證書を入れて置きます』

太郎吉は驚いて

『私の金を貸す時には、一應御相談を願ひます』

『それは出来ません。銀行では貸出しの得意を公表しないやうにして居りますから』

太郎吉は益々不安を感じて、テーブルの上の金を慌しく、しまつて銀行を飛び出した。

『あの男も變だ、が不正貸付があるのだ。預金者としての不安も尤もだ。銀行の營業振は未だ改善の餘地がある様だ』

太郎吉の後姿を見送つてゐた銀行員は、斯う云つて歎息を洩らした。太郎吉は質草を取つて、小金を貸す事は一番堅い仕事だと思つた。太郎吉は質屋を営んでゐる叔母を訪ねて、二千圓の金を貯蓄した爲に悩まされてゐることを語つた。そして叔母の賛成を求めやうに

『私も叔母さんの眞似をして村で質屋を始めやうと思ひます』

叔母は笑ひ乍ら

『そんな事をするよりも、村の信用組合に預けなさい。此町では組合が發達した爲に銀行も、金貸も、質屋も、みんな商賣が出来なくなると云つて居ます』

『私も現金はなるべく組合に、預けて居ますが、組合の貸方は、誰にも、といふのではなく、大勢の人達が、よく調べた上で貸すから何處よりも安全です』

太郎吉は引き込まれるやうに感心して叔母の話の聞いた

『秀一はどつから工面したのかしら……』

町からの歸途、作蔵は秀一の家を恨めしそうに眺めながら歎息を洩らした。『何を見てゐるの』村の娘、お濱に聲を掛けられて、作蔵は吃驚して我に反つた

『あの秀一が、どうして普請の金を工面したか、濱ちゃん知らないか』

『信用組合からよ！借金して裏められて居るのは秀一さんばかりよ』

『何か抵當でも出したのかなあ』

『いゝえ……確かな人ならば、抵當なものにも、いらないんですつて』

それを聞いた、作蔵は、何か思ひ當つた様に駆け出して行つた。その翌日の事であつた

組合には大勢の人々が集つて居た。その中に太郎吉も、作蔵も混つてゐた。然しお互ひに氣が付かなかつた。太郎吉は二千圓の預金をし

てゐる。作蔵は五十圓の貸金を受けてゐる。作蔵は正直、勤勉、儉約を守つて居る村の模範青年であつた所から遂に、その目的を達する事が出来たのであつた

思ひの叶つた作蔵、安堵の胸を撫で下した太郎吉、二人とも輝かしい顔をして組合の事務所から肩を並べて出て来た。然しお互に氣づかなかつた。

通帳を見ながら歩いて居た太郎吉は右につまづいて、溝の中に落ちそうになつた。紙幣を眺め乍ら歩いてゐた作蔵は思はず太郎吉を抱きかゝへて、顔を見合はせた

『やあ、これは有難ふ……どちらへ』

『……ハッハッ……信用組合へ……あなたは？』

『ほう、私も信用組合へ』

『……預けに……』

『……借りに……』

二人は顔を見合はせて、何の屈托もなげに、哄笑した。

◆ 輝きの前に 全五卷

- | | |
|-------|-----------|
| 原 作 | 荒 川 清 |
| 監 督 | 荒 川 清 |
| 助 監 督 | 高 松 操 |
| 撮 影 | 持 田 米 彦 |
| 同 | 小 谷 三 郎 |
| 同 | 松 村 保 次 郎 |
- 配 役 ——
- 老ひたる漁師作兵衛……………大村 正雄

娘	サダ子	中澤 照子
片倉	岩藏	大味 正徳
妻	いね	森居 三樹子
息子	秀雄	福岡 満洲
娘	ユリ	坪井 三輪子
仁	藏	磯野 武夫
お	春	富田 百合子
米	造	櫻井 春美

梗概

前面に渺茫たる太平洋は無限の寶庫として、又背後に廣漠たる沃野を控へ、農に漁業に天恵そのもの、様に見える、大勢の村人は陸の農作に、海の大漁に、或ひは歌ひ或ひは踊つて居る。『然しそれは眞の平和であり幸福であらう乎。農事に不作、漁業に不漁……吾人は常に後顧の憂ひなきを用意して置かねばならぬ』海上の一隅に現はれた一片の黒雲は見る／＼一面に擴がつて行く。今迄平和に満ちて居たこの漁村は『それ早風だッ』警鐘は亂打され笑顔も歌も踊りも忽ち恐怖の色に急變した。逆捲く怒濤は磐石の岩壁をも打碎かん勢に……電光雷鳴大暴風雨……沖に稼ぎに出て居る人々の家族の心痛は一通りではない、夫を思ふ妻、父の身を案ずる子女。我が子を思ふ親。彼等は豪雨暴風を冒して海岸に走つて行く。怒濤は岩壁を越して龍の様に打ち込んで来る。海上の人々を案ずる彼等は、或ひは天を呪ひ或ひは泣き叫ぶ者眞に阿鼻叫喚の巷と化してしまつた。この憂ひ！凶作の憂ひ！立派な船、優良な肥料潤澤な貯水池、堅牢な防波堤、眞に救ひ未然に防ぐべき途は協力一致でなければならぬ。或る日の夕暮時であつた。老ひたる漁師作兵衛は岸邊を洗ふ岩頭に立つて遙かに沖を眺めて追憶の涙を流してゐた、それは伴重吉が去年

の暴風雨の爲め、船は破壊され大勢の若者達と共に悲惨な最後を遂げたからであつた。それ以來發作的精神病に冒されて居た。そして冷酷な船主片倉岩藏を呪つてゐるのであつた。片倉の子息秀雄は某商科大學を卒業して懐かしい故郷の停車場に母と妹を迎えられ喜々として家路についたその時片倉のために磨げられし人々は親子夫婦が別れ／＼に知らぬ他國へ出稼に行かねばならぬ者も多かつた。計らずも彼等の眼に映じたのは秀雄の姿であつた。無智な人々は『仇敵の片割』『行きがけの駄賃だ』『打ちのめせ』夢中になつて襲撃した……危い所を青年漁師勇太郎のために救はれた……秀雄は勇太郎より父と村人と敵同志になつた原因を聞き、相互の協調を計らんとして父の憎悪を買ひ、遂に勘當された。秀雄は疲弊しきつた郷土を救はんと、作兵衛、勇太郎、サダ子等の協力を得、幾多の艱難辛苦を忍び村人の爲めに産業組合を作り共存同榮の實を擧げ得る事が出来た。今日は組合創立記念日である。一度は全村の破滅を來たさんとして親は子を呪ひ、子は親を恨み、陸に海に流血の慘を見やうとしたこの村にも暖かい春が訪れた。

字幕内容

前面は、無盡の寶庫、渺茫たる太平洋に臨み、背後には、廣漠たる沃野を控へ、眞に平和そのものに見える漁村であつた。而し、それは、眞の平和、眞の幸福であらうか？農事に不作、漁業に不漁……吾人は常に後顧の憂ひなき用意をして置かねばならぬ。それには人々一致の力を以て當らねばならぬ。曰く『勤勞、堅牢なる漁船、完全なる防波堤、曰く『優良なる肥料、潤澤なる貯水池』眞に救ひ、未然に防ぐべき道は團結の力、即ち組合の力あるのみである。

ある。

夕陽は遠く水平線の彼方に沈まんとしてゐる。海は靜かに金色の光を湛へて岸邊を洗つてゐる。

恰かも立像のやうに岩頭に立つて沖を眺めてゐる老ひたる漁師作兵衛は、去年の暴風雨に伴重吉を亡ひ、唯一人の娘と淋しい生活をして居た。

『畜生……俺の大事な伴の命を奪つた仇敵……』憤怒の情に燃へ、悲痛に叫んだ老人はあらゆる方を見つめて走り去つた。

老ひたる父は發作的精神病に冒され、サダ子は生活上の重い責さへ負つてゐた。

彼女は村の娘達の一群に交つて、籠にアワビ、サマエ等を入れて喜々として家路につく時

『あの腐つたボロ船に乗せて命を奪つた畜生……悪魔……』と、血相物凄く、叫び狂ふ父を發見した。

『お父さん何をしてゐるのです？』サダ子は作兵衛に取り組つた。

『貴様も敵の片割れか？』

作兵衛は益々狂つて娘の咽喉を締めつけやうとした。この様を見兼ねて、サダ子を庇はふとする青年があつた。彼は

重吉達と働いてゐた唯一人の生存者の勇太郎で、サダ子一家に同情してゐる俠骨男子であつた。

『小父さん、何と云ふ情ない有様です』

『しつかりして下さい』と勇太郎に押へられた作兵衛は、愛兒を見た時の顔のやうに愛に輝き出した。『お、重吉……お前は生きてゐたのか』作兵衛は満足そうに微笑した。

『お父さん、兄さん』所にお家に歸りませう……』

『サダ子も来て居たのか、ハッハッハア、行かふ』

三つの影は夕暗に消えて行つた。片倉岩藏は冷酷極まる強慾な船主で、彼の威力は實に全村を壓してゐるのであつた。

しかし、虚榮そのものの様な妻イネ子と娘ユリ子には常に惱まされてゐた。『お父さん、お兄さんを迎へに行つて来て下さいませう』

『お前達は勝手に行つて来るかい』片倉は、某商科大學校を抜群の成績で卒業し、歸郷する長子秀雄を歡び迎へやうとはしなかつた。それは彼が利己主義であるに反して秀雄は人道主義であるからである。

『小父さん、んでもねえ事を……何か夢でも見たんですねえ……』

勇太郎は、面目なさそうに昨日の出來事を詫びやうとする作兵衛をさえぎるやうに云つた。彼れは作兵衛の心を平靜に保たうとして話題をかへやうとつとめた。彼等が雜談に時を移す時、

磨げられし人々は恨を呑んで懐しい郷土を後に知らぬ他國へ出稼ぎに行かねばならぬ者も多かつた。

『それぢや、お前達は行つてしまふと云ふのか……村を捨て……』

『お前達は皆行つてしまふか……村は滅びて行く……』

別れを告げに來た、村人に、作兵衛は斯う云つて暗涙に咽んだ。

『おい、皆ッ！ 彼處を見ろッ』

『俺達をこんな目に會はした奴は誰だ！ 村の敵！』

秀雄を出迎へに行く、片倉母子を見出した村人は憤怒の聲を上げた。『行きがけの駄賃だ！ 奴等を打ち叩めせい』雷同し易い無智な村人は手に手に獲物を持つて殺氣立つた。

勇太郎は人々にこうした暴挙に賛成は出来なかつた。

『諸君……何の爲めに亂暴するか』

『亂暴も何もあるものか、手前達のために村は滅びてしまふんだ』

『諸君の心持は俺がよく知つてゐる……然し諸君の様な亂暴では世の中が通れないんだ』

『諸君待てといふにッそんな亂暴をした後がどうなると思ふんだ』

『諸君、冷静に考へて、そして自重して呉れ、村のために自分達一家のために!!』

勇太郎の熱辯は雷同せんとした村人を諍めた。

『有難う御座いました。實に危い所でした。お蔭で助かりました。』

列車から降りた秀雄は勇太郎の手を握らんばかりに厚く禮を述べた。

『有難う』

イネ子とユリ子は形ばかりの禮を云つた。

秀雄は村人から何のために嫌はるゝかと云ふ事に疑惑を生じた

『お父さん、村人は私達を悪魔だと云つてゐます……なぜそれ程憎まれなければならないのでせう?』

『ふむ……そんな事は奴等の勝手に云ふ事だッ』

『然し、それには理由がある筈です。それを聞かして下さい』

『そんな事は俺は知らないッ』

切角學校を卒業して錦を飾つて故郷に歸つた秀雄は村人は元より父親とも親しい言葉を交すことが出来なかつた。

秀雄は村人の自分達一家に對する呪は、父の惡辣なる利己主義と母や妹の不尊の態度に起因してゐると思つた。

煩悶と懊惱

に堪へ兼ねた彼は家を抜け出して海岸を逍遙した。

『今朝程は有難う御座いました』

勇太郎にバツタリ會つた秀雄は禮を言つた。

『勇太郎さん……僕等は小さい時から友達ではありませんか、何故……君達は……』

秀雄は、黙つて行き過ぎやうとした勇太郎に追ひすがつて、懐しきやうに勇太郎の傍に寄つた。

『君は今でも友達だと思つてゐるのか?』

『僕の心は前と變りはないのだが、君達始め村の人々はなぜ!』

勇太郎は憐む様に

『君は何も知らないのだなあ』

『どうか譯を聞かして呉れ給へな、親爺や、家の者に聞いても譯らないですから』

秀雄は勇太郎に哀願するやうに續いて歩いて来る。

『君はそれほど聞きたくれば話を上げてやう!』

勇太郎は傍の岩に腰を掛けて話し出した。『僕は君のお父さんの持舟に乗つて漁に出た所が、大暴風雨に逢つてしまつたのだ。僕等は決死の勇を揮つて激浪と戦つたのだ。海岸では人々は焚火をして僕等に目標を與へ、僕等の安否を氣遣つて狂氣のやうになつて右往左往してゐたのだ。海岸でこうした騒ぎをしてゐるのに、君のお父さんは

『お父さん、大變な嵐です、沖に出てゐる船は大丈夫でしょうか』

と、君のお母さんや、妹さんが心配そうにたづねて下さつたのに

『何アニ、あんな「ボロ船」惜しい事はない。心配するな』

と、平氣で酒を呑んでゐたのだ。僕等は懸命になつて激浪と戦つたが、その甲斐なく、舟は大破し、乗組んで居た漁師たちは皆散り散りになつてしまつたのだ。僕と重吉君は一片の板子につかまつて浪のまにまに流れてゐた。僕が意識を回復した時は、大勢の村人に看護されてゐた。

『あの船は壊れた! 皆死んでしまつた……』

『おいらアお父ちゃんを迎ひに行つて、村の小父さん達が母ちゃんをいぢめてるつて言ひつけて來やう』

無心なお春の子供はこんなことを云つてゐた。

呪はれたる彼等は遂に惡魔の餌食にならなければならなかつたのだ。彼等は生活の苦しみに堪へ兼ねて

『おばあちゃん! かあちゃん! どこへ行くの?』

『お父ちゃんの居る所へ……お父ちゃんの居る所へ皆んなで行きませう』

『可愛い盛りの子供に斯う答へてお春一家五人は幸吉の後を追つて海に身を投じたのです』

『お話をよく解りました! 是以上お伺ひする力がありません!』

秀雄は堪へられなくなつて叫んだ。

秀雄は頭迷な父と村人との協調を圖るべく決心した。

翌日、彼は人道のため、父に従來の方針を更へて呉れと懇願した

『お父さんに逆つて村の人達の肩を持つなんて親不幸じやあないの』

側に居た妹はたしなめるやうに言つた。而し彼はそんなものに屈しなかつた。お父さん

『此儘にして居ては村は滅びます。私は村人に産業組合を組織させてやりたい、そして共存同業の道を教へやうと思ひます』

『馬鹿ッ、貴様は……親に反抗する爲めに學問をして來たのかッ』

『貴様のやうな奴は今日限り勘當だッ、出て行けッ』

『仕方がありません。或る時機の到達するまで勘當をお受けする外致し方がありません』

秀雄は家出をした。そして勇太郎と作兵衛の宅に訪つた村の爲めに奮起しやうとした。

『私は今日から皆さんと組合を造り、此疲弊しきつた郷土を振興させたいと思ひます。どうぞ私の仕事をお扶け下さる様お願い致します』

僕はやつとの思ひでそれだけ云つたのだ。』

勇太郎は追憶の涙を流し乍ら語り續けた。

『こうした悲慘な事があつたのに、その船主である君のお父さんは振向きもしないばかりか……』

『遭難者の家族に破壊された船の損害をよこせと言つて居るんだ』

君のお父さんは多くの人命よりもあのボロ船の方が大切だと思つてゐるんだ。そんな難題を持ちかけられた

人々に纏つた資金がない所から村に散集する物資は總て岩藏の經營する商店の暖簾を濟らねばならなかつた。

『おいッ、相場が上つてゐるのにそんな賣方ぢや仕方がない』

こう店員に云つては、安く仕入れた物を吾々貧乏人に高く賣りつけるんだ。それはかりぢやない

高利か、暴利か、血も涙もない彼は、昨年所有船の難破で死亡した幸吉一家に金を貸して居た

のだ。所が期日が來ても返済しないので、抵當に取つてある家から

『今日限り断然立退いてもらいたいものだ』

と、哀れな母娘に家の明け渡しを迫つたのだ。

『旦那様、どうぞお願ひで御座います。屋敷を失つては先祖に申譯がありません、どうぞ……』

『馬鹿な事をッ、何時になつても返すあてもないのに、誰が待つて居られるんだッ、馬鹿』

お春は一生懸命に願つた。利息は既に元金以上に拂つてあるのだ。

而し彼女の願ひは容れられなかつた

『おいッ、何をしてゐるんだッ、早く競賣を始めないか』

人々は、お父さんの一喝に競賣をはじめた。

『おばあちゃん……お父ちゃんはやせ早く歸つて來て呉れないの……』

のです』

『お小父さん、悪魔だと云はれてゐる父を持つた僕を憐んで下さい。勇太郎さん……どうか村のために僕の仕事を助けて下さい』

『君の心持ちは有難いが、今の状態では盛り返す道はない』

勇太郎はもう投げやりになつてゐた。

『折角村のためにお力を盡さうとして家出までされたと云ふのになぜ賛成して上げないのです。』

『村を再興するためどうぞ秀雄さんを助けて上げて下さい。そうしたら兄さん始め恨みを吞んで亡くなられた人達もきつと喜びます』

サダ子は村の再興を心から願つた。

『私もそうは思つてゐる。而し村の人達が解つて呉れるかどうか……』

……なあ小父さん』

『俺は組合なんてどんなものか知らねエが村のためになる事ならお力添えを上げてませう』

慮げられた人々の上に一道の光明が投げられやうとした。

其の翌日

人々は鎮守の森へ！

演説會があるといふので出かけた。

『諸君!! 吾々無産者のため郷土を振興せしめんが爲め自ら漁師の仲間に入つて組合を起さうとする吾等の友。片倉秀雄を御紹介致します』

勇太郎は開會の辭を述べると秀雄を村人に紹介した。

『馬鹿野郎! 悪魔の提燈持ちッ!』

『去年の嵐を忘れたか、間抜け奴!』

憤怒に燃えた叫びが、其處、此處に起つた。秀雄は勇を鼓して演壇に立つた。

『諸君! 今日より私は皆さんのお仲間になる事を喜びます』

『現今全國に涉つて農村漁村の疲弊其の極に達し、此儘に打ち捨て置かば如何なる状態に陥るか實に寒心すべき秋であります』

『手前の親父に聞かせろッ』

『生意氣な事をぬかすなッ』

『悪魔の子!』

『引込めッ馬鹿野郎ッ』

罵聲は益々激しくなつて行く。然し秀雄は屈しなかつた。

『目醒めよ諸君! 吾々は團結し組合を作つて結束し、お互に正直に勤勉儉約を守つて生活の安定を計らねばならない』

『疲弊しきつた吾等の郷土を救済し、向上發展せしむるには無産者の唯一の味方政府が指導し、補助する産業組合を組織する外に道がないのである』

『産業組合は温健なる社界改良運動である。その根本は共同精神であります。お互に相信し共同の經營に依つて共存同榮の途を開拓するのであります。』

『諸君! 村の爲め各自の爲め國家社界のために此組合を組織する事に御賛同下され一日も早く今日の苦難を除く爲めに御力添え下さいませ御願ひ致します』

舌端火を吐くやうな秀雄の熱辯に、無智な村人も大いに動かされ秀雄の演説に拍手を以て答へた。村人の面には嘗て見られなかつた緊張味と歡喜の色が輝き出した。

斯くして目的の第一歩は踏み出された。そして郡役所縣廳等の了解を得た。彼等の働きは目覚ましいものであつた。

この村にも産業組合は生れた。秀雄は、組合に加入する人達の應對に忙しく、サダ子も甲斐々々しく手傳つた。

一本の矢は折れ、二本も折れた。而し二本五本と結束したものは折れる事がない。

『組合を造つた發起人が貴方の伴さんぢやありませんか? じようだんぢやない』

『これからの私の商賣はあがつたりだ』

岩藏を訪れた商人の一人が不平らしくつぶやいた。『而し奴等に資金があるのが不思議だ』と他の一人の商人が言つた。岩藏は面目なげに『皆さん申譯がありません』

『私に油断があつた。秀雄の奴は學費を節約して信用組合に貯金をしてゐたといふ事だ。又、勇太郎といふ漁師の青二才までが若干かの金があつたといふ話だ……』

而し彼等の行手には幾多の障害が横はつてゐた。板子一板下は地獄だ、宵越しの金は持たない。それが彼等の心情であり習慣であつた。

その浪費の悪習は彼等の家庭に悲劇を齎した。

『どぞ夫を歸へして下さい! 内の人を歸えて下さい』

『そんな者あゐねえッ畜生今度來やがつたら承知しねえぞッ』

料理店の番頭は、夫の不身持ちに泣く幸吉の妻お糸を嚇した。

其處へ勇太郎と秀雄が來かゝつたので

お糸は夫の不身持ちを話した

そして溺れんとする夫を救つてくれと哀願した。番頭仁藏の態度に

憤激した勇太郎は仁藏の店に飛び込みざま

『病人の咽喉を締める様な事をなせするんだッ』

と仁藏の不法をなじつた。

生意氣なことを吐かすな

『手前達にや恨みがあるんだッ、ヤイ變な組合なんか、こさえやがつて勤勉だ、儉約だ、と聞いて呆れらァ』

『手前のやうな奴があちや商賣が出來ねエ、畜生!』と仁藏は勇太郎

に喰つてかゝつた。勇太郎は彼と格闘の末幸吉をお糸に渡してやつ

た。

彼等の標榜する共存同榮の道は撓まざる努力に依つて開拓されて行く

美事な發動機船は静かに入港して來た。それは組合の持船である。

威大なる信用の賜……政府は斯くして組合に低利資金を貸與し補助するのである……威大なる信用の力!

強慾な岩藏の所有船は空しく陸に引き上げられてゐる。

暴利を貪り自己の利益のみ計つて居た岩藏の店は遂に組合の廉價にして優良なる物品、親切にして相互の利益を旨とする購買組合の爲めに閉鎖の已むなきに至つた。

永く逆流に苦んでゐた村人も組合設立以來漸く順風に帆を上げる事が出來た。

頭迷なる岩藏等は常に組合を呪つて居た

斯くして時は過ぎた。遂に岩藏等は悪いたくらみをする様になつた。

『鬼に角組合を打ッ壊さなけりやあ、私達の商賣はなり立つては行きますせん』

『其の打ち壊す事に就いては随分心を痛めたが、どうにも方法がないんだ』

ユリ子は流石に女性だけに無法な人々の會合を兄のために氣遣つて居た。

『貴殿の息子さんが組合長をして居なさるんだから思ひ切つた事もやれませんよ』

『いや、あんな奴は親子ぢやないんだ……誰か良い考へがあつたら云つて呉れ』

仁藏は一同の顔色を見ながら物凄く笑顔をつくつて

『總てを私に任せて下さい。今夜の内に奴等の命から二番目の船を……』

岩蔵は一寸驚いたやうだが、思ひ切つたやうに
『……………何分たのむ……………』
と萬事を仁蔵に任せた。
『大變です、お父さん達はお兄さん達の組合の船を破壊し、事務所
を焼き拂ふ相談をしています』
一切を立ち聞きしたユリ子は慌て、母に告げた。
一方仁蔵は

『萬事は心得てゐます。御安心下さい』

と卑劣な悪企みを引き受ける。

『貴方、どうぞ無法な親子喧嘩はやめて下さい』

妻のイネ子は驚いて岩蔵の計書を中止させやうとした

『馬鹿なツ親子の問題ぢやない……………背に腹は替えられるかツ』

其の夜の事

ユリ子は兄の身を案じて密かに家を抜け出し、組合の事務所につける。『お、勇太郎さん、大變です……………組合の船を……………』

『エ、組合の船がどうしたツ』

ユリ子は激しい呼吸の切迫のため気が遠くなつて倒れてしまつた

『お兄さん、大變です、組合の船を破壊する者があります』

正氣に復つたユリ子は急を兄に告げた。

秀雄は一目散に海岸へ駆けつけた。勇太郎は法螺貝を吹いて急を知
らせた。

仁蔵一味は組合の發動機船に爆薬の装置をした、船の爆破は刻々に
迫つてゐる。秀雄は辛ふじて發動機船に乗り移り、身を挺して爆薬を
海中に投げ爆破を防ぐことが出来た。仁蔵一味と秀雄等は死力を盡し
て格闘した。仁蔵は隙に乗じて海岸に逃れたが、勇太郎のために捕へ
られてしまつた。
秀雄、勇太郎は岩蔵の室を訪れた。

『お兄さん……………どうぞお父さんをひどい目に逢せないで下さい……………』

ユリ子は父の身を案じてゐる。

愛は如何なるものをも淨化し正義は如何なる仇敵をも征服する

秀雄は眞心を以て父の非を諫めた

『僕が組合を造る事を決心したのも、ユリ子が組合の財産を保護する
ためお父さん達の陰謀を密告したのも、人道のため、正義の爲めです』

『貴方方のために如何に多くの人が泣かされてゐたかと云ふ事は
今日貴方の商賣が成り立つて行かない點に依つてお判りの事です』

『誤解を解くために申し上げて置きますが、組合は個人の自由經營
財産を尊重しつゝお互ひが信じ合ひ協同の經營方に依つて社會組織經
濟組織を改良して共存同榮の道に邁入らうとするので、決して貴方方
の競争者ではないのです』

仁蔵は自分等の罪を問ふともせず、組合の正道を説く秀雄の偉大な
人格に深く感動させられた。

『私が悪かつた、自分の商賣は明るい世界では出来ない事だつた。片
倉さんを煽動して組合を壊さうとしたのです、どうぞお容れ下さい』

秀雄は満足さうに微笑んだ。岩蔵等も無言の裡に悔恨の情が面に表
れてゐた。

一度は全村の滅亡を來さんとし、親は子を呪ひ、子は親を恨み、海に、
陸に、流血の慘事まで捲き起さんとした此村にも暖い春が訪れた。(完)

◆落穂の頃 四卷

原 作……………馬場光三氏
脚 色……………篠原靜山氏
監 督……………土井利孝
撮 影……………小山政夫

字 幕……………奥田秀彦
畫……………金井禾一路

配 役……………

主演 森田信次 磯田政夫
若松紫翠 阪本忠夫
國松峰 白井如水
川崎武夫 石川千代子
澤村紀久枝 忍重太郎
澤村美代子 エキストラ數千名

劇—落穂の頃—

東奥のある片田舎大川村信用組合が解散の危機に類し尙良く支へた
る役員に依つて其後數年に渉る惡戰苦闘は遂に一躍模範組合とし
て讃美せられたる物語りである。

強慾な村の物持安川又吉が是も利己主義一點張りの精米所主赤木多
平と結んで多年暴威を振つた赤木の一喝に會つて村の信用組合も僻易
し安川が信用組合と拮抗し東洋證券社の資力を擁して金融業を開始
した。

然るに組合は此時既に疲れて前役員は連袂辭職の止むなき物があつ
た、此時混迷した村人の仲から推されて組合長に就職したのは岩本銀
藏であつた、岩本は久しく首英の事に當り隣地に職を奉じてあつたが
郷土の人々により要望せられて歸村した村の特異な雰圍氣にも一驚を
喫したが村治の急よりも惜しき組合の現状に歎息するのであつた。程
なく同志として純眞な村の新智識木田良之進と熟議して岩本は組合長
として、木田は専務として朽ちたる此大家を支ゆる爲めに其努力は涙
ぐましき程の犠牲を拂つた。

此新らしき司を迎へた組合の前途は全く未知數の物として組合員は
誰も皆傍觀的態度で是を視た、一方農事を放棄して村の經濟を左右し
ようとする安川は資産の凡てを株券に代へて一擲千金を期したがも
ろくも其夢は醒めて了つた、それは詐欺に等しき會社なる事が判つた
引受けた代理店は其前後策にも困じて此處に破綻の日がまぎ／＼と展
開した、妻のお浪は泣いて夫の非望を止めたのであつたが今は涙の語
り草となり悴の健一や娘の千代は雄々しき村の模範青年として讃へら
れ處女會員として與へられた美しき禮讚も父の爲に泥土に委して了つ
た、一家は狂亂怒濤の渦に巻きこまれて怒號と暗慾な目を送るに至つ
た、間もなく組合の總代會が召集されて農業者の設立を議案として
協議された監事の赤木は無智な人々を煽動して、巧みに詭辯を弄して
反撃する、數年來不景氣の風が吹きまくつた跡として組合員にも生氣な
く、遂に大勢は否決にかたむいて流會となつた、其後の赤木は村の腹
黒き同志と語り岩本組合長や専務に壓迫を加へて組合を乗り取りの
野心を捨てなかつた、専務は何時も其矢表に立つて善戰したが蔭で岩
本は自己の徳望未だ薄きものとして己れの良心を鞭つのが常であつた
此間良く岩本は數多の組合員を説き講演會を開き一年一日の如く組合
の爲めに覺醒を求めた。

世の趨勢は期せずして農業者の必要を自然に知らしめて呉れる時機
が到來した。村人は曩に只盲動的に反對した己の愚を悟つたが此時既
に隣村に建つた倉庫の事態を見聞しては、全く一年遅きは一年の悔あ
るを今更痛感せずには居られなかつた。

兼て縣議の補缺に立候補した赤木は從來の筆法で鹿を射ようと焦つ
たが形勢は日々に非なるに驚愕して黄白を振りまいた。然しそれは美
事破れて慘敗の憂き目を見なければならなかつた。終日旗亭に籠つて
自暴酒をあまり最後の奸計を企畫した。

此時赤木は相場の暴落に依つて財政的にも致命傷を負つて居たので

鳥取縣 保證責任 鳥取信用購買販賣利用組合聯合會
 島根縣 保證責任 島根縣信用購買組合聯合會
 岡山縣 有限責任 茶屋町信用販賣購買組合
 廣島縣 有限責任 廣島縣信用購買組合聯合會
 山口縣 無限責任 檜崎信用購買販賣利用組合
 和歌山縣 贊助會員 後藤耕造
 德島縣 有限責任 川內信用購買販賣組合
 香川縣 有限責任 香川縣信用購買販賣利用組合聯合會
 愛媛縣 有限責任 八幡濱產業信用組合
 高知縣 有限責任 高知縣信用購買組合聯合會
 福岡縣 保證責任 福岡縣信用組合聯合會
 大分縣 保證責任 大分縣信用組合聯合會
 佐賀縣 有限責任 古枝村信用購買販賣組合
 熊本縣 贊助會員 杉本榮男
 宮崎縣 有限責任 三股信用販賣購買組合
 鹿兒島縣 保證責任 鹿兒島縣信用販賣購買利用組合
 沖繩縣 保證責任 沖繩縣信用販賣購買組合聯合會

產業組合中央會支會

北海道支會(道廳內)

會長 澤田牛麿 (道廳長官)
 副會長 內藤晴三郎
 理事 安藤信彦

理事 神田不二夫 (農林主事)
 同 有限責任發足信用購買組合
 同 無限責任新十津川信用購買販賣利用組合
 同 保證責任名寄信用購買販賣利用組合
 同 有限責任音別信用販賣購買利用組合
 同 有限責任山鼻信用組合
 同 有限責任森町信用組合
 同 有限責任日本製鋼所員購買組合
 主事 武政彌三松 (道屬)
 主事補(專任) 森正男
 同 小野英男 (農林主事補)
 同 宮城儀介 (道屬)

東京支會(府廳內)
 會長 平塚廣義 (知事)
 副會長 菊池慎三 (內務部長)
 理事 矢野恕 (商工課長)
 同 梅原寅之助 (農林主事)
 同 有限責任第一信用組合
 同 有限責任購買組合共同會
 同 有限責任東京建築信用購買利用組合
 同 有限責任大崎信用組合
 同 有限責任葛西村信用購買組合
 同 有限責任吉野信用購買組合

主事 橋本律二 (農林主事補)
 主事(囑託) 上田知精 (農林主事)
 主事補 佐藤隆治 (農林主事補)
 同 森正三
 同 西村憲太郎

京都支會(府廳內)

會長 大海原重義 (知事)
 副會長 鶴澤憲 (內務部長)
 理事 藤原孝夫 (農務課長)
 理事 大島國三郎 (農會技師)
 同 岡本定太郎 (府廳)
 同 眞下德藏 (農林主事)
 主事 中垣春次
 主事(囑託) 西村岩治 (農林主事補)
 同 茂中圭三 (同)
 同 渡邊完二

大阪支會(府廳內)

會長 缺
 副會長 吉村哲三 (內務部長)
 同 片岡安
 同 青木善祐 (商務課長)
 同 上田忠次 (農林主事)

神奈川縣支會(府廳內)

理事 山縣三郎 (知事官房主事)
 同 阪井勝一 (農務課長)
 同 外山親三 (農林技師)
 同 森田眞太郎
 同 磯村彌右衛門
 同 河盛安之介
 同 深川重義
 同 中村宇一郎
 同 古田誠
 同 山本與次郎
 同 川島直次郎
 同 西山爲次
 同 重村太右衛門
 主事 堀江林
 主事補(囑託) 山足輝藏 (農林主事補)

會長 池田宏 (知事)
 副會長 山口左一
 理事 草柳正治 (農務課長)
 同 安井章一 (商工課長)
 同 福本柳一 (社會課長)
 同 南部増次郎 (農會技師)
 同 鹽谷鍵重 (農林主事)

會長 林 壽 夫 (內務部長)
 副會長 鍋 木 忠 正 (商工課長)
 理事 奧 谷 愛 昶 (農林主事)
 主事 關 根 甚 之 丞
 主事補 脇 黑 友 文

會長 大 森 佳 一 (內務部長)
 副會長 松 木 茂 一 (商工課長)
 理事 宮 口 二 郎
 理事 清 水 及 衛
 理事 後 藤 善 十 郎
 理事 蠟 山 政 次 郎
 理事 新 井 新 太 郎
 理事 佐 藤 量 平
 理事 山 田 金 傳 次
 理事 宮 田 傳 三 郎
 理事 星 野 元 治
 理事 永 井 多 門 (農林主事)
 理事 內 田 親 章 (縣 屬)
 理事 富 田 良 一 郎
 主事 茂 木 紅 太 郎
 主事補 水 井 一 郎
 同 田 村 秀 壽

會長 千 葉 支 會 (千 葉 市 千 葉 一 一 九 七)
 副會長 福 永 尊 介 (知 事)
 理事 內 田 佐 次 郎 (內務部長)
 理事 齊 藤 助 昇 (農務課長)
 理事 矢 部 八 彌
 理事 櫻 井 常 吉
 理事 杉 本 連 治 (農林主事)
 理事 成 島 一 雄 (縣 屬)
 理事 日 暮 與 一
 理事 石 井 壹 郎
 理事 島 村 彌 一
 理事 高 橋 省 三 (農林主事補)
 書記兼主事補 三 上 富 三

會長 茨 城 支 會 (縣 屬)
 副會長 堀 口 重 直 (商工水產課長)
 理事 齋 藤 斐
 理事 濱 平 右 衛 門
 主事 鈴 木 政 男 (農林主事補)
 主事補 深 澤 藤 市 (同)
 同 福 田 武 雄 (同)

主事 村 野 誠 治 (農林主事補)
 主事(囑託) 田 中 龜 之 助 (農林主事補)
 同(同) 鈴 木 勇 造

兵庫支會 (神戶市下山手通六丁目
 兵庫縣農工銀行山ノ手支店內)
 會長 大 谷 吟 右 衛 門
 副會長 安 岡 正 光
 理事 前 瀧 千 仞
 同 櫻 田 由 平 (農林主事)
 理事兼主事 行 方 甚 次 郎
 理事 有 限 責 任 神 戶 第 一 信 用 組 合
 同 有 限 責 任 尼 崎 信 用 組 合
 同 有 限 責 任 押 部 谷 信 用 組 合
 同 有 限 責 任 手 柄 信 用 販 賣 購 買 組 合
 同 有 限 責 任 榊 西 信 用 販 賣 購 買 組 合
 同 有 限 責 任 佐 治 信 用 組 合
 同 有 限 責 任 竹 田 信 用 購 買 組 合
 同 有 限 責 任 廣 田 信 用 販 賣 購 買 利 用 組 合
 主事補 橫 平 享 一
 同 今 井 洽 六

長崎支會 (縣 屬)
 會長 佐 上 信 一 (知 事)
 副會長 長 井 喜 太 夫 (內務部長)

理事 鈴 木 省 吾 (農林課長)
 同 馬 場 清 明 (縣 屬)
 同 藤 野 繁 雄 (農林主事)
 主事(專任) 八 並 春 一
 主事 新 名 義 武 (農林主事補)
 同 東 鶴 太 郎 (同)

新潟支會 (縣 屬)
 會長 富 永 孝 太 郎
 副會長 宮 野 眞 三 郎
 理事 福 光 正 義 (產業課長)
 同 藍 澤 誠 一
 同 新 保 德 一 郎 (會計課長)
 同 森 山 汎 愛
 同 渡 邊 三 左 衛 門
 同 布 施 國 治
 同 坂 井 敬 治
 同 下 村 藤 助
 同 高 橋 友 二 郎
 同 谷 金 吾
 同 西 山 孝 治
 主事補 小 熊 昌 三

埼玉支會 (縣 屬)
 主事 同

主事 森島荒次郎 (農林主事補)
 同 竹内虎太
 主事補 山川藤一
 會長 小幡豐治 (知事)
 副會長 堀田尊資 (內務部長)
 理事 久野尊資 (農務課長)
 理事 土井章平
 理事 河田俊男
 理事 大見爲次
 理事 三浦深藏
 理事 原田愼一
 理事 權田時次郎
 理事 岩田金三郎
 主事 眞鍋嘉敦 (農林主事)
 主事補(專任) 內田勇二
 同 平川國三郎 (農林主事補)
 同 喜田與三作
 同 中村泰治 (同)
 同 山田宗吉 (同)
 同 松井碧磨 (同)
 同 清水吉作 (同)
 同 友松實太郎 (同)

會長 長谷川久一 (知事)
 副會長 高橋雄豺 (內務部長)
 理事 渡邊眞幸 (農務課長)
 理事 北里善從
 理事 山本謙治
 理事 川島直次郎
 理事 原田格次郎
 理事 小川武
 理事 宮本雄一郎
 理事 山本安一郎
 理事 大石善次郎
 理事 伊藤連司
 主事 辻定男
 同 村松俊一 (農林主事)
 同 柏木八郎右衛門 (同)
 同 本田保 (農林主事補)
 同 堤不二雄 (同)
 同 池谷雄弼 (同)
 同 横山八右衛門 (同)
 同 佐川保治 (同)
 同 中津川忠雄 (同)
 同 淺井壽郎 (同)

静岡縣支會(静岡市日之出町七六)

會長 平田貫一 (內務部長)
 副會長 薄田美朝 (農商課長)
 專務理事 岩月徹三 (農林主事)
 理事 小林清一 (縣屬)
 同 岡田泉二郎
 同 渡邊政一郎
 同 田村仁左衛門
 同 柏瀬仲藏
 同 大橋清吉
 同 金子智
 同 大橋宗次郎
 同 大澤惣次郎
 同 五百部角次郎
 同 田中實次郎
 主事(專任) 山内桂之助
 主事補(專任) 小野元一 (縣屬)
 同(囑託) 森八三一 (農林主事補)
 同(同) 田村佐平 (同)
 同(同) 野邊福一郎 (同)
 同(同) 薄井増太郎 (同)
 同(同) 青木一己 (同)

奈良支會(縣廳內)

會長 百濟文輔 (知事)
 副會長 赤土正強 (內務部長)
 理事 松村鶴次郎 (商工課長)
 理事 巽百藏 (農林主事)
 同 越智太兵衛
 同 秋山利兵衛
 同 片岡安雄
 主事 寺澤英一 (農林主事補)
 主事補 佐野源七 (同)
 同 角龍平 (同)

會長 遠藤柳作 (知事)
 副會長 芝辻一郎 (內務部長)
 理事 星子政雄 (商工水產課長)
 理事 羽田秀雄 (農林主事)

保證責任三重縣信用組合聯合會
 無限責任玉瀧信用購買販賣組合
 無限責任員辨信用購買販賣組合
 無限責任松江信用購買販賣組合
 有限責任河曲村信用購買販賣利用組合
 有限責任尾呂志村信用購買販賣利用組合
 有限責任三重郡信用購買販賣組合聯合會

三重支會(縣廳內)

副會長 岡利和 (農商課長)
 理事 岡田只雄 (農林主事)
 同 山本莊一郎
 同 山崎暢夫
 同 古澤嘉賀藏
 同 山田織太郎
 同 神戶八郎
 同 清水眞虎
 主事 北澤新太郎
 主事補 宮澤廣司
 宮城支會(縣廳內)
 會長 牛塚虎太郎 (知事)
 副會長 兼子悌次 (內務部長)
 理事 市村辰之介 (農務課長)
 同 句坂治平 (農林主事)
 同 木村公平 (縣屬)
 同 武者廣志
 同 佐藤喜助
 同 阿部秀逸
 主事 佐々木鷺三郎
 福島支會(縣廳內)

副會長 次井清 (內務部長)
 理事 吉野周太郎 (農商課長)
 同 佐野賴剛 (農林主事)
 同 坂野伊織
 同 古川長作
 同 田倉孝雄
 同 田代與三久
 同 酒井專治
 同 池田長八
 同 箭內名左衛門
 同 平塚次郎
 同 宗像利吉
 講師兼主事補 渡邊雄晤 (農林主事補)
 主事補 佐久間喜一 (同)
 星彰
 岩手支會(縣廳內)
 會長 得能佳吉 (知事)
 副會長 中島萬平 (內務部長)
 理事 黑澤喜一郎 (商工水産課長)
 理事兼主事 湯野川孝作 (農林主事)
 理事 福士進
 同 藤田萬次郎

主事(囑託) 後藤武雄 (同)
 同(同) 菊地庸雄 (同)
 主事補 山本清一
 同 野田平作
 山梨支會(縣廳內)
 會長 鈴木信太郎 (知事)
 副會長 田口易之 (內務部長)
 理事 落合周平 (農商課長)
 同 乾伊太郎 (縣屬)
 同 興水信善
 同 長谷川嘉兵衛
 同 阪野浩太郎
 同 寺田忠三郎
 同 淺倉三郎 (農林主事)
 同 中川滋治 (農林主事補)
 同 渡邊孝三郎
 同 小林重平
 滋賀支會(縣廳內)
 會長 今村正美 (知事)
 副會長 田中無事生
 理事 北川嘉平
 同 岸本千秋

理事 作四郎 (農林主事)
 同 白崎清兵衛
 同 小西寅之助
 主事補 平尾信次
 同 平田豐造
 同 中島平吾
 同 竹內源之助
 同 寺田留春
 同 天野靈道
 岐阜支會(縣廳內)
 會長 前田慎吾
 副會長 長谷川藤藏 (產業課長)
 理事 堀田健男
 同 桑原權之助
 同 住幸謹
 同 鄉雄太郎 (縣技手)
 同 山內琢郎 (農林主事補)
 同 速水瑛一郎 (農林主事補)
 同 森益男
 主事補 塚原教良 (農林主事補)
 長野支會(縣廳內)
 會長 原田維織 (內務部長)

理事 有限責任盛岡信用組合
 同 有限責任大迫信用購買販賣利用組合
 同 有限責任愛宕信用購買販賣利用組合
 主事補(專任) 金子直次郎
 同 菅原長之助 (縣屬)
 同 西條七郎 (農林主事補)
 同 千田弘治 (縣屬)
 同 佐々木善治 (同)

青森支會(縣廳內)
 會長 森岡二朗 (知事)
 副會長 石垣倉治
 理事 今井仁右衛門
 同 手島傳
 同 成田富太郎
 同 長尾角左衛門
 同 加藤喜久衛
 同 袴田健三
 主事(囑託) 猪瀬武助 (農林主事)
 主事補(專任) 工藤清海

山形支會(縣廳內)
 會長 篠原英太郎 (知事)
 副會長 坪井勸吉 (內務部長)

理事 伊藤貢 (農商課長)
 同 馬場光三 (農林主事)
 主事補(專任) 荒木豐 (農林主事補)
 同 (同)
 同 小口良雄
 同 新井秀夫 (農林主事補)
 同 鈴木二郎 (同)

秋田支會(縣廳內)
 會長 力石雄一郎 (知事)
 副會長 落合慶四郎 (內務部長)
 理事 植場鐵三 (庶務課長)
 理事 增田千代橘 (農林主事)
 同 齊藤臆之輔 (同)
 主事 熊谷龍太郎 (縣屬)
 主事補 江川忠次郎 (農林主事補)
 同 服部潔 (縣屬)
 同 (專任) 阿部幸藏 (農林主事補)
 同 (同) 黑沼廣明
 同 (同) 申村德治
 同 (同) 金澤幸一

福井支會(縣農會內)
 會長 市村慶三 (知事)
 副會長 山田敏

理事 有限責任福井縣信用組合聯合會
 同 石黒新右衛門
 同 有限責任御陵信用購買販賣組合
 同 有限責任南朝日信用購買組合
 同 有限責任十村信用販賣購買組合
 參事 針持俊熊 (農林主事)
 同 奧田與兵衛
 主事(專任) 島津正
 主事補 藤田傳
 同 (同) 齊藤清
 同 (同) 武長謙吉郎
 同 (同) 奧田金次郎
 主事(囑託) 水上伊右衛門
 主事補(同) 武澤敏男 (農林主事補)

石川支會(縣廳內)
 會長 牛島省三 (內務部長)
 副會長 坂野忠宗
 同 板谷勘右衛門
 同 欠
 理事 宮城孝治 (農林主事)
 同 多賀時太郎 (縣屬)
 主事補 山岡啓二
 同 市村省三

主事補 高尾一義 (農林主事補)
 同 (囑託) 松井悌二 (同)
 同 (同) 東出作松 (同)
 同 (同) 南長俊 (同)
 主事補(囑託) 橋場五兵 (同)

富山縣支會(同)
 會長 梶尾宗四郎 (商工課長)
 副會長 松山禎邦
 同 安井文雄
 理事 山田與之助 (農林主事)
 同 堀
 同 米澤三郎
 同 藤繩慶二
 同 森丘正唯
 同 佐伯庄治
 同 阿部爲太郎
 同 金田仁作
 同 香川豐次
 同 砂田喜八郎
 同 高島長次郎
 主事(囑託) 平等半吾 (縣屬)
 主事補(囑託) 吉田文才 (同)
 同 (同) 木下乙七 (農林主事補)

廣島支會(縣廳內)
 會長 久米成夫 (內務部長)
 副會長 缺
 理事 奧久登 (事務官)
 同 岩本伊作
 同 中道卯之助
 同 川北良太郎
 同 土屋寬
 同 後藤省三
 同 小田寬一
 同 高田二平 (農林主事)
 主事 木下幸造 (農林主事補)
 主事補 井上一二三
 山口支會(山口縣山口町中河原)
 會長 大森吉五郎 (知事)
 副會長 三戸熊太
 理事 中田義介 (農政課長)
 同 若林正臣 (農林主事)
 同 山田仁八
 同 國光五郎 (農會會長)
 同 片山傳助
 同 雜賀信三郎

理事 小林勇八
 同 瀧口清作
 主事(專任) 河内山勝市
 主事補(同) 岡村正
 同(囑託) 柳綠
 和歌山支會(縣廳內)
 會長 欠
 副會長 欠
 理事 後藤耕造 (事務官)
 理事 大越直一 (農林主事)
 同 平田義雄 (農林主事補)
 同 宇田隆之 (縣屬)
 主事 小山文五郎
 同 高井利三
 同 岡壽太郎
 同 小島良太郎 (囑託)
 德島支會(縣廳內)
 會長 山下謙一 (內務部長)
 副會長 柳川久雄 (勸業課長)
 理事 稻富市郎
 同 大西甚右衛門 (商工主事)
 同 德田時藏 (農林主事)
 同 保證責任撫養信用組合
 同 有限責任高原信用購買販賣組合

主事補(專任) 中村越郎
 同(同) 宮崎清造
 同(同) 藤木治一
 同(同) 進藤猪二郎
 鳥取支會(縣廳內)
 會長 吉田康太郎
 副會長 山田俊介
 理事 平野藤四郎
 同 音田宗一
 同 倉繁良逸
 同 紺野德
 同 毛利喜代藏
 同 高田三郎
 主事(囑託) 上原精太郎
 同(同) 寺島宜之
 同(同) 岩越榮
 主事(專任) 米谷正穂
 島根支會(縣廳內)
 會長 小島庄吉 (內務部長)
 副會長 松澤龍雄 (商工課長)
 理事 高橋隆一
 同 林久四郎 (農林主事)

理事 松平次郎 (縣農會技師)
 同 河野好喜
 主事(專任) 安部賢之助
 岡山支會(縣廳內)
 會長 岸本正雄 (知事)
 副會長 佐藤信安 (內務部長)
 理事 酒井榮吉 (農政課長)
 理事 神寶恒次 (縣屬)
 同 阿部武一 (農林主事)
 同 池田信太郎
 同 尾崎生三
 同 杉山岩三郎
 同 長田一郎
 同 森田清
 主事(專任) 陶浪鐵三郎 (縣屬)
 主事補 渡瀬真次 (農林主事補)
 同 大塚糸二 (同)
 同 千田虎吟二 (同)
 同 藤原九一 (同)
 同 三宅忠男 (同)
 同 田邊住雄
 同 荒木泰治 (同)
 同 福原春一 (專任)

理事 有限責任東山信用購買販賣組合
 理事 有限責任新野信用購買販賣利用組合
 理事 保證責任牟岐三共信用購買販賣利用組合
 主事 久田常七
 主事 原田安茂

香川縣支會(縣廳內)

會長 元田敏夫 (知事)
 副會長 坂間棟治 (內務部長)
 理事 都木輝 (農林課長)
 理事 桑城勝三郎 (農林主事)
 理事 間島南海士
 理事 藤田政男
 理事 請川奎治
 理事 三枝頼助
 理事 竹内一夫
 理事 杉上榮三郎

愛媛支會(縣廳內)

會長 羽田格三郎 (內務部長)
 副會長 村上半太郎 (勸業課長)
 理事 松原久人 (農林主事)
 理事 東忠直 (農林主事)
 理事 中谷仕

主事補 中川明厚 (縣屬)

高知支會(縣廳內)

會長 加勢清雄 (知事)
 副會長 東忠義 (內務部長)
 理事 岡本敬造 (商工水產課長)
 理事 有限責任中山信用販賣購買組合
 理事 有限責任赤岡町信用組合
 理事 有限責任三里村信用購買組合
 理事 有限責任布師田信用販賣購買利用組合
 理事 有限責任弘岡信用販賣購買利用組合
 理事 有限責任壽原村信用販賣購買利用組合
 理事 有限責任下田村竹島信用販賣購買利用組合

主事(專任)

關要
 同(同) 山本策郎
 同 桂井早雄 (縣屬)
 同 鬼頭利國 (農林主事補)

福岡縣支會(縣廳內)

會長 齋藤守園 (知事)
 副會長 新庄祐次郎 (內務部長)
 理事 佐藤準藏
 理事 城島春次郎
 理事 齋田弘 (產業組合課長)

理事 本間精 (農林課長)
 理事 山内範造
 理事 大森達
 理事 藤清
 理事 林龜次郎
 理事 三島藤太郎
 理事 中村伊太郎
 理事 中川萬次郎
 主事 春孝一
 主事補 實淵武夫
 主事 篠原靜馬
 主事 山野次三
 主事(囑託) 八尋金重
 主事補(同) 有光幸高
 參事 佐藤弘
 同 鵜野主馬
 同 渡邊熊太郎
 同 吉次俊介
 同 廣吉政雄
 同 清原勘次郎
 同 松尾仁平
 大分支會(縣廳內)
 會長 藤山竹一 (知事)

副會長 伊藤昌庸 (內務部長)

理事 末原貫一郎 (商工水產課長)

同 衛藤一六

同 山上猛虎

同 平野八郎

同 岩本十日生

同 加藤稱司

主事(專任) 平野文平 (農林主事)

主事兼講師 羽根又四郎 (農林主事補)

同 田邊未富 (農林主事補)

佐賀支會(縣廳內)

會長 內海忠司 (內務部長)
 副會長 屋代三津馬 (商工水產課長)
 理事 渡邊亮 (農林主事)
 同 松村松平 (縣屬)
 主事 大里忠一郎

熊本支會(縣廳內)

會長 齋藤宗宣
 副會長 坂本暢
 理事 齋藤長八
 理事 佐方信之
 同 稻内清三 (商工蠶絲課長)

七 保 知 多 郡 信 購 販 聯 知 多 郡 半 田 町 知 多 郡 半 田 町
 七 有 渥 美 郡 販 購 聯 渥 美 郡 及 豐 橋 市 渥 美 郡 半 呂 吉 田 村
 七 有 愛 知 縣 信 購 聯 愛 知 縣 久 屋 町 名 古 屋 市 東 區 久 屋 町
 七 有 碧 海 郡 販 購 聯 碧 海 郡 西 加 碧 海 郡 安 城 町 碧 海 郡 安 城 町
 七 有 愛 知 郡 販 購 聯 愛 知 郡 南 設 樂 郡 八 名 村 南 設 樂 郡 東 郷 村
 七 有 八 樂 郡 販 購 聯 南 設 樂 郡 八 名 村 南 設 樂 郡 東 郷 村
 七 有 海 部 郡 販 購 聯 海 部 郡 海 部 郡 津 島 町 海 部 郡 津 島 町
 七 有 幡 豆 郡 販 購 聯 幡 豆 郡 額 田 郡 岡 崎 市 額 田 郡 西 尾 町 額 田 郡 岡 崎 市
 七 有 額 田 郡 販 購 聯 額 田 郡 額 田 郡 岡 崎 市 額 田 郡 西 尾 町 額 田 郡 岡 崎 市
 七 有 中 島 郡 販 購 聯 中 島 郡 額 田 郡 岡 崎 市 額 田 郡 西 尾 町 額 田 郡 岡 崎 市
 七 有 寶 飯 郡 販 購 聯 寶 飯 郡 寶 飯 郡 國 府 町 寶 飯 郡 國 府 町
 七 有 生 絲 販 利 聯 尾 三 社 愛 知 縣 碧 海 郡 安 城 町 碧 海 郡 安 城 町
 (三 重)
 七 保 三 重 縣 信 購 聯 三 重 縣 津 市 大 字 下 部 田 阿 山 郡 上 野 町 阿 山 郡 上 野 町
 七 有 阿 山 信 購 販 聯 阿 山 郡 阿 山 郡 上 野 町 阿 山 郡 上 野 町
 七 有 三 重 郡 信 購 販 聯 三 重 郡 三 重 郡 海 藏 村 三 重 郡 海 藏 村
 七 有 員 辨 郡 信 購 聯 員 辨 郡 員 辨 郡 神 田 村 員 辨 郡 神 田 村
 (京 都)
 七 有 京 都 府 信 購 聯 京 都 府 京 都 府 廳 內 京 都 府 廳 內
 七 有 乙 訓 郡 信 購 聯 乙 訓 郡 乙 訓 郡 向 日 町 乙 訓 郡 向 日 町
 七 有 南 桑 田 郡 信 購 販 聯 南 桑 田 郡 南 桑 田 郡 龜 岡 町 南 桑 田 郡 龜 岡 町

七 有 船 井 郡 信 購 聯 船 井 郡 船 井 郡 園 部 村 船 井 郡 園 部 村
 七 有 何 鹿 郡 信 購 販 聯 何 鹿 郡 何 鹿 郡 綴 部 町 何 鹿 郡 綴 部 町
 七 有 天 田 郡 信 購 聯 天 田 郡 天 田 郡 福 知 山 町 天 田 郡 福 知 山 町
 (大 阪)
 七 保 大 阪 府 信 購 聯 大 阪 府 大 阪 市 西 區 靱 南 通 一 丁 目 元 豐 能 郡 役 所 元 豐 能 郡 役 所
 七 有 泉 南 郡 購 聯 泉 南 郡 元 泉 南 郡 役 所 元 泉 南 郡 役 所
 七 有 三 島 郡 購 聯 三 島 郡 元 三 島 郡 役 所 元 三 島 郡 役 所
 (兵 庫)
 七 保 兵 庫 縣 信 購 聯 兵 庫 縣 神 戶 市 榮 町 通 一 丁 目 加 東 郡 福 田 村 加 東 郡 福 田 村
 七 有 加 東 郡 信 購 聯 加 東 郡 加 東 郡 福 田 村 加 東 郡 福 田 村
 七 有 揖 保 郡 牛 乳 販 購 聯 揖 保 郡 揖 保 郡 龍 野 町 揖 保 郡 龍 野 町
 七 有 揖 保 郡 購 聯 揖 保 郡 揖 保 郡 石 海 村 揖 保 郡 石 海 村
 七 有 兵 庫 縣 購 聯 兵 庫 縣 神 戶 市 下 山 手 通 四 丁 目 神 戶 市 下 山 手 通 四 丁 目
 七 有 兵 庫 縣 略 農 販 聯 津 名 三 原 二 郡 同 上 津 名 三 原 二 郡 同 上
 (奈 良)
 七 保 奈 良 縣 信 購 聯 奈 良 縣 奈 良 市 登 大 路 町 奈 良 市 登 大 路 町
 七 有 生 駒 郡 購 聯 生 駒 郡 生 駒 郡 山 町 生 駒 郡 山 町
 (和 歌 山)
 七 有 伊 都 郡 購 聯 伊 都 郡 伊 都 郡 橋 本 町 伊 都 郡 橋 本 町

八 保 富 山 縣 信 購 聯 富 山 縣 富 山 市 總 曲 輪 富 山 市 總 曲 輪
 八 保 水 見 郡 購 販 聯 水 見 郡 水 見 郡 水 見 町 水 見 郡 水 見 町
 八 保 礪 波 郡 購 販 聯 礪 波 郡 東 礪 波 郡 西 礪 波 郡 東 礪 波 郡 出 町 東 礪 波 郡 出 町
 八 保 婦 負 購 販 利 聯 婦 負 郡 富 山 市 五 福 富 山 市 五 福
 八 保 上 新 川 郡 購 販 聯 上 新 川 郡 富 山 市 山 王 町 富 山 市 山 王 町
 八 保 下 新 川 郡 購 販 聯 下 新 川 郡 下 新 川 郡 三 日 市 町 下 新 川 郡 三 日 市 町
 八 有 射 水 郡 購 聯 射 水 郡 高 岡 市 定 塚 町 高 岡 市 定 塚 町
 (石 川)
 八 保 石 川 縣 信 購 聯 石 川 縣 金 澤 市 廣 坂 通 金 澤 市 廣 坂 通
 八 有 石 川 縣 販 購 聯 石 川 縣 金 澤 市 廣 坂 通 金 澤 市 廣 坂 通
 (福 井)
 八 保 福 井 縣 信 購 聯 福 井 縣 福 井 市 城 町 山 福 井 市 城 町 山
 八 保 福 井 縣 織 物 信 購 販 聯 福 井 縣 福 井 市 佐 佳 枝 中 町 福 井 市 佐 佳 枝 中 町
 八 有 坂 井 郡 信 購 販 聯 坂 井 郡 坂 井 郡 大 關 村 坂 井 郡 大 關 村
 八 有 南 條 郡 信 購 聯 南 條 郡 南 條 郡 武 生 町 南 條 郡 武 生 町
 (長 野)
 八 保 長 野 縣 信 購 聯 長 野 縣 長 野 縣 廳 內 長 野 縣 廳 內
 八 有 長 野 縣 購 聯 長 野 縣 長 野 縣 廳 內 長 野 縣 廳 內
 八 保 伊 那 郡 生 絲 販 購 龍 水 社 上 伊 那 郡 赤 穂 村 上 伊 那 郡 赤 穂 村
 八 保 下 伊 那 郡 生 絲 販 購 聯 下 伊 那 郡 下 伊 那 郡 豐 村 下 伊 那 郡 豐 村

八 保 岐 阜 縣 信 購 聯 岐 阜 縣 岐 阜 市 今 小 町 岐 阜 市 今 小 町
 八 有 西 濃 郡 購 販 聯 西 濃 郡 大 垣 市 郭 町 大 垣 市 郭 町
 八 有 可 兒 郡 購 販 聯 可 兒 郡 可 兒 郡 御 嵩 町 可 兒 郡 御 嵩 町
 八 有 本 巢 郡 購 聯 本 巢 郡 本 巢 郡 鹿 田 村 本 巢 郡 鹿 田 村
 (滋 賀)
 八 保 滋 賀 縣 信 販 購 聯 滋 賀 縣 大 津 市 東 浦 大 津 市 東 浦
 八 保 野 洲 郡 販 購 聯 野 洲 郡 野 洲 郡 野 洲 町 野 洲 郡 野 洲 町
 八 保 蒲 生 郡 販 購 聯 蒲 生 郡 野 洲 郡 野 洲 町 野 洲 郡 野 洲 町
 八 保 愛 知 郡 販 購 聯 愛 知 郡 愛 知 郡 愛 知 町 愛 知 郡 愛 知 町
 八 有 犬 上 郡 販 購 聯 犬 上 郡 犬 上 郡 登 根 町 犬 上 郡 登 根 町
 八 保 甲 賀 郡 販 購 聯 甲 賀 郡 甲 賀 郡 水 口 町 甲 賀 郡 水 口 町
 八 保 伊 香 郡 販 購 聯 伊 香 郡 伊 香 郡 木 之本 町 伊 香 郡 木 之本 町
 (山 梨)
 八 保 山 梨 縣 信 購 聯 山 梨 縣 甲 府 市 錦 町 甲 府 市 錦 町
 (靜 岡)
 八 有 靜 岡 縣 信 購 販 聯 靜 岡 縣 靜 岡 市 日 出 町 靜 岡 市 日 出 町
 八 有 西 遠 郡 購 聯 西 遠 郡 濱 松 市 濱 松 市 田 町 濱 松 市 田 町
 八 有 志 太 郡 購 聯 志 太 郡 志 太 郡 榛 原 郡 志 多 郡 青 島 町 志 多 郡 青 島 町
 八 有 富 士 郡 購 聯 富 士 郡 富 士 郡 加 島 村 富 士 郡 加 島 村
 (愛 知)
 八 有 富 士 郡 購 聯 富 士 郡 富 士 郡 加 島 村 富 士 郡 加 島 村

- 一 吳有那賀郡購聯 那賀郡 那賀郡岩出町
- 二 保和歌山縣信聯 和歌山縣 和歌山市西汀町
- (鳥取)
- 一 有鳥取縣信購販利聯 鳥取縣 東伯郡倉吉町
- (島根)
- 一 保島根縣信購聯 島根縣 松江市内中原町
- (岡山)
- 二 有上房販購聯 上房阿哲二郡 上房郡高梁町
- 三 保岡山縣信聯 岡山縣 岡山市弓之町
- 三 有淺口郡信販購聯 淺口郡 淺口郡玉島町
- 三 有岡山縣購販聯 岡山縣 岡山市上西川
- 二 有都窪販購聯 都窪郡兒島郡 都窪郡倉敷町
- 二 有小田後月購聯 小田後月二郡 小田郡北川村
- 二 有保邑久郡販購聯 邑久郡 邑久郡邑久村
- 二 有苦田郡信販購聯 苦田郡 苦田郡津山町
- (廣島)
- 二 有廣島縣信購聯 廣島縣 廣島市袋町
- 一 有安藝郡購聯 安藝郡 安藝郡海田市
- 一 有備後購聯 備後郡 備後郡府中町
- 一 有東備後販購聯 深安郡福山市 福山市三ノ丸町
- 三 有御調郡販購聯 御調郡 御調郡栗原町

- (山口)
- 二 有豐浦郡購販聯 豐浦郡下關市 豐浦郡長府町
- 二 有熊毛郡購販聯 熊毛郡 玖珂郡柳井町
- 二 有玖珂郡信聯 玖珂郡 玖珂郡岩國町
- 二 有山口縣購販聯 山口縣 吉敷郡山口町
- 二 有保山口縣信聯 山口縣 吉敷郡山口町
- 二 有阿武郡購販聯 阿武郡 阿武郡萩町
- 二 有佐波郡購販利聯 佐波郡 佐波郡防府町
- 二 有美禰郡購聯 美禰郡 美禰郡大田町
- (德島)
- 二 有德島縣信利聯 德島縣 德島市寺島町
- 三 有保名西郡購聯 名西郡 名西郡石井町
- (香川)
- 一 有香川縣信購販利聯 香川縣 高松市北濱材木町
- (愛媛)
- 一 有宇摩郡購聯 宇摩郡 宇摩郡三島町
- 一 有保新居郡購販聯 新居郡 新居郡西條町
- 一 有周桑郡購販聯 周桑郡 周桑郡壬生川町
- 一 有保溫泉郡購聯 溫泉郡 松山市榎町
- 一 有保愛媛縣信聯 愛媛縣 松山市榎町
- 一 有伊豫郡購販聯 伊豫郡 伊豫郡中町

- 一 保喜多郡購聯 喜多郡 喜多郡長濱町
- 二 保西宇和郡購販聯 西宇和郡 西宇和郡八幡町
- 二 有北宇和郡購販聯 北宇和郡 宇和島市廣小路
- (高知)
- 一 有高知縣信購販利聯 高知縣 高知市本町
- (大分)
- 一 保大分縣信聯 大分縣 大分市大字大分
- 一 有南海部郡信購販聯 南海部郡 南海部郡佐伯町
- (福岡)
- 一 保福岡縣信聯 福岡縣 福岡市天神町
- 一 保糟屋郡購販聯 糟屋郡 糟屋郡箱崎町
- 一 有宗像郡購販聯 宗像郡 宗像郡東郷村
- 一 有朝倉郡購聯 朝倉郡 朝倉郡甘木町
- 一 有築上郡購販聯 築上郡 築上郡八屋町
- 一 有福岡縣購販聯 福岡縣 福岡市天神町
- (佐賀)
- 一 有佐賀縣信聯 佐賀縣 佐賀市赤松町
- 一 有佐賀縣販購聯 佐賀縣 佐賀市赤松町
- (長崎)
- 一 有長崎縣信販購聯 長崎縣 長崎市外浦町

- (熊本)
- 一 保熊本縣信聯 熊本縣 熊本市新南千反畑町
- 一 保熊本縣信販購聯 熊本縣 熊本市新南千反畑町
- (宮崎)
- 一 保宮崎縣信聯 宮崎縣 宮崎縣廳內
- 一 有東諸縣購販聯 宮崎市宮崎郡 宮崎市上別府
- 一 有兒湯郡購販聯 兒湯郡 兒湯郡上江村
- 一 有東舊杵郡購販聯 東舊杵郡 東舊杵郡岡富
- 一 有西諸縣郡購販聯 西諸縣郡 西諸縣郡小林
- 一 有北諸縣郡購販聯 都城市北諸縣 都城市姪城町
- (鹿兒島)
- 一 保鹿兒島縣信販購利聯 鹿兒島縣 鹿兒島市小川町
- (沖繩)
- 一 保沖繩縣信販購聯 沖繩縣 那霸市旭町

第九 表彰產業組合名

(一) 第一次表彰、(一特) 第一回特別表彰以下同、(一) 次表彰、明治四十二年、第一回特別表彰、大正元年ナリ。

北海道

15 特 一無、新十津川信用購買販賣組合 石狩國樺戸郡新十津川村

- 七有、仙法志信用購買販賣組合 利尻郡仙法志村
- 一〇有、永山信用購買販賣利用組合 上川郡永山村
- 三保、高島信用購買販賣組合 高島郡高島町
- 三有、鷹栖信用購買販賣利用組合 上川郡鷹栖村
- 三有、森町信用組合 茅部郡森町
- 四有、發足信用購買組合 岩内郡發足村
- 五無、大典記念古平信用組合 古平郡古平町大字濱
- 六無、中富良野信用購買販賣組合 空知郡中富良野村
- 八有、八雲信用購買利用組合 山越郡八雲町

東京府

- 三有、入新井信用利用組合 在原郡入新井町大字 不入斗四〇二
- 七有、遞信共濟購買組合 京橋區木挽町八ノ一 爲替貯金局内
- 三有、福生村信用購買利用組合 西多摩郡福生村一、一五七
- 三有、小金井村信用購買組合 北多摩郡小金井村小 金井二、一四〇
- 三有、葛西村信用購買組合 南葛飾郡葛西村大字 桑川五七一、役場内
- 五有、購買組合 共同會 麹町區飯田河岸二五 號地

京都府

- 一保、官津信用組合 北桑田郡弓削村大字 上弓削小字段上ノ下 一番地ノ二
- 一保、官津信用組合 與謝郡宮津町字宮本 町七八九

- 二有、吉川信用購買販賣組合 南桑田郡吉川村字吉 田小字澤六三
- 三有、會我部信用購買販賣利用組合 南桑田郡會我部村大 字南條小字北荒水代 三
- 四有、伏見信用組合 紀伊郡伏見町字上南 部六八
- 五保、上夜久野信用購買販賣組合 天田郡上夜久野村字 直見田
- 六有、神前信用購買販賣組合 南桑田郡宮前村大字 神前
- 七有、久我村信用購買組合 乙訓郡久我村字地内 三
- 七無、木津信用組合 竹野郡木津村
- 七無、三ノ宮信用購買組合 船井郡三宮村大字三 宮四
- 八有、栗田信用組合 與謝郡栗田村字上司 一三五九
- 八無、雲ヶ畑信用購買販賣組合 愛宕郡雲ヶ畑村中ノ 町二〇
- 九有、本梅信用購買販賣利用組合 南桑田郡本梅村
- 二有、中六人部信用購買販賣利用組合 天田郡中六人部村
- 14特三有、保津信用購買販賣利用組合 南桑田郡保津村
- 三有、新舞鶴信用組合 加佐郡新舞鶴町字濱 六二三
- 四有、舞鶴信用組合 加佐郡舞鶴町
- 四有、旭村信用購買販賣組合 南桑田郡旭村
- 五有、松尾村信用購買販賣利用組合 葛野郡松尾村大字松 尾谷
- 六保、富本信用購買販賣組合 船井郡富本村字西田
- 七有、志賀信用購買販賣利用組合 何鹿郡志賀郷村字志 賀郷

大阪府

- 6特 一 無、歌垣信用購買販賣利用組合 豐能郡歌垣村大字倉 垣字石橋九四二
- 一有、清水信用購買組合 三島郡清水村大字服 部七三四
- 二無、如是信用購買組合 三島郡如是村大字東 五百七二
- 四無、西郷信用購買販賣組合 豐能郡西郷村大字宿 野五五
- 五有、長瀬信用購買販賣信用組合 中河内郡長瀬村大字 北陀草三九三
- 六有、高向信用購買利用組合 南河内郡高向村
- 七保、水室信用購買販賣利用組合 北河内郡水室村大字 尊延寺一五六六ノ三
- 八有、芥川信用購買販賣利用組合 三島郡芥川村二八〇
- 九無、田尻信用購買組合 豐能郡田尻村大字下 田尻一三〇ノ一
- 九有、玉櫛信用販賣購買組合 三島郡玉櫛村大字水 尾二八〇
- 一〇無、枳根莊信用購買販賣組合 豐能郡枳根莊村
- 二保、島本信用購買販賣利用組合 三島郡島本村大字廣 瀬八八
- 二無、細河信用組合 豐能郡細河村大字中 川原三三ノ一
- 三無、日根野信用購買組合 泉南郡日根野村大字 日根野二、六三四
- 四有、茨木信用組合 三島郡茨木町大字茨 木一、四七五ノ一
- 四有、三日市信用購買利用組合 南河内郡三日市村大 字三日市一〇六六 甲ノ七
- 五有、見山信用購買組合 三島郡見山村下音羽
- 六有、富田信用組合 三島郡富田村二、四六

神奈川縣

- 一 無、信用販賣購買組合 庚子社 足柄下郡吉澤村大字 鍛冶屋三七三
- 二 有、中郡大野村販賣組合 中郡大野村眞上一、 五〇〇
- 六 有、大澤信用販賣購買利用組合 高座郡大澤村大島二 七九四
- 六 無、中田信用組合 鎌倉郡中田村中田 三、一九八
- 九 無、細山信用購買販賣利用組合 橋本郡生田村細山六 七八
- 二 無、中井村報德信用組合 足柄上郡中井村松本 一
- 五 有、田名信用購買販賣利用組合 高座郡田名村四、八 四五

兵庫縣

- 1特 一 有、石守信用購買利用販賣組合 加古郡神野村石守宅 加古郡神野村石守宅 鍛冶屋三七三
- 二 有、口吉川信用組合 美濃郡口吉川村吉原 一六六
- 二 有、大中信信用購買販賣利用組合 加古郡阿蘭村大中三 多可郡黒田庄村岡村 二八
- 三 有、黒田庄信用利用販賣購買組合 多可郡黒田庄村岡村 二八
- 三 無、大山信用購買組合 多紀郡大山村大山新 一〇一
- 四 有、下三方信用購買販賣利用組合 宍粟郡下三方村福知 三六ノ二
- 六 有、福原信用購買利用販賣組合 多可郡松井庄村
- 八 有、伊保村信用購買販賣利用組合 印南郡伊保村
- 八 無、來住信用購買販賣利用組合 加東郡來住村
- 九 有、上山口信用購買組合 有馬郡山口村

- 九有、砥堀信用販賣購買組合 神崎郡砥堀村
- 二無、清水信用購買販賣組合 川邊郡六瀬村
- 二有、加茂信用購買販賣利用組合 加東郡加茂村新田三〇ノ二
- 三有、三條信用購買販賣利用組合 三原郡市村三條
- 三有、石海信用購買販賣利用組合 揖保郡石海村
- 三有、南河內信用販賣購買組合 多紀郡南河內村
- 三有、江川信用購買販賣組合 佐用郡江川村
- 四有、船坂信用購買販賣組合 赤穂郡船坂村
- 四有、福田信用購買組合 加東郡福田村
- 五無、上久下信用購買販賣利用組合 氷上郡上久下村
- 六無、東谷信用購買販賣組合 川邊郡東谷村
- 六有、三方信用購買販賣利用組合 安栗郡三方村下垣内
- 七有、春日部信用利用販賣購買組合 氷上郡春日野村多利一八〇六
- 八有、手柄村信用販賣購買組合 飾磨郡手柄村栗山
- 九有、大路村信用販賣購買組合 氷川郡大路村

長崎縣

- 四無、長田村信用購買販賣組合 北高來郡長田村大字長田道上名五三一
- 七有、江の浦村信用購買組合 北高來郡江ノ浦村上原名五
- 八無、長浦村信用購買組合 西彼杵郡長浦村長浦郷二六六七
- 二有、本野村信用組合 北高來郡本野村大字大瀬野古場名一六
- 三有、大島村信用購買販賣利用組合 北松浦郡大島村大字野島神浦一八九

- 五有、東組信用購買販賣利用組合 古志郡山通村長倉
- 七有、兩川自彊信用利用組合 中蒲原郡兩川村大字酒屋

埼玉縣

- 5特 一有、潮止信用組合 南埼玉郡潮止村大字伊勢野六七二、村役場内
- 二有、石戸信用組合 北足立郡石戸村大字下石戸上、五七五(村役場内)
- 四有、平信用販賣購買組合 北企郡平村大字西平一二二
- 五有、中瀬信用購買販賣利用組合 大里郡中瀬村七二八(村役場内)
- 五有、山田村信用購買販賣組合 入間郡山内村大字山田六九六
- 六有、元狭山村信用購買販賣組合 入間郡元狭山村大字三本木〇(村役場内)
- 七有、原谷村信用購買組合 秩父郡原ヶ谷村大字大野原二、九八七
- 八有、深谷信用組合 大里郡深谷町大字深谷三三六ノ四
- 九有、岩瀬信用販賣購買利用組合 北埼玉郡岩瀬村大字上岩瀬一、七四八、二
- 一〇有、水深至誠信用販賣組合 北埼玉郡水深村大字大室五七五
- 三有、大石信用販賣購買組合 北足立郡大石村大字小泉七四七ノ四
- 三有、埼玉縣信用利用聯合會 北足立郡浦和町一〇(縣廳構内)
- 四有、八基信用購買販賣利用組合 大里郡八基村大字血洗島一八七
- 四有、川田谷信用利用購買販賣組合 北足立郡川田谷村二八八七

- 三有、上彼杵信用購買販賣組合 東彼杵郡彼杵村二七
- 五有、瀬戸信用組合 西彼杵郡瀬戸村櫻浦郷二二二一ノ二

新潟縣

- 2特 一有、神谷信用組合 三島郡來迎寺村大字宮川外新田九九
- 二有、七日市信用組合 三島郡日吉村大字七日市二、一、二一
- 二有、三條成産信用組合 南蒲原郡三條町大字三條一、二、三〇
- 二有、日光信用利用販賣購買組合 北蒲原郡加治村大字關妻一四八
- 四有、上關信用販賣購買利用組合 南魚沼郡石打村
- 六有、七谷信用組合 中蒲原郡七谷村
- 六有、塚山信用組合 三島郡塚山村
- 七有、上組信用組合 古志郡上組村大字彌田屋
- 七有、濱忠信用購買生產販賣組合 刈羽郡石地村大字濱忠
- 八有、長岡信用組合 長岡市船江町
- 八有、籤神信用販賣購買組合 南蒲原郡籤神村
- 九有、堀之内村信用組合 北魚沼郡堀之内村
- 〇有、岩室信用購買販賣利用組合 西蒲原郡岩室上岩室
- 二有、胎内信用購買販賣利用組合 北蒲原郡黒川村
- 三有、濁川村相濟信用組合 北蒲原郡濁川村大字新崎
- 三無、彌彦村友義信用組合 西蒲原郡彌彦村大字矢作
- 四有、北谷信用購買販賣組合 古志郡北谷村
- 四有、佐々木信用購買販賣利用組合 北蒲原郡佐々木村大字則清

- 五有、大幡信用購買販賣組合 大里郡大幡村大字原島七三〇ノ二
- 八有、金子村信用購買組合 入間郡金子村大字西三ツ木一二七

群馬縣

- 六有、山王道信用購買利用販賣組合 佐波郡名和村大字山王道八三七
- 七有、式致志舍信用組合 吾妻郡岩島村大字三島三、五六五、一
- 八有、澁川信用組合 群馬郡澁川町七一四
- 九無、中之條信用組合 伊勢町九九〇
- 九有、信用購買販賣組合碓氷社元組 碓氷郡碓氷村大字東上磯部一、四九七
- 〇有、信用販賣組合甘樂社小幡組 北甘樂郡小幡村大字小幡八六四
- 三有、信用販賣組合聯合會碓氷社 碓氷郡原市町
- 三有、信用販賣組合聯合會甘樂社 北甘樂郡富岡町
- 三有、信用販賣組合聯合會下仁田社 北甘樂郡下仁田町
- 三有、高崎信用組合 高崎市田町甲二二
- 五有、信用販賣組合交水社 前橋市一毛町一〇

千葉縣

- 一有、吉野信用利用購買組合 君津郡吉野村綿三三
- 七有、佐貫信用組合 君津郡佐貫町佐貫五三ノ二
- 七有、和協信用販賣組合 香取郡滑河町大須賀一七七六
- 八有、飯野實業信用購買組合 君津郡飯野村上飯野一、〇三五

- 九有、北三原信用販賣購買利用組合 安房郡北三原村墨若五〇四
- 九保、萬歲農友信用販賣購買組合 香取郡萬歲生萬歲三〇八
- 〇有、一宮町信用組合 長生郡一宮町二、七四九
- 〇有、太神宮信用組合 安房郡神戶村大神宮五〇八
- 二有、共成信用組合 香取郡吉田村南山崎一四九
- 二有、飯岡信用購買販賣組合 海上郡飯岡町飯岡一八六
- 三有、高根信用販賣購買利用組合 長生郡高根本郷村高根本郷二、五四九ノ一
- 三有、平郡信用購買販賣利用組合 安房郡平群村平久里中
- 五有、龜山信用組合 君津郡龜山村坂畑二三七
- 六有、主基信用販賣購買利用組合 安房郡主基村成川三

茨城縣

- 一、無、下館信用組合 眞壁郡下館町二七
- 八特 四有、中里信用購買販賣利用組合 久慈郡中里村大字中深萩三一
- 五無、長竿信用利用購買販賣組合 稻敷郡長竿村大字長竿一八八
- 七有、上天津信用購買販賣利用組合 新治郡上天津村大字手野一、〇五九
- 八有、柳川信用購買販賣組合 鹿島郡若松村大字柳川新田一
- 九保、國分信用購買販賣利用組合 多賀郡國分村
- 〇有、信用組合 石岡金庫 新治郡石岡町石岡

- 〇無、大宮信用購買販賣利用組合 稻敷郡大宮村大德

栃木縣

- 三無、那珂信用購買販賣組合 那須郡那珂村大字小川
- 五有、上三川信用購買販賣利用組合 河内郡上三川町大字上蒲生
- 五有、傘松信用購買販賣組合 那須郡湯津上村大字野田一、九八五
- 六無、兩郷信用購買販賣組合 那須郡兩郷村字中ノ内
- 七有、日光精銅所共同購買利用組合 上都賀郡日光町字清瀧
- 七有、羽黒信用購買販賣組合 河内郡羽黒村大字中里
- 二無、水代村信用組合 下都賀郡水代村大字西水代
- 三無、東水沼信用購買販賣利用組合 芳賀郡水橋村大字東水沼
- 三有、落合村信用購買販賣生產組合 上都賀郡落合村大字小倉
- 四有、富屋村信用購買販賣利用組合 河内郡富屋村大字德次郎

奈良縣

- 一有、岩清水信用販賣購買組合 宇陀郡政治村大字岩清水一、二六九ノ二
- 一有、本郷信用組合 宇陀郡神戶村大字本郷三七
- 七有、宇賀志村信用組合 宇陀郡宇賀志村大字松井五二六
- 二有、室生村信用購買利用組合 宇陀郡室生村大字下田口一、〇五ノ四
- 三有、下池原信用購買利用組合 吉野郡下北山村大字下池原六五

- 15特 三有、發志院信用購買利用組合 添上郡治道村大字發志院三六一
- 五無、東里信用購買販賣組合 山邊郡東里村大字上笠間二、九九八ノ二
- 六有、二階堂村信用購買利用組合 山邊郡二階堂村大字前裁二四五

三重縣

- 一有、立神信用購買販賣組合 志摩郡立神村二、〇四九
- 二無、員辨信用購買販賣組合 員辨郡神田村大字鳥取八〇二
- 二無、鵜方信用組合 志摩郡鵜方村一、七五四
- 三無、鞆田信用購買販賣組合 阿山郡鞆田村大字上友田五〇三ノ二
- 九特 四有、豐地信用販賣購買組合 一志郡豐地村大字下之庄五ノ一
- 五無、玉瀧信用購買販賣組合 阿山郡玉瀧村字玉瀧三五三七
- 五有、下之川信用販賣購買組合 一志郡下之川村二、二三一
- 六無、神前信用組合 度會郡吉津村大字神前浦一四七
- 七有、府中信用購買販賣組合 阿山郡府中村大字西條一、一〇二
- 七有、津田信用購買販賣利用組合 多氣郡津田村大字佐伯中一、ノ一
- 八無、切原購買販賣信用組合 度會郡五ヶ所村大字切原五九四
- 九有、新居信用購買販賣組合 阿山郡新居村大字西村三、七八三
- 九有、小阿坂信用販賣購買組合 一志郡阿坂村大字小阿坂二四七
- 〇有、片田信用購買販賣組合 安濃郡片田村片田六

- 〇有、白檜信用購買販賣組合 多賀郡花垣村白檜六

愛知縣

- 二無、波瀨室ノ口信用販賣組合 一志郡波瀨村 六、四〇ノ一
- 二有、粥見興産信用販賣購買組合 飯南郡粥見村大字粥見三、八二七
- 三有、小田信用購買利用販賣組合 阿山郡小田村大字小田二〇二ノ一
- 三有、國府信用購買販賣組合 志摩郡國府村三、八八
- 三有、河合信用購買販賣組合 阿山郡河合村大字馬場一〇一
- 四有、櫻信用購買販賣利用組合 三重郡櫻村大字櫻一五二
- 四有、椿信用購買販賣組合 鈴鹿郡椿村大字山本一、七五ノ二
- 五有、鵠信用販賣購買利用組合 一志郡鵠村大字笠松二六五
- 五有、尾呂志村信用購買組合 南牟婁郡尾呂志村大字上野五三
- 七有、鶴川原信用購買販賣組合 三重郡鶴川原村大字下鶴川原一、六八〇
- 九有、河曲村信用購買販賣利用組合 河瀨郡河曲村

愛知縣

- 一有、鎌島信用組合 海部郡瀧田村大字鎌島新田三二
- 一有、加治信用購買組合 渥美郡田原村大字加治字平戸五六
- 一有、小川信用販賣購買利用組合 碧海郡櫻井村大字小川商加美三九ノ一
- 4特 二有、葉栗信用購買販賣組合 葉栗郡葉栗村大字大毛字南出一三
- 二有、豐濱信用組合 知多郡豐濱町大字豐濱三〇八ノ一

- 三有、神野新田信用購買組合 瀨美郡平呂吉田村大字 宇津呂字神野新田
- 四有、小針信用購買利用販賣組合 西春日井郡北里村大字 小針字居屋敷七六
- 六有、舉母信用購買販賣利用組合 西加茂郡舉母町大字 舉母字西四五四ノ五
- 八有、上細谷信用販賣購買利用組合 瀨美郡二川町大字上 細字谷坂東堀
- 八有、三郷信用販賣購買組合 東春日井郡旭日村大字 三郷字二五〇ノ三
- 九有、猪子石信用販賣購買組合 愛知郡猪高村大字猪 子石大字中島四三
- 一〇有、高須信用販賣購買利用組合 碧海郡佐佐美村大字 高須字坤
- 二無、赤根信用購買組合 寶飯郡大塚村大字赤 根字屋敷九五
- 二有、福釜信用販賣購買利用組合 碧海郡安城町大字福 釜
- 三有、半城土信用購買販賣組合 碧海郡依佐美村大字 半城土字西裏六〇
- 三有、上平井信用販賣購買利用組合 南設樂郡東郷村大字 上平井字敷前八ノ三
- 一五有、栞豆志信用購買販賣組合 知多郡西浦町大字栞 豆字島出山三八ノ二
- 一六有、箕輪信用販賣購買利用組合 碧海郡安城町大字箕 輪字本屋敷五三ノ一
- 一九有、上野間信用購買販賣利用組合 知多郡小鈴ヶ谷村

靜岡縣

- 一有、勝 俣 信 用 組 合 榛原郡川崎町勝俣四
- 二有、奥山 信 用 購 買 組 合 引佐郡奥山村奥山一 五六四ノ一
- 三有、庵原 販 賣 購 買 組 合 庵原郡庵原村杉山六 一

山梨縣

- 7 特 四無、仁科報德信用購買組合 賀茂郡仁科村中二三
- 五有、吉永信用購買販賣利用組合 富士郡吉永村比奈
- 五有、三 川 信 用 組 合 磐田郡三川村友永
- 六有、不 二 見 信 用 組 合 清水市村松
- 七有、於保村信用購買組合 磐田郡於保村大原二 八七九
- 七有、由比町信用購買販賣利用組合 應原郡由比町北田
- 七有、北狩野村信用購買販賣利用組合 田方郡北狩野村二九
- 八有、敷地信用購買販賣利用組合 磐田郡敷地村大ニノ二
- 13 特 〇有、富士梨業信用購買組合 富士郡加島村横割
- 二有、美梨信用購買販賣組合 志太郡美梨村西方五 五四
- 三有、長野信用購買販賣利用組合 磐田郡長野村前野
- 三有、仁 科 信 用 組 合 賀茂郡仁科村瀨
- 三有、有度信用購買販賣組合 安倍郡有度村上原
- 六有、白濱信用購買販賣利用組合 賀茂郡白濱村一、二 五九
- 六有、燒津信用購買利用組合 志太郡燒津町城之腰
- 七無、岩 科 村 信 用 組 合 賀茂郡岩科村岩科北 側
- 一九有、島田村信用購買販賣利用組合 富士郡島田村
- 二無、西條信用購買組合 中巨摩郡西條村大字 四三〇七
- 7 特 三無、大田和信用購買利用販賣組合 南都留郡鳴澤村三、 一九八
- 八有、大幡信用購買販賣生產組合 南都留郡寶村大幡二 三四一

- 二有、西島信用販賣購買組合 南巨摩郡西島村一、 二二二
- 三有、二ノ宮信用購買生產販賣組合 東八代郡錦村二ノ宮 六一二
- 四有、小井川信用購買販賣利用組合 中巨摩郡小井川村布 施一、九三九
- 四有、下芦川信用購買組合 西八代郡下久一色村 下芦川三〇九

滋賀縣

- 6 特 一有、鎌掛信用販賣購買組合 蒲生郡鎌掛村三、六七
- 二有、厚生社信用販賣購買利用組合 犬上郡豐郷村大字石 畑四四二
- 三無、信 樂 販 賣 購 買 組 合 甲賀郡長野町大字長 野九七六
- 四無、山内村戰役信用販賣購買利用組合 甲賀郡山内村大字黒 川九四九ノ一
- 五有、土山信用販賣購買利用組合 甲賀郡土山町大字北 土山二一九六
- 13 特 六無、宮村信用販賣購買組合 甲賀郡宮村大字野川 八二九
- 六有、戰役 稻枝村信用購買販賣組合 愛知郡稻枝村大字稻 部八三ノ二
- 七有、篠原信用販賣購買生產組合 野州郡篠原村大字高 木六四二
- 八有、伴谷信用販賣購買組合 甲賀郡伴谷村大字伴 中山二、五四五
- 九有、兵主信用販賣購買組合 野州郡兵主村大字六 條五三〇ノ一
- 一〇有、伊香立村信用購買販賣利用組合 滋賀郡伊香立村大字 下在地一〇〇
- 一〇有、貴生川信用販賣購買組合 甲賀郡貴生川村大字 內貴三七〇
- 二無、大野信用販賣購買組合 甲賀郡大野村大字大 野二一五六

岐阜縣

- 一有、付 知 信 用 組 合 惠那郡付知町五〇七 二ノ一
- 二無、富之保信用購買販賣組合 武儀郡富之保村
- 一無、遠山產業信用組合 惠那郡遠山村久保原 三四
- 二有、落 合 信 用 組 合 惠那郡落合村八七五 一〇四ノ二
- 四有、加子母信用購買組合 惠那郡加子母村四、 一〇四ノ二
- 四無、鶯沼第一信用購買販賣生產組合 稻葉郡鶯沼村四、二 九三
- 六有、萩原信用購買組合 益田郡萩原町大字萩 原一、七三、九
- 七有、坂内信用購買組合 揖斐郡坂内村大字廣 瀬九二四
- 八有、常盤信用購買組合 稻葉郡常盤村樺洞字 志賀洞二六〇
- 三有、彦 根 信 用 組 合 犬上郡彦根町大字四 番七
- 三有、柏木村信用販賣購買組合 甲賀郡柏木村大字北 脇一、二八、一
- 三有、共榮社信用販賣購買利用組合 愛知郡豐橋村大字小 田町二七四
- 四有、秦川村信用販賣購買利用組合 愛知郡秦川村大字東 出一七七
- 五有、稻村信用販賣購買組合 愛知郡稻村大字下岡 部五六〇ノ五
- 六有、福滿信用販賣購買利用組合 犬上郡福滿村大字西 今五一
- 八無、佐山信用販賣購買組合 甲賀郡佐山村大字小 佐治二九四八
- 一九有、永原信用購買販賣利用組合 伊香郡永原村

- 九有、下之保信用販賣購買組合 武儀郡下之保村二、三、七、三、一
- 九無、大伊木信用購買販賣組合 稻葉郡鷺沼村一、二、六、九
- 三有、南町信用購買販賣生產組合 稻葉郡鷺沼村南町七、二、八、五、一、一
- 四有、府中村信用購買販賣利用組合 不破郡府中村大字府中四、六、四、一
- 五有、揖斐信用購買販賣組合 揖斐郡揖斐町大字三輪六、三、七
- 七無、那加信用購買組合 稻葉郡那加村字山日向五、四

長野縣

- 一有、蠶絲販賣利用組合有誠社 小縣郡中鹽田村大字保野
- 一有、藤澤村信用購買組合 上伊那郡藤澤村三二〇
- 一無、高岡信用購買組合 上水内郡高岡村大字川上二、二、八
- 10特二有、和信用販賣購買組合 小縣郡和村大字和七、一、三
- 8特三有、富士見信用組合 諏訪郡富士見村一九、一、一
- 三有、販賣組合松代生絲改良組 埴科郡松代町九九八
- 四有、中箕輪信用購買利用組合 上伊那郡中箕輪村二、一、三、九
- 六無、中新田信用購買販賣利用組合 諏訪郡原村一三、五、六、一
- 六有、中鹽田信用購買組合 小縣郡中鹽田村大字中野八、七
- 七有、中洲信用購買組合 諏訪郡中洲村三二、六
- 八無、岸野購買信用販賣利用組合 南佐久郡岸野村大字伊野一七、六〇

宮城縣

- 一〇無、傍陽信用購買組合 小縣郡傍陽村
- 二有、松尾信用販賣購買利用組合 下伊那郡松尾村大字松尾
- 三有、常盤信用購買販賣組合 北安曇郡常盤村
- 三有、上伊那信用販賣購買利用組合 上伊那郡東春近村
- 五有、真島信用購買販賣組合 更級郡真島村
- 六無、豐里信用購買組合 小縣郡豐里村
- 六有、筑摩地村信用販賣組合 東筑摩郡筑摩地村
- 七有、金澤村信用購買利用組合 諏訪郡金澤村
- 二無、中ノ目信用販賣購買利用組合 遠田郡田尻町中ノ目字畑中三、三
- 2特五無、田林信用購買組合 伊具郡大内村伊手
- 八無、丸森信用組合 伊具郡丸森町
- 四無、下増田村信用購買組合 名取郡下増田村
- 五保、薄木信用購買組合 柴田郡村田町字薄木
- 一無、小國信用組合 伊達郡小國村大字上小國
- 2特一無、片會根信用購買組合 田村郡片會根村大字今泉
- 一無、真野信用利用組合 相馬郡真野村大字小島田

福島縣

- 二無、富田信用組合 南會津郡富田村大字片貝
- 四無、福田信用利用組合 相馬郡福田村大字福田
- 五無、大川原信用組合 双葉郡大野村大字大川原
- 六無、須釜信用組合 石川郡須釜村大字南須釜
- 六無、大野村報德信用購買利用組合 相馬郡大野村大字石上
- 六有、長瀬信用購買組合 耶麻郡長瀬村大字三郷
- 八有、窪田信用購買利用組合 石城郡勿來町大字窪田
- 九無、大宮信用購買組合 南會津郡大宮村大字鴻巣
- 一〇有、高川信用組合 安達郡高川村高玉
- 二無、太田信用購買組合 安達郡太田村大字下太田
- 二有、大浦信用組合 石城郡大浦村大字狐塚
- 二有、小田川信用購買販賣利用組合 西白河郡小田川村大字小田川
- 三無、渡瀨信用組合 東白川郡鮫川村大字渡瀨
- 五有、坂下信用販賣組合 河沼郡坂下町
- 六有、慶徳村信用購買組合 耶麻郡慶徳村大字豐岡字慶徳二、四

青森縣

- 5特二無、林檎信用販賣購買利用組合 南津輕郡竹館村大字唐竹一、八、九
- 四有、相坂信用購買販賣組合 上北郡藤坂村大字相坂字小林三、六〇
- 七有、田舎館信用組合 南津輕郡田舎館村大字田舎館三、八
- 九有、常盤村拾錢社信用購買組合 南津輕郡常盤村大字若松字森越四、五
- 一〇有、乳井信用生產購買販賣組合 南津輕郡石川村大字乳井一〇
- 二有、藥師堂信用購買販賣信用組合 南津輕郡石川村大字藥師堂字熊本五、一
- 三有、赤沼信用購買販賣組合 上北郡三本木町大字赤沼字向川原一〇
- 四無、致遠信用組合 中津輕郡藤代村大字船水字筒井一
- 四有、上切田信用組合 上北郡三本木町大字切田字久保六、二、一、二
- 五無、小澤成申信用組合 中津輕郡清水村大字小澤字廣野三〇
- 六有、北中野購買販賣信用組合 南津輕郡五郷村大字北中野字上島田三、六

- 二無、富田信用組合 南會津郡富田村大字片貝
- 四無、福田信用利用組合 相馬郡福田村大字福田
- 五無、大川原信用組合 双葉郡大野村大字大川原
- 六無、須釜信用組合 石川郡須釜村大字南須釜
- 六無、大野村報德信用購買利用組合 相馬郡大野村大字石上
- 六有、長瀬信用購買組合 耶麻郡長瀬村大字三郷
- 八有、窪田信用購買利用組合 石城郡勿來町大字窪田
- 九無、大宮信用購買組合 南會津郡大宮村大字鴻巣
- 一〇有、高川信用組合 安達郡高川村高玉
- 二無、太田信用購買組合 安達郡太田村大字下太田
- 二有、大浦信用組合 石城郡大浦村大字狐塚
- 二有、小田川信用購買販賣利用組合 西白河郡小田川村大字小田川
- 三無、渡瀨信用組合 東白川郡鮫川村大字渡瀨
- 五有、坂下信用販賣組合 河沼郡坂下町
- 六有、慶徳村信用購買組合 耶麻郡慶徳村大字豐岡字慶徳二、四

岩手縣

- 二有、盛岡信用組合 盛岡市六日市二、四
- 四無、湯本信用購買販賣組合 稗貫郡湯本村大字湯本七、三

- 七有、三澤信用利用組合 上北郡三澤村大字三澤五五
- 山形縣
- 一無、金井村信用組合 東村山郡金井村大字志戸田三四六
- 三有、松嶺信用組合 飽海郡松嶺町字本町四八
- 六無、月布信用組合 西村山郡本郷村
- 七無、高屋信用組合 西村山郡寒河江町
- 七有、高松信用組合 西村山郡高松村内字米澤
- 〇有、犬川信用購買販賣利用組合 東置賜郡犬川村八九
- 三無、朝日信用購買販賣組合 西置賜郡鮎貝村大字深山
- 三有、江俣信用組合 東村山郡金井村大字江俣
- 三有、大和信用購買組合 東田川郡大和村大字小出新田字字畑一四八
- 四無、柏倉信用購買利用組合 南村山郡柏倉門傳村大字柏倉
- 五無、西五百川信用組合 西村山郡西五百川村大字常盤ノ三三
- 六有、藤島信用購買組合 東田川郡藤島町大字藤島

秋田縣

- 六有、平澤町信用購買販賣利用組合 由利郡平澤町平澤字中町五九
- 七無、西馬音内町大戸信用購買組合 雄勝郡大西馬音内町大戸

- 八無、元城信用組合 雄勝郡元西馬音内村西馬音内堀田五四
- 八有、秋田共益信用組合 秋田市大町三丁目三
- 三有、神信用購買販賣利用組合 山本郡神村字坊ヶ崎
- 三有、宮川信用購買販賣組合 鹿角郡宮川村大字宮
- 四有、本城信用購買利用販賣組合 北秋田郡米内澤町本城
- 五有、大曲信用組合 仙北郡大曲町大曲
- 福井縣
- 4特二無、松原信用組合 敦賀郡松原村松原
- 三有、文珠信用購買販賣組合 足羽郡上文珠村生部
- 五無、千福信用購買利用販賣組合 南條郡神山村千福
- 六有、興農信用組合 坂井郡高根村一本田
- 11特七有、積善信用購買販賣組合 坂井郡大關村大味
- 13特八有、立誠信用販賣購買利用組合 坂井郡兵庫村下兵庫
- 九無、勝山織物信用購買販賣組合 大野郡勝山町
- 〇無、後山信用購買組合 坂井郡鏡岳村後山
- 二有、向笠信用購買販賣組合 三方郡八村向笠
- 三有、南柚山信用購買生產組合 南條郡南柚山村鱒波
- 五有、廣瀨信用購買利用組合 南條郡神山村廣瀨

- 六有、相互信用購買利用組合 坂井郡磯部村羽崎六
- 七有、十村信用販賣購買利用組合 三方郡十村井崎
- 八有、耳村信用購買販賣利用組合 三方郡耳村河原市第十四十五番地ノ二
- 九有、十郷信用購買販賣組合 坂井郡東十郷村

石川縣

- 二無、勅使村信用購買販賣組合 江沼郡勅使村字勅使ヲ八六
- 六有、姫信用販賣購買組合 珠洲郡小木町字眞脇一〇字八六
- 七有、宮保信用販賣購買組合 石川郡宮保村字宮保ヲ五
- 二無、郷村信用販賣購買利用組合 石川郡郷村字田中
- 六無、中海信用販賣購買組合 能美郡中海村字輕海ヲ六
- 八有、吉田村信用販賣購買利用組合 能美郡吉田村字西任田ト八ノ二
- 九有、旭信用販賣購買組合 石川郡旭村

富山縣

- 一有、富山賣藥信用組合 富山市鍛冶町二三
- 四有、水橋賣藥信用組合 中新川郡西水橋町大字水橋西中町六〇一
- 五有、鷹栖信用購買販賣組合 西礪波郡鷹栖村三、七、六五
- 六無、釜ヶ淵信用販賣購買利用組合 中新川郡釜ヶ淵村道源寺八四九
- 七有、横田信用購買販賣利用組合 射水郡横田村横田二五七〇

鳥取縣

- 八無、苗加信用購買販賣利用組合 東礪波郡東野尻村苗加二、七三九
- 〇有、宮川信用販賣購買利用組合 婦負郡宮川村廣田一七七
- 二有、久々江信用購買販賣利用組合 射水郡片口村久々江六四
- 三無、松澤信用購買販賣利用組合 西礪波郡松澤村福久一九
- 三有、山田村信用購買組合 東礪波郡山田村大塚一、〇二〇ノ一
- 三有、湖光信用購買販賣利用組合 氷見郡窪村窪、三三
- 五無、飯野村一德社信用販賣組合 下新川郡飯野村東狐四、四七一、一
- 六有、小杉信用利用組合 射水郡小杉町三ノ三三〇〇
- 七無、庄下信用購買販賣利用組合 東礪波郡庄下村矢木二六九
- 二無、面影信用購買組合 岩美郡面影村大字雪山村七六
- 二有、社信用購買組合 東伯郡社村大字國分寺三〇一
- 七有、下私都信用購買組合 八頭郡下私都村大字大坪五三三
- 七無、尙德信用組合 西伯郡尙德村大字下安曇一六
- 七有、大和信用購買組合 西伯郡大和村大字佐陀村四八五
- 14特八有、渡報德信用購買組合 西伯郡渡村大字渡二二二五
- 九無、崎津信用購買販賣生產組合 西伯郡崎津村
- 九有、西郷信用購買組合 東伯郡西郷村

- 一〇有、上北條信用購買販賣組合 東伯郡上北條村并手
- 二無、江尾信用組合 日野郡江尾村大字江尾
- 三無、丹比信用購買組合 八頭郡丹比村大字北山
- 四有、上小鴨信用購買販賣組合 東伯郡上小鴨村大字上古河
- 四有、福富信用購買組合 氣高郡東郷村大字有富
- 七有、所子信用購買組合 西伯郡所子村大字所子

島根縣

- 二有、津和野信用組合 鹿足郡津和野町大字後田二一八
- 二無、津戶信用購買販賣組合 櫻地郡都萬村大字津戶一〇
- 三無、秋鹿信用組合 八東郡秋鹿村三、三〇七
- 四無、多根鍋山信用購買組合 飯石郡鍋山村大字乙加宮一、二六五、一
- 五無、戰捷記念忌部信用組合 八東郡忌部村大字東忌部九〇五內一
- 六無、湯里信用組合 瀨原郡湯里村大字湯里二、六八一
- 七無、古志實業信用組合 簸川郡古志村大字古志九六九
- 八無、玉湯村信用組合 八東郡玉湯村大字湯町八七四
- 九有、戰時記念園村信用購買組合 簸川郡園村大字西園三四七
- 一〇有、宅野信用購買組合 瀨原郡宅野村二五八
- 二有、布智村信用購買販賣組合 簸川郡布智村大字芦渡八五五

岡山縣

- 一特一有、八濱水産販賣信用購買組合 兒島郡八濱町
- 二無、玉川村信用販賣購買組合 川上郡玉川村
- 二無、岩田信用組合 吉備郡岩田村
- 三無、可眞信用購買販賣組合 赤磐郡可眞村
- 三無、富家信用販賣購買組合 川上郡富家村
- 六有、三國信用組合 和氣郡三國村
- 16特六有、茶屋町信用販賣購買組合 都窪郡茶屋町
- 七有、生石信用販賣購買組合 吉備郡生石村
- 七無、馬屋上村信用購買信用組合 御津郡馬屋上村
- 八有、津山信用組合 苫田郡津山町
- 八無、荏原信用購買販賣利用組合 後月郡荏原村
- 九無、富信信用組合 苫田郡富村
- 九無、手莊村信用販賣購買組合 川上郡手莊村

- 一〇有、大和信用購買販賣組合 吉備郡大和村
- 二有、有漢信用組合 上房郡有漢村
- 二有、弓削信用組合 久米郡弓削町
- 二有、船總信用購買販賣利用組合 淺口郡船總村
- 三有、操陽村信用購買販賣組合 上道郡操陽村
- 三有、宇甘西村信用販賣購買組合 御津郡宇甘西村
- 四有、雄神村信用販賣購買利用組合 上道郡雄神村
- 五有、高陽信用購買組合 赤磐郡高陽村

廣島縣

- 3特二無、來原信用購買販賣生產組合 高田郡來原村大字來女木五九
- 二有、久友信用販賣購買利用組合 豐田郡久友村大字久友
- 四無、小奴可信用組合 比婆郡小奴可村小奴可
- 五無、吉川信用販賣購買生產組合 世羅郡吉川村
- 六無、坂井原村信用販賣購買組合 御調郡坂井原村
- 六無、戶島信用販賣購買生產組合 高田郡戶島村
- 八無、廣陵信用組合 廣島市猿猴橋
- 八有、福永信用購買組合 神石郡福永村
- 一〇無、瀧南信用購買販賣生產組合 山縣郡都谷村都志見

山口縣

- 二有、八幡村信用購買販賣利用組合 比婆郡八幡村森
- 三有、有磨信用組合 苜品郡有磨村
- 三無、河內信用販賣購買利用組合 佐伯郡河內村字上河內
- 四有、安和信用販賣購買利用組合 甲奴郡田總村字安田
- 五有、上豐松信用販賣購買利用組合 神石郡豐松村字上豐松
- 一有、島地信用利用組合 佐波郡島地村大字島地九六二
- 二無、華城信用購買販賣利用組合 佐波郡華城村大字仁井令一四九四、五
- 二無、勝間信用購買販賣利用組合 熊毛郡勝間村大字呼坂一、一九六
- 三有、久米村信用購買利用販賣組合 都濃郡久米村大字久米三、〇〇一、一
- 四無、右田信用購買販賣組合 佐波郡右田村大字高井五九四、一
- 四無、牟禮信用購買販賣組合 佐波郡牟禮村大字牟禮三、五四五
- 四有、高森信用購買販賣利用組合 玖珂郡高森村大字下久原一、〇四六
- 五有、柳井町信用購買利用販賣組合 玖珂郡柳井町大字柳井津四九九
- 六有、米川信用購買販賣組合 玖珂郡米川村大字西長野三一三、一
- 七有、大井信用購買販賣利用組合 阿武郡大井村三、四三六、三
- 七有、八坂信用購買販賣組合 佐波郡八坂村大字船路四七七
- 七無、彦島町信用組合 豐浦郡彦島村大字彦島三五〇、五

- 八有、宇部村信用購買販賣利用組合 厚狹郡宇部村大字上字部五、二五五
- 10特 八無、檜崎信用購買販賣利用組合 豐浦郡檜崎村大字檜崎七八五
- 九有、室積信用購買販賣利用組合 能毛郡室積町大字室積村一四九五
- 一〇無、栗野村信用購買販賣利用組合 豐浦郡栗野村三、五四八
- 一〇有、廣瀨信用利用購買販賣組合 玖珂郡廣瀨村七〇七
- 二有、佐々並信用購買組合 阿武郡佐々並村二、五二七、一
- 三有、周防信用購買販賣利用組合 能毛郡周防村大字小周防一、八七一
- 三有、防府信用組合 佐波郡防府町大字東佐波合八〇一
- 一四無、仁保村信用購買販賣利用組合 吉敷郡仁保村大字仁保中郷七〇五、二
- 一五有、小野村信用購買販賣利用組合 厚狹郡小野村 豐浦郡吉見村大字吉見
- 一六無、吉見信用購買販賣利用組合 豐浦郡吉見村大字吉見
- 一七有、餘田村信用購買販賣利用組合 玖珂郡余田村
- 一七有、大田信用購買販賣利用組合 美稱郡大田町
- 一八無、黒井信用購買利用組合 豐浦郡黒井村

和歌山縣

- 七有、共立信用購買組合 伊都郡山田村
- 九有、信用購買販賣組合共助社 日高郡切目村
- 一〇有、東富田信用利用組合 西牟婁郡東富田村

- 一〇有、境原信用購買販賣組合 伊都郡紀見村
- 二有、鮎川信用組合 西牟婁郡鮎川村
- 三有、糸我信用購買販賣利用組合 有田郡糸我村中番
- 四有、巽信用購買利用組合 海草郡巽村重根
- 四有、箕島信用組合 有田郡箕島町
- 一五有、三栖信用販賣購買利用組合 西牟婁郡三栖村

德島縣

- 八有、坂西町信用購買販賣組合 板野郡坂西町
- 九有、本齊田鹽業信用購買販賣利用組合 板野郡撫養町
- 一〇有、赤松販賣購買信用組合 海部郡赤河内村
- 三有、東山信用購買販賣利用組合 三好郡畫間村大字東山
- 三有、松坂信用購買販賣組合 板野郡松坂村郡東字小原
- 一四有、新野信用利用購買販賣組合 那賀郡新野町

香川縣

- 二有、香西信用組合 香川郡香西町五三三
- 六有、山田信用組合 綾歌郡山田村
- 九有、牟禮村信用購買販賣利用組合 木田郡牟禮村
- 二無、下吉田信用購買利用組合 仲多度郡善通寺町

愛媛縣

- 一四有、庵治村信用販賣購買利用組合 木田郡庵治村
- 一六有、陶信用購買販賣利用組合 綾歌郡陶村四、一六
- 一七有、笠田村信用購買販賣利用組合 三豐郡笠田村
- 一有、神山信用購買組合 西字和郡神山村大字矢野町九七二
- 二有、向灘信用組合 西字和郡矢野崎村大字向灘八七四
- 一五有、余土村信用購買販賣利用組合 溫泉郡余土村
- 一七無、拓南信用購買組合 溫泉郡素鷲村
- 一八有、南伊豫村信用組合 伊豫郡南伊豫村大字上野一、四九一、一
- 一九有、庄内村信用購買販賣生產組合 周桑郡庄内村
- 二〇有、川上信用購買組合 西字和郡川上村
- 二有、粟井村信用購買組合 溫泉郡粟井村
- 二有、長濱信用組合 喜多郡長濱町
- 三有、内子信用購買生產組合 喜多郡内子町大字内子
- 三有、吉井村信用購買販賣生產組合 周桑郡吉井村
- 三有、新谷信用購買販賣利用組合 喜多郡新谷村大字新谷町
- 一四有、東伯方村信用購買販賣利用組合 越智郡東伯方村
- 一四有、家串信用購買販賣利用組合 南宇和郡内海村大字内海、内家串

高知縣

- 一五有、石井村信用購買販賣組合 溫泉郡石井村
- 一七有、聖德三島信用購買販賣組合 北字和郡三島村大字小松
- 一五無、横島信用組合 吾川郡横島村大字横島東三八〇
- 一七有、田村立田村信用購買販賣組合 香美郡立田村八〇六
- 一八有、下田村信用販賣購買利用組合 幡多郡下田村鍋島一、二、一
- 一三有、大典記念長岡村信用販賣組合 長岡郡長岡村下末松分一、六、九、四
- 一四有、吾桑村信用販賣購買利用組合 高岡郡吾桑村吾井郷乙四九六
- 一六有、朝倉信用販賣購買利用組合 土佐郡朝倉村
- 一六有、片地村信用販賣購買利用組合 香美郡片地村

福岡縣

- 8特 一有、千年信用購買販賣組合 浮羽郡千年村大字徳島丸一、二、八、二
- 11特 三無、大川信用購買販賣利用組合 柏屋郡大川村大字戸原八九
- 9特 四無、蓮内信用購買販賣利用組合 柏屋郡蓮内村大字蓮内
- 四無、南畑信用組合 筑紫郡南畑村大字不入道
- 五無、小野信用購買販賣利用組合 粕屋郡小野村
- 五無、西牟田信用購買組合 三潞郡西牟田村
- 六無、福岡信用購買販賣利用組合 宗像郡福岡町四、〇

- 八有、西吉富信用購買販賣組合 筑上郡西吉富村大字 緒方五九八
- 八有、池野信用購買販賣利用組合 宗像郡池野村字池田 一、一三八
- 九無、吉田信用購買販賣組合 八女郡長峰村
- 九有、川會信用購買利用組合 浮羽郡川會村
- 一〇有、黑土信用購買販賣組合 築上郡黑土村
- 二有、千手信用購買販賣組合 嘉穂郡千手村
- 三有、船越信用購買販賣利用組合 浮羽郡船越村大字船越
- 三無、青柳信用購買販賣利用組合 粕屋郡青柳村大字青柳町
- 三有、糸田信用購買販賣組合 田川郡糸田村
- 四有、田島信用購買販賣利用組合 宗像郡田島村
- 四無、荒木信用購買販賣利用組合 三潯郡荒木村
- 五有、赤間信用購買販賣利用組合 宗像郡赤間町
- 六無、志免信用購買販賣利用組合 粕屋郡志免村大字志免二九四
- 七有、東郷信用購買販賣利用組合 宗像郡東郷町大字田熊一

大分縣

- 一有、一尺屋村岡崎信用購買組合 北海郡一尺屋村字下浦四二二
- 八有、朝日信用購買利用販賣組合 速見郡朝日村大字鶴見一、八二八
- 八有、高並村信用購買販賣組合 宇佐郡高並村一六九
- 九有、橫塚信用購買販賣組合 北海郡大在村
- 二有、朴木信用購買販賣利用組合 大分郡由布川村
- 三有、日出町信用組合 速見郡日出町
- 三無、西秣信用購買組合 下手郡深秣村大字西秣
- 三有、東信用購買利用販賣組合 速見郡東村大字猪尾字中道
- 三有、津江信用購買販賣利用組合 日田郡津江村
- 四有、奈狩江信用購買販賣組合 東國東郡奈狩江村

佐賀縣

- 三有、西山代村第一信用購買販賣組合 西松浦郡西山代村大字立岩二〇
- 四有、古枝村信用購買販賣組合 藤津郡古枝村三二七
- 六有、七浦信用購買販賣組合 藤津郡七浦村大字香成戊ノ一、九一七
- 六有、大浦村信用組合 藤津郡大浦村丁ノ四五八ノイ
- 七無、番所信用生產購買販賣組合 小城郡北多久村大字小待三、五八七
- 九有、東背振信用購買販賣利用組合 神埼郡東背振村大字三津一三一
- 一〇有、蘆原信用購買販賣組合 杵島郡橋下村大字芦原二、〇四五
- 三有、七山村信用購買販賣利用組合 東松浦郡七山村大字藤川二、二六〇ノ一
- 四無、德富本村信用購買販賣組合 佐賀郡東川副村大字德富四七
- 五有、川上村信用購買販賣利用組合 佐賀郡川上村大字東山田一、九五五

- 一六有、湊岡區信用購買販賣組合 東松浦郡湊村大字湊 一、二三五
- 三無、綱津村信用購買販賣利用組合 宇土郡綱村
- 六無、西合志信用販賣購買組合 菊地郡西合志村大字野々島四、七八三
- 九有、黑肥地村信用購買利用組合 球磨郡黑肥地村
- 九有、豐川信用購買販賣組合 下益城郡豐川村
- 三有、製絲販賣購買生產組合泗水社 菊地郡泗水村
- 三無、清泉村信用購買販賣組合 菊地郡清泉村大字龜尾
- 五有、津田信用販賣購買利用組合 菊地郡津田村大字津久禮

宮崎縣

- 四有、真方信用販賣購買組合 西諸郡小林町大字眞方一、五五七
- 二有、南細野信用購買販賣利用組合 西諸郡小林町大字細野
- 三無、下學ノ木信用組合 宮崎郡野田村下學ノ木
- 一八有、上穂北信用販賣購買利用組合 兒湯郡上穂北村大字南方三、三一五

鹿兒島縣

- 一〇無、菱刈信用販賣購買利用組合 伊佐郡菱刈村重留
- 二無、小山田信用販賣購買利用組合 鹿兒島郡伊敷村小山田
- 16特三有、末吉信用購買販賣利用組合 壺形郡末吉村二之方

- 三有、塔之原信用販賣購買利用組合 薩摩郡鶴腸村塔之原
- 二六無、福山信用販賣購買利用組合 始良郡福山村大字福山五六九

沖繩縣

- 三有、北谷村信用販賣購買利用組合 中頭郡北谷村字北谷八二五
- 九無、東風平信用購買販賣組合 島尻郡東風平村

第十 產業組合中央會功勞章

受領者氏名

第一回 大正四年五月四日

會頭理事	子爵 平田 東助
副會頭理事	小松原 英太郎
元副會頭理事	志村源太郎
理事	加納久宜
同	岡田良平
同	伊藤長次郎
同	早川千吉郎
同	若槻禮次郎
同	井上友一
同	法學博士 桑田 熊藏
同	道 家 齊
同	紅綾功勞章
同	安廣伴一郎
同	押川 則吉

香川縣
福岡縣

中 繁 治
稻 永 奎 之 助

鹿兒島縣

森 百 太 郎

第十一 產業組合關係團體

道府縣名	會 名	事務所々在 地	設立年月日	會員數
北海道	北海道農業倉庫聯合會		大正十一年八月二十九日	八六
青 森	表彰組合懇談會	青森縣廳 內務部商工水産課內	昭和二年六月	二九
同	農業倉庫聯合會	同	昭和二年九月	四三
岩 手	ナ			
秋 田	秋田縣由利郡農業倉庫聯合會	本莊販賣組合內	大正十四年十月十日	一一
同	由利郡購買組合研究會	子吉村信購組合內	大正十五年三月二十日	一三
山 形	ナ			
宮 城	宮城縣農業倉庫聯合會	宮城縣廳農務課內	大正十三年十一月十日	四一
福 島	ナ			
茨 城	茨城縣農業倉庫聯合會	茨城縣廳商工水産課內	大正十四年七月十六日	五〇組合
枋 木	枋木縣農業倉庫聯合會	枋木縣廳內	大正十年六月廿三日	二七
群 馬	ナ			
埼 玉	埼玉縣農業組合共勵會	產業組合中央會埼玉支會內	昭和二年三月六日	五二組合
同	埼玉縣農業倉庫協會	同	同	三五組合
同	埼玉縣市街地信用組合協會	同	昭和二年七月十九日	九組合
千 葉	千葉縣產業組合會長會	千葉市千葉一、二、九七產業組合中央會千葉支會內	大正十四年九月三日	三五〇組合
同	表彰組合有終會	同	昭和二年四月廿五日	二六組合
同	千葉縣農業倉庫協會	同	昭和二年七月二日	四〇組合
東 京	東京府信用組合協會	麹町區有樂町一ノ三	大正十二年十一月七日	二〇組合
同	東京府建築組合協會	帝郡建築信購利組合內	大正十三年五月十日	二三組合

備 考
八十六農業倉庫ヨリ成ル

道府縣名	會 名	事務所々在 地	設立年月日	會員數
神奈川	全國市街地信用組合協會	麹町區有樂町一ノ三	大正十五年二月十八日	九四組合
新 潟	新潟縣產業組合共勵會	產業組合中央會新潟支會內	大正十五年十二月十四日	三七
同	新潟縣農業倉庫聯合會	新潟縣廳物檢査所	大正四年九月	五八
同	新潟縣購買引市場協會	新潟縣廳內產業課	大正十三年四月	二二
石 川	江沼郡產業組合研究會	江沼郡大聖寺驛前	大正十五年六月	一五
同	能美郡產業組合研究會	能美郡小松驛前	大正十五年三月九日	四二
同	石川郡產業組合研究會	石川縣廳松住取次所內	大正十五年六月五日	五五
同	河北郡產業組合研究會	河北郡井上村字川尻	大正十五年六月	一九
同	羽咋郡產業組合研究會	羽咋郡若部村字本江	大正十五年七月一日	三四
同	廣島郡產業組合研究會	廣島郡七尾町字大手	大正十五年六月	三七
同	石川縣市井信用組合協會	石川縣廳廣坂通金澤市信用組合內	昭和二年八月十七日	八
同	石川縣農業倉庫聯合會	石川縣廳商工水産課內	大正十三年九月四日	三〇
同	福井縣農業倉庫聯合會	福井縣廳內	大正九年八月七日	六六
長 野	長野縣製糸販賣組合協會	產業組合中央會長野支會內	大正十五年十月八日	二聯會七 十五組合 (縣內全部)
同	長野縣內市街地準市街地信用組合協議會	同	大正十三年二月十日	一二組合
同	長野縣農業倉庫協會	同	昭和二年十月十二日	三〇農倉
同	產業組合新光會	同	大正十四年十一月三日	八九
同	中信製糸組合研究會	同	大正十一年十一月二十日	七組合
同	龍水社製糸研究會	同	大正十四年十一月十六日	一一七

大日本農會	赤坂區溜池町 一丁目	明治四〇	横井時敬	臺灣銀行	臺北市榮町二丁目一番地	島田茂
大日本山林會	同上	明治三〇	藺部一郎	朝鮮拓殖銀行		
大日本蠶絲會	同上	明治三〇	牧野忠篤	北海道拓殖銀行	北海道札幌市	加藤敬三郎
大日本水産會	同上	明治三〇	牧朴眞	東洋拓殖株式會社	町區內山下 町三丁目番地	渡邊藤三郎
中央畜産會	同上	大正四〇	平山成信			
帝國森林會	同上	大正八七	本多靜六			
大日本米穀會	深川區佐賀町 三丁目五番地	明治四〇	志村源太郎			
帝國水産會	町區內山下 町東洋ビル内	大正二五	村上隆吉			
日本産業協會	町區內山下 町三丁目番地	大正二〇	石塚英藏			
農村文化協會	牛込區上宮比 町三番地	大正三三	古瀬傳藏			
蠶絲同業組合中央會	町區永樂町 一丁目一番地		志村源太郎			
關東消費組合聯盟	府下大島町二 丁目三番地		廣田金一			
帝國農政協會	町區有樂町 二丁目一番地	大正三三	福田美知			
協調會	東京芝公園内	大正八三	徳川家達			
農民聯盟	赤坂區溜池町 一丁目	大正二〇	横井時敬			
大原社會問題研究所	大阪市天王寺 區冷人町	大正八〇	高野岩三郎			
日本勸業銀行	町區內山下 町		馬場鏡一			
日本興業銀行	町區永樂町 二丁目七番地		小野英二郎			

第二編 世界之部

第一章 世界産業組合史

産業組合的思想即中小産が——現時の經濟組織に於ては優勝の地位に非ざる者が自己の境遇を自覺し團結協同の力に依り平和的手段を以つて自由競争に堪え、彼等の産業及經濟の改善發達を圖つて大資本組織より出づる各種の社會上及經濟上の弊害を除去し、缺陷を補はんとする組織は既に西曆紀元千八百年の初頃より現在の歐洲文明國たる英吉利、佛蘭西、獨逸等に於て主張せられたのである。

然し乍ら所謂、産業組合的組織は、其の發生は遠く古代に見られ、ミユラー教授はキリスト紀元前三千年代ペロロンに於て發見せらるゝ云ふ、之れは土地の共同耕作の爲に團結したものであつた、半ば産業組合的で、半ば慈善的の相互扶助の組合はエヂプト、ギリシヤ、ローマにも在つた、組合の起源研究の結果發表してゐる。

ピー、エー、クロボトキンはロシアの南部に於て漁夫や獵人が組合を組織して協同事業を行つて居つた事を認め、そしてそれが明かに産業組合的組織のものであつたことを確めたのである、又伊太利に於ては中世紀に勞働者が産業

組合を組織し色々な技術上の事業を組合の力でやつて居つたのである、此の勞働者産業組合はロシア迄も發展して行つたのであつた。

古代又はそれ以後中世のコムニユンシ云ふ様なものは産業組合とは違ふけれ共、産業組合に近いもので共同購入、共同販賣等をやつたのである。即ち古代及び中世にも或種の産業組合が在つたことを認め得るのである。

以上は別として常に産業組合の先驅者として上げられるものは英國のロッチデールの勞働者消費組合である、勿論此の組合の組織せらるゝ前、即ち一七六九年フェンウィツク村に機械工に依つて消費組合が組織せられたが知られず居た、又一八二〇年頃ロッチデール式に類似點の少ない組合があつたが組織上の缺陷、機の熱さない爲に、失敗したのであつた、ロッチデールの組合は一八四四年二十八人の機械工達に依つて創設されたものである、彼等はストライキに失敗し、生活が不安になり何んかして協同の力で局面を展開して行かなければならなかつた、然し幾多の失

敗の事實を見て居るし、多数の労働者は組合を作ることに反対した、色々議論のあつた後、チャールスホワースの提案即ち購買高に據る利益の分配を容認して二十八人が各々一ポンド宛を出し前記の如く一八四四年十二月二十一日にロッチデールの田舎町に十四ポンドの商品を供へた店舗を開きバター、砂糖、小麦粉、燕麥、蠟燭を飾つたのである、ロッチデールの組合員は犠牲と献身を以つて此れに當り全く先驅者なる資格を辱かしめなかつた。

消費組合聯合は最初マンチスターに作られ、後一八六八年スコットランドに卸賣組合聯合が作られた。

英吉利の農業方面の産業組合の歴史を見るに、一八六八年三月三日英吉利農村産業組合の父たるグリーンニング氏が中央農業會議所に農村産業組合の設置方を提案したるに入られず一八九一年に及んだ、然し當時チエサイヤ、ノースウエールズ(一八七一年)、ノアサンパーランド(一八七一年)等七ツの組合が組織せられた。其後農業的産業組合中央機關が設置され指導獎勵を爲してゐる。

要するに英國の産業組合は二千萬人即國民の三分の一は消費組合運動に参加してゐる程の偉大な進歩を示したのである。

獨逸の最初の産業組合はシュルツェ・デーリツチの創設したデーリツチに於ける中小工業者即ち指物師及び靴工の原料組合で一八四九年に作られたのであつた、之は原料購買のための共同倉庫を建設し、信用組合を必要とし

たのである、貯蓄、貸付組合又は庶民銀行は都市に建設された、それは一八五〇年のことである、然しシュルツェ式の此等の組合は村落には普及せず終つた、それでライプアイゼンフランメルズドルフに農村信用組合を起したのである、それは恰もシュルツェ・デーリツチが中小工業者原料組合を創設したのと同じ頃である、然しそれが決定的の形體となつたのは漸く一八六九年の事であつた。此の組合は村落の状態に良く適合し組合数も非常に増加したのである。而して農業界に於ける産業組合の先鞭を着けたのは獨逸といふべきである。農村に於ける信用組合、殊にライプアイゼン系の産業組合は信用事業を行ひながら組合員の爲に購買販賣の事業をやつてゐるが、専門的に肥料種苗の供給農産物の販賣等を目的とする組合の設立を見たのは稍と後れてゐる。獨逸の消費組合はフリーベル・ラツサーレの主張に依つて作られたのである。

最初の生産組合はエフ、ブユツシエ氏の盡力によつて家具師の小團體を一八三一年にバリーに作つたのに始まる、夫れ以來フランスでは産業組合的生産を目的として職人、労働者によつて組合組織のこゝが幾多試みられた。併しそれは期待程の効果は得られなかつた。都市に於て中小産者が大資本家又は機を見て蛇の如く蠢動する商人等と對抗して組合を維持して行く事は容易ではなかつたのである。佛蘭西に於て十四人のピアノ職工が生産組合を作つたのは一八四八年のことである、又同國に於て特産品販賣組合の出

來たのは一八八六年のことであつた、そしてそれはロツペールに出來たのであつた。

伊太利に於ては各種産業組合の形態が現はれてゐる、最近の形態の一つは共同耕作に對するもので、此の種の組合は最初ラヴェンナ市の労働者が産業組合を組織し一八八六年よりサンヴィターレにある土地を其市の長官より借入れ耕作し續けて居るのである、此の種の組合はルーマニヤ及びホンガリヤにも表はれた。

伊太利の庶民信用組合はルザツチによつて創設されミラノに出來たのであつた、一八六六年五月二十五日のことである、此はシュルツェ氏式の組合であるが良く伊太利の事情に適合せしめ、其の目的が救助組合に似て居る。

丁抹に於てはヘイデング製酪組合が一帯の農民によつて設立されたのが最初で、一八八二年六月十日のことである、一八八一年の冬、ヘイデングの村人は如何にすれば酪農を最も有利ならしむるかを研究すべく會合した。色々協議の結果牛酪製造技師を雇ふ爲に地方組合を組織することに、し而して均質のものを生産し高價に販賣する爲に共同的手段によるべしと爲し、組合手段を以つて確定的な計畫案を作り着々成功した、此の組合は今尙繁榮し經營を續けてゐる。此のこゝが全國的に普及して多くの組合製酪所が新設された。

フィンランドに於てはヘルジングフォールス大學教授ハインネス、ゲバールト博士の提唱にペルレルヴォ組合が作ら

れた、それは一八八九年のことである、それ以來博士は身を産業組合運動に投じ全力を傾注した、以來購買販賣組合を始め、酪農組合、信用組合、其他組合の發達は著しい。瑞典に於ける産業組合運動はフィンランドよりも早く一八五〇—六〇年の頃に始まり、消費組合中央會は一八九九年に創設されたのであつた。

諾威の産業組合運動は瑞典と殆んど同時に始まり、瑞典諾威の如く發達してゐない。而して消費組合の發達は後れ一八九四年頃より始められ、卸賣組合の創設されしは一九〇七年で最近のことである。

尚瑞典、諾威、丁抹、芬蘭の北歐の四ヶ國は一九一八年のヨペンハーゲンにスカンデナヴィヤ卸賣組合聯合を作り國際卸賣組合の先驅を爲した。

露西亞産業組合運動は稍後れ消費組合は一八六五年にリガに作られたのを最初とし、同時に貯蓄及貸付組合がドロヴァトフ村に設立されたのであつた。ライプアイゼン系の組合は一八九五年以來現はれたのである。露西亞消費組合史上大書すべきものは一八九八年にモスコウに作られた組合である、同組合はヒュブネル大佐に依つて創設され産業組合間の友誼的關係に種々貢獻したのであつた。一九〇七年にはフルガン市に西比利亞牛酪製造組合聯合會が作られ、外國の商業取引を始めたのである。一九一二年にはモスコウ、ナロドニ、バンクが設立され、世界最大の産業組合銀行となり、ロシヤの全産業組合の中心機關となつ

た。一九一五年にはモスコウに亞麻布生産者産業組合の中央會が出来た。露西亞は一九一七年に産業組合法を制定し同運動も頂點に達した様である。

匈牙利に於ては一九一八年ハンギャ農村分配組合中央會を作り活動を開始した。

埃太利には一八四〇年頃ウィンナに産業組合が作られ、一八七四年には産業組合總聯合會が出来た、又一八九八年には労働者消費組合中央會が總聯合より分離したのである。

チエツコスロヴァキアの産業組合も古いが一九一八年より獨立して漸次活動を始めた。

ルーマニアの産業組合の源は一八六五年の小作人達に依つて土地耕作の爲めに作られた組合で、政府の援助を得て一九〇九年作りなほされ成功するを得た、一八九三年には信用組合が始められた。

ブルガリアは一九〇〇年より信用組合が發展し始まり又セルビアは一八九三年に産業組合運動を始め、産業組合の總聯合は同年に出来たのである。

白耳義に於ては一八九六年以來産業組合運動が始められ大戦後の數字は組合數及組合員數を非常に減じてゐる。

瑞西に於てはホンタニーメロンにロツチデール式組合が生れ、今では産業組合を以つて色々の新計畫を實行してゐる。

其の他の國の産業組合の歴史は新しい。

印度の産業組合運動は一九〇四年の信用組合法實施後發達した。

北米合衆國に於ては一八三〇年以來思想家、労働者によつて協同事業を開始したが餘り成功しなかつた。

以上の如く各國産業組合の歴史は古きあり新しきあり又其の國に依つて其状態、種別を異にするが、皆偉大なる思想家の主張によつて創成せられてゐる。然れ共其の元祖即組合的思想の創成者は英國のロバート・オーエン及佛國シヤール・フーリエである、兩氏は一七七一一年及一七七二年に生れ殆ど同時に同様の主張を爲した、けれ共全く交際はなく又所説互に受授する云ふことは無かつたのである。

兩氏は産業組合の源泉たる醗酵素となつて全世界に此の運動を發展せしめたのである。以上二氏の外に佛國のサンシモン・ルイ・ブラン。獨逸のシュルツェ・デーリツチ。ウイリアム・ハース。ライファイゼン。フェルデナンド・ラツサアール及伊太利のルイギイ・ルザツチ。レオネー・チレンボルク等がある。

此れを要するに産業組合思想によつて産業組合を組織するに至つたのは大體一八四〇年以後のことで各國共大資本大工業の産業發達に伴つて宣傳せられたのである。近時は世界的に産業組合間に物資の交換が行はれんじし、又資金の融通を計らんじしてゐる。

第二章 世界産業組合統計及概況

獨 逸

獨逸に近世式の組合思想を注入したのはピクター・エーメイ・フリーベル氏である、氏は一八〇〇年に獨逸ストユツガルトに生れ、一八四三年より一八五一年迄伯林大學教授として研究しつゝあつた、氏の捧持する思想は社會主義で早くより英國の組合運動を研究し労働者消費組合及移住組合の設立を提唱したのである、然し氏は特に其の實際的には關與せなかつた。

其後シュルツェ・デーリツチ氏は現はれ組合設立運動に着手した。

一八〇〇年頃より獨逸の手工業者は大資本主義に基く大工場組織に次第に壓迫され、救済すべしとの聲四方に滿ちた。併し此れは入れられべくもあらず、此處に於て中小産者が協同に依り相互扶助を以つて之れを切り抜けるべからずとの思想が喝導せられる様になつたのである、シュルツェ氏は自己の地位によつて色々々畫策し一八四九年にデーリツチに中小工業者の原料組合を作り翌一八五〇年に同じ町に市街地又は商工業者の原料組合を作つたのであつ

た。

一方獨逸に於ける農業は一七五〇年頃より非常な困難に遭遇し、生産品の賣却に於て、資本借入れに於て商人より色々々壓迫を受け、營々として夜を日に次いで働けざる尙生計は立たず、額に汗は空しく下るのみであつた、此の状態を見たライファイゼン氏は謙遜に素朴の中に藏して居つた火よりも強い力と努力を以つて農村産業組合——農村信用組合の設立運動に着手したのである、其の最初のものは一八四九年にフランメルスドルフに設立した組合である、彼の理想は經濟上、道德上の信用あるものを組合員として、加入せしめることとし、區域を小にして、無限責任の、配當を認めざる組合であつた。

其後各種の組合が組織されたが原料組合、生産組合、販賣組合等は何れも豫期の如く發達せず終つた、之れに反して貸付組合は益々發展して行つた。

産業組合法の制定は獨逸産業組合に一新紀元を革し、諸外國の模範的の法律であつた、産業組合法は「産業及經濟組合法」と云はれ、一八八九年五月一日に發布され、數次の改正を経た。

其の第一條を見るに員數を限定しないで、共同經營に依

り各員の産業又は経済の上進を目的とする團體は本法の規定に従ひ登記組合の権利を享けることとして、其の組合の種類を前貸金融組合、原料購買組合、農産物又は工芸品の共同販賣を目的とする組合即販賣組合倉庫組合、共同の計算を以つて物品の加工及其の販賣を目的とする組合即製造組合、生計及経済上必要な物品を購買し之を組合員に賣却するを目的とする組合即消費組合、農業又は工業經營に必要なものを購買し又は共同の計算を以つて其の使用を目的とする組合、家屋の建築を目的とする組合として例示してゐる。

普魯西産業組合中央金庫の成立により又一段の繁榮を來した、同金庫は一八九五年の設立に係り獨逸に於ける産業組合の對人信用の發達を助成するを目的とした。

普魯西産業組合中央金庫は政府の出資を以つて組織せる國家の機關たる金庫で、産業組合聯合會及聯合金庫等は之に出資し得るのみである、其の監督は大藏大臣の下にあり只特殊な事項に付ては農林大臣が監督してゐる、主なる事業は農業及商工業の産業組合聯合會又は中央金庫に對して無擔保貸付、手形の賣却及引受、貯金の取扱を爲してゐるが尙不動産擔保貸付金庫、公共團體、公共の貯蓄金庫、其他の機關に對する貸付を爲してゐる。

以上の如く獨乙の産業組合は偉大なる思想家に依つて率ひられ又整然たる法的統制の下に各種の方面に協同事業を行ひ、最初シュルツェに依つて手工業者の組合が組織され

これが市街地の信用組合に發達し又ライプツァイゼン氏によつて農村信用組合の發達を見、更にラツサル等によつて労働者消費組合の發達を見たのである、其他の農業に關係ある組合、例は酪農組合、穀物販賣組合の如きはつゞ後れて發達した。

中央機關としては獨乙産業組合中央會、獨乙ライプツァイゼン系産業組合中央會、獨乙農業的産業組合中央會、獨乙消費組合中央會があり夫々系統中樞機關として活動してゐる。

中央金融機關としては普魯西産業組合中央金庫及農業的中央貸付金庫がある、前者に付いては前記の通りである、農業的中央貸付金庫は即ライプツァイゼン系産業組合中央金庫でライプツァイゼン系統に屬する農村信用組合を以つて組織され、相互組織である。株式會社の形式を採つたが一九〇一年聯邦議會に於て公益法人と認定せられた、所屬の農業的信用組合に對する資金の貸付、手形の割引、貯金の取扱を爲すのであるが取引關係は支店を通じて行はれる。

産業組合に關する統計を見るに現在約五萬二千の産業組合が存在し其の組合員數も一千餘萬人の多きを數へ、一族四、五人に見て四、五千萬人以上の國民は組合運動に参加してゐる、獨乙の如く都市にも農村にも、一般的に産業組合の普及して居る國は他に見られない。

一九二三年の報告を見るに信用組合數二萬八千八百八十四、各種消費組合六千二百二十六、農業的産業組合一萬三

千二百七十六、労働者生産組合五千二百二十五、其他の産業組合五千五百八十七合計五萬一千九百八十八を算してゐる、尙此れを一九二六年の數に付き、内譯を見るに次の通りである。

信用組合	二二、三九五
工業原料組合	一、九三五
農業原料組合	四、六六一
商品購入組合	一、一七八
工業的利用組合	二八四
農業的利用組合	七、三二二
農業器具製造組合	一九
工業品販賣組合	一一九
農業販賣組合	八四七
工業原料及販賣組合	一八六
農業原料及販賣組合	四四
工業生産組合	九三七
農業生産組合	四、二二七
飼育及放牧組合	九六一
消費組合	二、二二六
住宅供給組合	三、九一五
共同住宅組合	二五六
其他	一、〇三八
計	五二、四四〇

と云ふ風で最近は信用組合、農業利用組合、生産組合、建築組合等増加の傾向にあるも他は減少しつつある。大戰に獨乙産業組合に付いて述べて見るに、休戦以來獨

乙のマルクの相場は亂調子となり物價は流星の如く騰り、全經濟制度は不具となつた、又鐵道其他の交通機關は破壊されたのである。然し彼等は彼等の標的たる産業の社會化を遂行する爲に益々産業組合に向ひ、各種の困難に直面しても尙消費組合の組合員は一九一四年以來二倍以上となり三百五十萬を算してゐる、販賣高も一九二〇年には一九一四年に倍加して十億マルクとなり、一九二二年には二億四千萬マルクに減少したが漸次増加して六億マルクとなり回復の氣運に向いて居る。此の消費組合に付いて多少詳細に述べて見るに中央機關としては獨逸消費組合中央會があり一九二五年に於ける中央會の數字は

種 類	組合數	組合員數	總販賣高
消費組合	1,110	8,210,011	2,181,162,621
労働者生産及其他組合	12	7,333	6,768,824
卸賣組合	1	8,424	3,816,247
印刷組合	1	8,351	7,726,300
衣服製造組合	1	2,100	2,100,000
計	1,125	8,228,119	2,198,767,992

總生産高は二億一千萬マルクを示して居る、又卸賣組合の所屬組合は八百九十四あり、卸賣事業高二億三千餘萬金貨マルクを算し、生産高三千五百萬金貨マルクを生産した。

卸賣組合の工場は毎年増加し、煙草工場、石鹼工場、藥品工場、マッチ工場、刷毛製造工場等あり又卸賣組合銀行

部は手形交換所と貯蓄機關と外國爲替と爲替手形及小切手部に分れ一九二五年の總事業高十億七千六百餘萬マルクに上り、一九二四年には約九億萬マルク、一九二三年には約十億萬マルクを算した。卸賣組合の雇傭人は三千人に達し、中央會の最新式の労働者住宅に居住して居る。

産業組合の最近のものでハンブルグの「プロドウクチオン」がある、此れは一九〇〇年の設立に係り、恐らく世界最大の産業組合ならん、大戰勃發の際其の組合員数は八萬であつた、休戦の時は十萬以上に増加し最近は十五萬以上の組合員数を有するに云ふ、一九二五年には新に六ツの分配店舗、六ツの肉店舗、二ツのパン店舗及二ツの特殊の店舗を開き、現在に於ては合計二百八十五の店舗を有し、それを通して販賣する高は年々四千萬マルクに達してゐるの盛況である、此の外に銀行部あり、住宅部あり、保険部あり製造部あり、使用人數も二千に達してゐる。

最後に一言す、我國の産業組合法は獨乙の其れに倣つて居るが然し獨乙の如く各方面に利用せられてゐない。

佛 蘭 西

佛蘭西は産業組合法として特別のものはないが各種の法律を設けて獎勵し、手厚い保護を加へて居る、例ば一八九四年に發布されたる低廉住宅供給に關する法律、一九〇八年の小農地供給に關する法律、一九一五年の労働者生産組

合及同信用に關する法律、一九一七年の中商工業者の信用機關に關する法律及同年の消費組合に對する信用機關に關する法律、一九二〇年の相互農業信用に關する法律等各種の法律を以つて組合に各種の特點を與へて居るが豫期の成果は得られずに居る。

其の發端はシャルル・フランソワ・マリイ・フリーエーより出で、彼は一七七一—一八三七年時代の人で、ロバート・オーエンと同じく社會主義者であつた。彼は歸農を説き、俗悪なる都市を滅亡せしめ、此れに代るに山河あり國ありて種々の生産を成するところの共同生活團體を作り生産も消費も共にせむとするにあつた、即彼は全組合主義を提唱し一新社會の出現を希望した。彼の唱ふる産業組合は生産組合であつたのである。

此れより後ルイ・ブラン現はれ(一八一—一八八二)労働者の爲に一大生産組合を作るべきことを主張した、彼は獨乙の組合思想を入れる爲にも大いに努力したのである。

然し兩氏共其の實際的運動には關係しなかつた。

一八三〇年頃より組合的組織の發生を見たるも極少數であつた、一八四八年に至り急に其數を増加し一八五一年頃には三、四百の組合があつた、此の増加は時の政府が組合獎勵費を出して設立を慫慂したに因るに因るに多し、其後餘り發達せず一九〇九年には四百二十二を算し、其の組合員數も一萬八千七百人に過ぎないに云ふ状態であつた。之

れに反して消費組合は相當の發達を遂げ、一九二二年には組合數四千三百、組合員數二百三十二萬九千八百餘人を算して居る。

一八八五年には消費組合中央會を設立し、一九二三年には其の所屬組合數一、八一九、組合員數一、五四五、〇〇〇人、總販賣高一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇「フラン」に達した。消費組合聯合會は一九二五年に所屬組合一、五三三、賣上高三五一、六九三、四二七「フラン」、使用人數一、〇五九人を數へ、剩餘金一、二五〇、六一〇「フラン」、純益八三、七六四「フラン」であつた、生産高は二〇、五三四、〇五三「フラン」で靴、スリッパ工場を有し、各種蔬菜加工工場を有し又チヨコレット、コーヒー、化粧品等を有して居る。

農村組合には農業組合とも稱すべき職業組合と農産物の生産販賣の爲の産業組合との二種がある、前者は肥料、農具、種苗、家畜等の共同購入をも同時に行ひ其數は甚だ多い。後者はバター、チーズの製造販賣を爲すもの最多く、ワイン醸造、澱粉製造、農具の共同販賣及共同利用、製油、蒸溜、製粉及麵燒、製糖、共同運輸、鶏卵其他の生産販賣を爲すに云ふ風に種類は甚だ多く其數も五百倍である。

農村信用組合は小農地取得の爲め長期年賦償還の貸付を爲し又低廉住宅の爲に特別の貸出を爲す等特別の活動を爲しつゝある。

中央金融機關としては農業信用局に云ふものがある、國庫補助を受け、縣農業信用金庫、農業的職業組合、農業的

相互保險組合が組織員となり、其の下に地方金庫があり又其の下に農業相互保險組合、農業的職業組合、農業的産業組合があり其の活用如何によつては相當の活動が出来る様になつて居る。

佛蘭西の保險組合は他に見ない程良く普及し、家畜保險組合は八千五百もあり、其他農業火災保險、雹害保險、農業傷害保險、家畜再保險、火災再保險組合等もある。

以上の如く政府は色々保護を加へて獎勵してゐるが、發達の程度は餘り高く無い。

佛蘭西産業組合運動中顯著なる發展は一九二〇年五月巴里二大産業組合聯合會の合併である、合併によつて出來た新聯合會は雜貨店舗、八十の生肉店、レストラン、カフェー、藥舗等三百もの建物を所有し經營してゐる、五萬五千の組合員を有し、家族を加へると二十數萬なる譯である、組合員外を合すれば五十萬以上となり、販賣高は毎年九十萬フランに上るに云ふ、又出資金は五百五十萬フランあるに云ふ。

大戰中は産業組合店舗の三分の一は交戦地帯にあつた爲打撃を受けた、砲火によつて破壊を免れた店舗でも必需品の供給が杜絶し、閉店せざるを得なかつた。大戰中に於て佛蘭西消費組合中央會は雄々しい救濟事業に従事し、労働者の爲に飲食店を開き又炊事場等を開いて安く提供したのである、其他失業者の爲に仕事場を創設し、不足し勝ちの商品の分配の調節に努力したのであつた。

一九一七年には議會は産業組合の爲に有利な法律を可決し、産業組合に對して二百萬フランの信用貸付を認可したのであつた、掠奪を蒙れる區域の産業組合復興の爲に政府の貸出した金額は一千萬フランに上つた。

瑞 西

瑞西は面積約一萬六千平方米、人口三百七十四萬を有する小國で、國の大部分は湖と山岳である、工業に従事する者、其約五三%を占め、四一%は農業に従事して居る。

國民の三分の一は組合運動に参加し、瑞西消費組合中央會を中心に活動してゐる、此の中央會は六つの新聞と獨逸語、佛蘭西語、伊太利語の雜誌を發刊してゐる、其事業は啓蒙的にして經濟的活動は可成獨創的のものがある、即一九一九年にバール郊外にフライドルフ(自由村の義)と稱する産業組合村を建設し約六百人の中央會の従業者が居住してゐる、最新式の娛樂機關、庭園を有し、産業組合店舗は勿論、集會所、體操場、飲食所、小兒運動場、學校及圖書館等があり、四室に炊事場付で一ヶ年千「フラン」で産業組合員に貸すこととしてゐる、現在百五十戸ある。其の建築保健上、衛生設備、教育及經濟的見地よりして模範的のものである、此の村はジェツギの創案に成り教育方面はムンチング博士之れを指導してゐる。

瑞西消費組合中央會の所屬組合は一九二五年末に於て五

百二十一あり又調査組合數四百九十一に付、同年末の組合員數及販賣高を見るに前者は三十五萬二千餘、後者二億七千五百八十九萬九千餘フランを算し、其の卸賣組合に於ける販賣高は一億二千五百萬フランを示してゐる、生産は各種食糧品、靴、家具、其他であつて、又農場及土地を有してゐる。

農業的産業組合及び信用組合は其發達消費組合より稍遅れてゐるが農業用品の共同購入、チーズの生産販賣に於ては著大な活動を成してゐる。

金融方面では瑞西消費組合中央會に銀行部があり、農村産業組合の爲にはライフアイゼン系信用金庫聯合がある、後者はライフアイゼン系信用金庫によつて組織され、所屬農村信用組合に對し有擔保又は無擔保貸付を成してゐる。

バールには生命保險事業を行ふ産業組合がありて協同保險組合と稱してゐる。

要するに瑞西産業組合はホンタニメロンに一八五一年に創設されたロッツチデル式組合を先驅として各方面に發達し、一九二〇年の統計によつて見るに信用組合五三七、各種消費組合二、一四八、農業的産業組合五、七四六、保險組合二四七、労働者生産組合五一、其他二、六七九合計一一、四〇八を算する程の盛況に至つたのである。即農業的産業組合最も多く總組合數の約五割を占め、之れに次ぐは各種消費組合の一割九分三云ふ割合である。

瑞西に於ける産業組合に關する法律は「瑞西債務法中」

に規定され、本法は一九一一年三月三十日發布されたものである。

白 耳 義

白耳義の産業組合は一八九六年頃より活動を開始し、同國の産業組合に關する規定は商法中に存し、會社及組合なる章中に産業組合なる節を設けて居る、本法は一八七三年に公布され數次の改正を経たのである、尙信用組合に關する規定は一九〇一年に公布されたのである。

白耳義産業組合の先驅を成すものはヴールイミ稱する消費組合である、此の消費組合はガンに設立されアンゼーレに依つて卒いられたのである、此の組合は大戦と共に大いに其組合員數を増加し、販賣高も五百萬フランを算した、而して不具者、疾病、危急の場合又は科學藝術方面の用途に充つる爲に五萬四千フランの準備金を用意したのであつた、一九二三年には組合員數一萬五千四百七十一人あり、其の販賣高は二千七百萬フランに上つたのである。

白耳義消費組合の根幹を成すものは白耳義産業組合中央會及卸賣組合である、此れは白耳義社會主義者産業組合運動の團結である。而して此の聯合會は白耳義消費組合の三分の二を包含してゐる。

白耳義産業組合聯合會は一九二四年に於て七十三の所屬組合を有し、其の内譯は五十四の分配組合と十九の生産組

合となつて居る、本聯合會の分配組合に付發達の狀況を見るに

年次	一九二二年	一九二三年	一九二四年
組合員數	104	111	114
組合員數	1,067,748	1,137,707	1,101,182
販賣高	47,711,878	51,910,022	51,810,000
剩餘金	5,110,000	1,110,000	3,550,000
備入數	2,430	4,750	11,000
總資本金	1,993,826	2,993,826	3,700,000
財 産	1,915,000	2,993,826	2,769,475
卸賣組合に付き見るに其の販賣高は			
年次	一九二二年	一九二三年	一九二四年
販 賣 高	11,245,682	15,869,276	15,510,869
	19,210	55,510,869	69,296,838
	19,210	77,405,036	94,810,988
	19,210	131,479,356	137,858,408

白耳義卸賣組合の生産事業としてはロイツェにメリヤス工場があり、ヘルヘリンゲムに牛酪製造所を有し又コーヒ一精製所、玉蜀黍粉碎、荷造等を爲してゐる、メリヤス製品を生産高百九十七萬九千餘フランに上つた。金融機關としてはブラツセルスに労働者銀行がある。

産業組合の保険業務は「ソーシヤル、フォアサイト」保険組合によつて行はれ、保険を爲す種類は生命、火災、災害等である、一九二四年に於ける保険料収入は七百十八萬五千餘フランに上つた。

白耳義には「民衆館」を稱する産業組合がある、各所に民衆館なる建物を所有してゐる、此の民衆館は一八八一年にブリュッセルに建設されたのを始めとしてゐる。民衆館は會合、芝居、學校、娛樂等の爲に使用され、或るものは公園を有し、音楽を奏で、語り合ひ、樂園そのものである。

此の民衆館は産業組合員、社會主義者及勞働組合員の同盟の表象で漸次發達を來してゐる。

又白耳義には極めて鞏固な農民の産業組合が存在し、農民産業組合聯合は一八九〇年にルーヴァンに創設されたのである。

農業的産業組合運動は農民の聯盟なるボエルンボンドの手中にありて、農業販賣購買組合、製酪所、信用銀行を包含してゐる、會員は一千二百に上り、販賣高六千萬フランに達した、其貸付及種子、肥料又は食料の分配は農民の經濟生活に貢獻すること大である。

白耳義には一八七三年より一九二二年の間に設立された産業組合は四千八十八であるが、世界大戰の影響を受けて其の六割四分は解散し、一九二二年の數字は信用組合八十三、各種消費組合三百九十四、保險組合五十一、勞働者生

産組合七十五、其他八百八十ありて計一千四百八十三であつた(但し農業的産業組合數は不明)。
白耳義に於ては社會主義者の産業組合方面に於ける活動が甚だ盛んである。

丁 抹

丁抹は歐洲中の最小國の一つで我北海道の半分位しか無い、曾ては(十九世紀後半)普墺國の爲め最も良い二州を奪はれ、内紛が續き其國勢は衰頽し疲弊の極にあつたが今日では經濟的にも教育的にも優秀の國として廣く知られてゐる、此の如く再起し得たのは彼のグルドウエーの如き人格者の誘導に依るは云ふ迄もないが彼の國民が一致協力して國難に當つた爲である即農業國として立つて來た丁抹は何處迄も農業國として進んで來て居るが此の受難の時に際會して農業經營上の一大轉換を行ひ穀作農から牧畜農になつたのである、此れと同時に偉大な組合運動を起しあらゆる方面に協同組合を利用したのである、一人の農家は五十位の組合に加入して居る、次にそれを上げて見る。

農業一班に關するもの
王國農事協會、農業組合、農家組合、農業計算組合
家畜飼養に關するもの
馬飼育組合、牛飼育組合、豚飼育組合、緬羊飼育組合、家禽飼育組合、山羊飼育組合、乳牛檢定組合、家畜結核

豫防組合

畜産物加工販賣に關するもの

製酪組合、屠豚販賣組合、生畜輸出組合、鶏卵輸出組合
産業經濟用品購買に關するもの

消費組合、肥料購入組合、飼料購買組合、石灰購入組合
セメント購入組合、石灰共同組合
耕種に關するもの

種子改良組合、馬鈴薯耕作組合、甜菜改良組合、泥炭地改良組合、植林組合
保險に關するもの

家畜保險組合、電害豫防組合、火災豫防組合、傷害保險組合、暴風損害保險組合
金融に關するもの

信用組合(長期有擔保貸付を爲すもの)短期無擔保貸付を爲すもの)がある

其他

電氣利用組合、水道使用組合、農業機械使用組合、共同製粉組合、共同パン焼組合、共同木挽組合、庭園使用組合、果樹栽培組合、果實販賣組合、養蜂組合、ルーサン栽培組合

此の様に澤山の組合があるのは、畢竟一ツ／＼は夫々其の目的の爲に設立されて居る爲である、我國の産業組合の如く合理的に分類されて居らず雜然として居る、至極ルーズに出來て居る、法制一元論なんぞで考へない様であ

る、別に法律にて無く組合員は連帶無限の責任を負ひ組合の監督は監事がやつて居ること云ふ具合で組合員が良く訓練されて居る爲に總べては組合的に出來て居る。

現在人口に對する産業組合員數の割合は世界第一で約半分は組合員である、又消費的組合よりも農業生産品販賣組合、製酪組合、鶏卵販賣組合等の生産的組合が發達し、其の市場は對岸の英國を對象として居る、其の發端を尋ねて見るに先づヘッデン製酪組合が一八八二年に創立せられたのを始めとして一八八七年には豚肉組合を、一八九五年には鶏卵輸出組合を、次いで一八九八年——一九〇一年には飼料共同購入組合が諸所に設けられ、一九一五年には種子供給組合を、一九一六年には丁抹肥料供給組合を設立し金融に就いては一九一四年に丁抹産業組合銀行を設立したが潰れて一九二五年の十二月に丁抹協同庶民銀行が設立された十五の支店と六十六萬「クローネ」の資金を以つて百餘の組合と三千五百の個人が加入し事業高も着々増加しつつある。

如斯丁抹農業組合運動は飛躍的發生を爲して先づ生産販賣組合に始まり次に原料購買組合を起し其の間に信用組合を併行し丁抹の中央金融をも握つて居る。

中央機關としては生産組合中央會といふのがあつて我國の産業組合中央會と同じ様な仕事をして居る、此の中央會は農業組合中央聯合會、王國農業協會と聯合して丁抹農業參事會と云ふものを作つて農政方面のことに參與して居る

又消費組合聯合會があり一九二五年に其の所屬組合は一、八〇四、販賣高は一六五、三四〇、一三七「クローネル」であつた、其貸借對照表を見るに六八、三四三、七四四「クローネル」になつて居る、又生産高は四七、〇三九、一二五「クローネル」に上り色々の製造工場を有して居る、例へばメリヤス工場、衣服工場、靴工場、バター工場、種苗場等がある。

何にしろ農業に此迄組合制度を利用して居るのは驚くの外ない、丁抹を旅行し停車場附近には店らしいものもなく至極閑静なものである云ふ。

丁抹の産業組合——農業組合の特色でも云ふべき二、三の點を上げて見る。

丁抹の組合組織は政黨的にも宗派的にも又階級的にも中立性を持し常に獨立して全き經濟組織の基礎に置かれてゐる、政府の補助を得て居る組合は家畜改良を目的とする共同蕃殖組合——乳牛檢定組合、牝牛組合、産馬組合、豚蕃殖組合——のみである、我國の如く政府の手厚き保護を受け指導を受けて居る産業組合は其の選を異にする、丁抹の組合の組合員は相互の經濟的利益の上で結び付いて、組合員は組合の價值、組合に對する義務、責任を判然と理解し彼等の聰明を以て相對して居る。

次に法律のこゝであるが、前にも記した通り丁抹には産業組合法を打つた特別の法律は無い、丁抹の組合は申合せの任意の團體である、只民法の精神に基いて居るの

である、組合員は其の資格に於ての權利義務、組合の目的運用等に就いて記した書面を有し宛かも定款にも云ふべきである。

此等組合員の義務は我が國の合名會社員の如くで、組合に損失ありて債務を負ふ時はそれに對して責を負ふ。然し丁抹に於ては斯ることは容易に起らない。

製酪組合、購買組合は組合の債務に付き無限の責任を負ふ。

尙丁抹の組合は計算が整理且明瞭である。即ち完全なる複式簿記を採用し立派な帳簿を備付けて居る、計算が明瞭で無くとも事業は二三年は續くが永くは續かない。丁抹の組合では専門のブックキーパーが居り文字は正確に美術的に書かれて居る故、誰でも直ぐ分る様に出来て居る、此記帳を正確ならしめる爲に毎月二回に亙つて組合の監事が此れを監査するのである、此の監査は亦綿密になされ一回の監査に二日乃至三日を要する云ふ、監事は帳簿の誤謬を摘發する云ふよりも寧ろ計算を正確にする云ふ信條の下にやるからチツトモいやみがない、帳簿係も自分等の仕事を援助して呉れる云ふ風に取るから何等心配はしない。政府の監査官も同様簿記係を助ける態度でやるのである。

ければならない、取引及事務の間に情實や掛引があるに敏活には行かない、此の點は丁抹産業組合は全く良く行つて居る。

産業組合数の統計は一九二二年の數字を見るに信用組合數六百五十九あり、各種消費組合は一千八百六、農業的産業組合は最も多く四千七百三十九ありて合計七千二百二二となつて居る、然し此の外に多くの生命保險組合、農場雇傭者傷害保險組合、電氣保險組合、暴風保險組合、家畜保險組合等あり、又農村には電燈及電力利用組合、パン製造組合、馬鈴薯粉製造組合、馬鈴薯販賣組合等がある。

農村振興上産業組合の實際的教訓は丁抹によつて與へられて居る。

瑞 典

瑞典はスカンデナヴィア半島の東半部を占め、北歐の寒國である。湖水及河川多く又國土の約半分は森林地帯である總面積は十七萬三千九百七十平方哩あり、人口は一九一〇年の調査に依れば五百五十二萬二千四百三人あつた、國土の九分は耕地で、草生地三分、森林は上記の通り半分を占め五割二分になつて居る。之を見れば農業が瑞典産業中最重要なこゝが判る、農産物の主なるものは麥類、雜穀、豆類、馬鈴薯等で農林業に従事する國民の數約三百三十一萬で總人口の約五割を占めて居る、瑞典の農民は數百年來

自足經濟を以つて終始し土地は彼等の資本中最重要な位置を占め且つ農林産物は國民唯一の資料と目され農民も亦自家の必要品を生産するを以つて生産の目的とした、斯くの如く瑞典の農民乃至農業は永く原始的狀態を脱し得なかつたから農業經營には流通資本を要するに乏し殊に僅少の土地を耕作する下級農民に於ては他人に金を借る如きは農家として能力、智力、充分ならざるを證するものとして一大恥辱と考へて居つた。然し世界の文明と共に工業も發達し來り各種の文物は輸入せられて所謂農村荒廢の聲を聞く様になつた。

瑞典の産業組合運動は諸威と同時代即一八五〇頃より始まり芬蘭より早く、消費組合中央會は一八九九年に作られた。此の中央會はケ、エフと略稱され、中央會と卸賣組合とを兼ねて居る。國際産業組合聯盟にも加入し、國際産業組合運動にも参加して居る、其の發達の状況を見るに次の様である。

年 次	所屬組合數	組合員數
一九一四	六〇八	一一五、五〇〇
一九一五	六八七	一二一、〇〇〇
一九一六	七九二	一六九、〇〇〇
一九一七	八二〇	一九五、六〇〇
一九一八	八四三	二〇六、四〇〇
一九一九	九一四	二三一、二〇〇
一九二〇	九四二	二四一、九〇〇
一九二一	九三二	二五三、四三六

年次	所屬組合數	組合員數
一九二二	八九八	二五九、三八八
一九二三	八八六	二七四、二六九
一九二四	八七六	二九二、四六九
一九二五	九〇〇	三二五、九二五

の數を示し多少時代により消長はあるけれども漸次健全な發達に向ふ氣運がある、又所屬組合數が増加したり、減少したりしても組合員數に於ては確固たる増大を示してゐる。

此等所屬組合の販賣高は一九二四年には二億三千四百餘萬クローネに上り翌一九二五年には二億五千九百七十萬クローネに増大した。其純益は一九二五年に於て約一千一百萬クローネを算し、總資本高約四千萬クローネを示した。

年次	販賣高
一九一四	九、八八九、二五二
一九一五	一六、四九七、六四〇
一九一六	二二、〇一三、〇四一
一九一七	二一、八〇二、六〇三
一九一八	二七、九八九、七三三
一九一九	六九、一四九、六二六
一九二〇	六九、五一九、八八七
一九二一	六二、三七二、二七五
一九二二	六三、八二四、四九四
一九二三	七二、二八八、四〇二
一九二四	八三、七七四、二五三

一九二五 九七、六六〇、七八二

上表を見るに一九一九年頃より異常の増大を爲し、一九二五年には一九一四年に比し約十倍にも達してゐる。卸賣組合に於ける一九二五年の純益は百六十萬クローネに上り一九二四年に比し約六十萬クローネを増加した、一九二五年に於ける貸借對照表を見るに資産に於ては合計四千六百七十九萬六千餘クローネとなり、現金及銀行預金百十四萬五千餘クローネ、債券八百三十萬クローネ、證券八百五十萬クローネ、未收賣却代金二百三十六萬二千餘クローネ、貸付金六百七十二萬二千餘クローネ、在庫品七百九十二萬四千餘クローネ、土地、建物三百四十六萬一千餘クローネ、株券五百二十萬餘クローネ、其他資産三百七十七萬一千餘クローネとなつてゐる又負債の部に於ては出資金四百四十六萬三千クローネ、準備金三百二十萬一千クローネ、生産物保證基金三百五十二萬三千クローネ、預り金二千四百二十六萬四千クローネ、其他預り金二百二十二萬六千クローネ、各種負債七百五十八萬六千クローネ、剩餘金百六十萬一千クローネで總計四千六百七十九萬六千餘クローネ云ふ様なバランス、シートを示してゐる。

生産工場としてはマルメーに工業藥品工場を有し、ノル、ケーピングには人造バター工場を有し、ストックホルム及ゲーテボルクには玉蜀黍製粉工場を有し、此等工場に於ては多大の生産を爲してゐる。

産業組合的保險事業は中央會に所屬する二つの相互保險

組合によつて營まれてゐる、フオルケツト生命保險組合の事業は一千八十萬クローネを増加し一億三千九十萬クローネの保險契約高を示した。保險料は四百五十萬クローネを算し、前年(一九二四年)に比し三十萬クローネの増加である。ザマルベール火災保險組合は事業高八億九百四十萬クローネに上り、一九二五年の増加一億二千八百九十萬クローネで、其の保險料は百四十五萬クローネを算した、亦、産業組合では火災、事故等の保險の外に自動車保險、窃盜被害保險事業を行ひ、窃盜被害保險は一九二五年より始められたものである。

次に金融方面のこゝを少し記して見る。瑞典には從來農業信用機關としては不動産銀行、不動産抵當組合、酪農組合及び家屋設定組合等があつたけれども未だ小農業者の爲の短期對人信用を以つて經營資本を供給するの途に缺け之が爲に小農民の難澁に陥るものは尠くなかつた、政府も此の状態を見て新に農業信用組合制度を樹て、農民の經濟的窮乏を救はんことを至つた。

此の信用制度の系統を見るに三段から成つてゐる、先づ村落に信用組合があつて此の諸組合を統轄する爲に各地に聯合會を設け更に此の聯合會を統一する爲、中央に一大聯合銀行を設るにある。信用組合は特定区域内に於る小農に農業經營資本を供給するを目的とし其の組織及事業の要目を示すに次の様である。

(一) 組合の區域は他の類似の組合と混同せざるやう明確

に定め區域の廣さは組合員相互が熟知し得る様にし又監督し得るを限度として餘り廣大ならざること

(二) 國內に住居を有する瑞西國民、登記を経た經濟團體及び自治體は信用組合の組合員たることを得ること

(三) 組合の營業利益は各組合員が組合臺帳に計上した土地面積に應じて分配すること即ち各組合員は自己の所有地中一定の面積を組合臺帳に計上するを要す然し一人五十「ヘクター」以上又は組合總計上面積の十分の一以上を計上するを得ず又實際農業に従事せざる組合例は村自治體又は各種經濟團體等は前記範圍内に於て希望の土地面積を計上することを得ること

(四) 組合員の借入高は掲上土地面積一「ヘクター」に付七十五「クローネ」を超えざることを得ること

此の上に聯合會があり其の上に信用組合中央金庫がある。

信用組合中央金庫は全國に於ける信用組合聯合會によつて組織され相互組織である、團體の性質は公益法人で監督は農業事項を管轄する行政廳の所管となつて居る、主なる事業としては所屬信用組合聯合會に對する農業資金の貸付及前記聯合會の監督等である。

要するに瑞典の産業組合は歐羅巴の場末にあるが相當の發達を爲して居るを見る。

尙瑞典の産業組合は諾威に比して倍以上の發達を爲して

居るを見る。

諾威

諾威はスカンデナビア半島の西半部を占め、山岳が起伏して居る國土面積は十二萬四千四百四十五平方哩ありて、人口は二百三十九萬一千八百八十二人ある（此れは一九一〇年の調査に依る）。耕地は國土の三分五厘に過ぎず、森林地帯は二割一分五厘を占めて居る、漁業者重要な部分を占めて居る。

諾威の産業組合運動は瑞典と同時代に始まり即ち一八五〇—一八六〇年頃のことである、乍併ロッツチデル系の消費組合はつゞ後れて一八九四年に至つて始めて作られたのである、卸賣組合は一九〇七年に活動を開始し其の歴史は新しい。

一九二五年迄の諾威消費組合運動に就いて述べて見る。然し一九二五年に於ては貨幣價值が騰貴し、同國のクロネは一九二五年の始めに一ポンドに對し三一、三〇クロネだつたのが、其年の終りには二三、八七ミなつて居る従つて物價の下落を來し、従つて數字を見るに注意しなければならぬ。

諾威消費組合聯合會の所屬組合數、組合員數及販賣高等を見るに次の如くである。

年次	所屬組合數	組合員數	販賣高
一九一四	一四九	三一、〇〇〇	一〇、〇一九、六〇〇
一九一五	一七二	三四、八四八	一六、二五二、三〇〇
一九一六	二〇五	四七、〇三四	二四、三四七、九〇〇
一九一七	二三七	六〇、〇〇〇	三九、九六六、〇〇〇
一九一八	二二三	六〇、〇〇〇	四八、一三九、九〇〇
一九一九	二九五	七〇、九八四	七一、二一五、二〇〇
一九二〇	四〇一	八八、三四六	一一二、〇九八、六七八
一九二一	四〇四	九三、七三七	一一五、〇九九、五〇〇
一九二二	四一一	九三、一八〇	一〇四、八七四、一〇〇
一九二三	四一六	九六、四〇一	一〇八、九八一、三〇〇
一九二四	四三二	一〇〇、八三六	一三四、三二七、四〇〇
一九二五	四三七	一〇三、一五七	一三五、五八〇、一九二

一九一四年より一九二五年迄の數字は上表の如くである、而して上表の販賣高は所屬組合の販賣高で三〇組合の合計は二十萬八千クロネであつて、純益五百五十萬餘クロネを上げてゐる。資産總計四千二百二十萬餘クロネは貸借對照表に出でゐる、使用人數は一千九百三十六人あつた。

卸賣組合は二十年の歴史を有し、其の發達の狀況は次の如である。

一九一七	二三七	八、三三二	四六二
一九一八	二二三	五、九一七	三二八
一九一九	二九五	一二、〇六三	六七〇
一九二〇	四〇一	一八、〇七六	一、〇〇四
一九二一	四〇四	二〇、九六六	一、二六四
一九二二	四一一	二〇、七四五	一、一五二
一九二三	四一六	二三、九五八	一、三三〇
一九二四	四三三	三一、五八〇	一、七五四
一九二五	四三七	三一、九二六	一、七七三

年々組合數に於ても、又販賣高等に於ても増大しつゝあるを見る。

一九二五年に於ける使用人數は二百六十二人を數へ、一九二四年の二百五十二人に比し十人の増加である。

一九二六年一月一日に於ける貸借對照表を見るに資産總計一千八十七萬二千クロネミなつて居る。金融機關としては卸賣組合に銀行部がありて貯金高四百七十一萬餘クロネに上つた。

生産事業としては煙草、葉卷、煙草工場及人造バター製造工場及石鹼製造工場を有し、又コーヒー精製工場を持つてゐる。煙草の生産高は百四十萬キロあり、バターの生産高は百六十萬キロ、石鹼の生産額は百萬クロネに上つた。保險事業は保險組合で行ひ、火災、事故、白働車、板ガラス保險等がある、保險事業高は一億クロネ以上に及び火災保險の保険料は二十萬クロネに上つた。

スカンデナビア卸賣組合

萬國卸賣組合の萌芽たるスカンデナビア卸賣組合は諾威、瑞典及丁抹の組合によりて組織され、一九二五年に於ける事業高は一千九百十六萬餘クロネを算し一九二四年に比し約三百八十萬クロネの減少を來してゐる、此れは物價の下落に歸するのである、又純益は二十萬六千クロネに上つてゐる。

スカンデナビア卸賣組合の資本金は八十五萬クロネで積立金の高は百十三萬七千餘クロネである。

芬蘭士

芬蘭は北緯六十度より七十度の間に位し、北歐の文明國である、總面積は一四四、七五〇平方哩ありて其の中一六、二二二平方哩は湖沼及河川である、人口は三百萬あり、都市は少く且つ町は小さい、農村人口が大部分で二百八十五萬人ある、各村は森林又は湖で相隔て、農民の教育程度は低く、智識階級は主に官吏となり又農民の二三％は土地を所有して居るが他は小作階級及農業労働者である。

十九世紀末、芬蘭の政治經濟的狀態は難局に遭遇し、露西亞の專制に脅かされ智的にも物質的にも貧困の極に陥つた。此時ヘルシングホルム大學教授ハンネス、ゲバール博士は産業組合思想を宣傳し、芬蘭産業組合の先驅たるベルレルヴォ組合を創設した、それは恰かも一八九九年十月二日である、ゲバールト氏は一身を産業組合運動に捧げ

芬蘭産業組合の父と稱せられて居る、ベルレルヴォ組合の目的は産業組合手段によつて民衆の経済的繁榮を計り、個々別々に計畫してゐる事業を協同的に關係せしめんとするにあつた、此の目的を以て其の構成及経営又は計算に援助を與へた。地方諮問委員会は色々のことに助力した。ベルレルヴォ會議が數年間開かれ、組合員が多數之れに出席したのである、近時は模範定款、簿記が提供され又多くの産業組合關係出版物、年鑑、統計等が出されてゐる。

一九〇〇年にはベルレルヴォと稱する産業組合及農業雑誌が發刊され、一九〇九年以來産業組合の機關雜誌となつた。此のベルレルヴォ誌は七萬七千部の發行部數を有して居る。産業組合法は一九〇一年に通過し、本法發布後産業組合は急速な發達をなした、産業組合の主なる形態は購買販賣組合、酪農組合及信用組合で其他の目的特に農業上に産業組合組織が利用せられてゐる。一九二三年に於ける各種組合數は三、六二六を算し、總人口の八割は産業組合運動に参加して居る、次に其の發達の状態を見る。

一九〇二—一九二三年産業組合數

年次	購買組合	酪農組合	信用組合	其他	計
一九〇二	一	一	一	一	四
一九〇六	一	一	一	一	四
一九一〇	一	一	一	一	四
一九一四	一	一	一	一	四
一九一八	一	一	一	一	四

一九二二 六一
一九二三 五八
一九二四 五九
一九二五 六〇
一九二六 六一
一九二七 六二
一九二八 六三
一九二九 六四
一九三〇 六五
一九三一 六六
一九三二 六七
一九三三 六八
一九三四 六九
一九三五 七〇
一九三六 七一
一九三七 七二
一九三八 七三
一九三九 七四
一九四〇 七五

一九〇六年に於ける各種組合の組合員數は既に八萬九千であつたのが一九一四年には三十一萬一千となり一九二二年には五十四萬の多きに増加した、一家族五人と見て二百七十萬人、即人口の約八〇%は組合運動に参加して居ることは前記の通りである。

聯合機關はベルレルヴォの援助を受け、各々地方組合運動に貢献してゐる。信用組合の中央機關は早や一九〇二年に設立され其信用を以つて活動してゐる。

購買販賣組合中央機關此れに次ぎ一九〇四年に設立を見た、又一九〇五年には酪農組合の爲の中央機關及農業生産品の取引の爲の中央機關が創設され夫々其の目的の爲に活動してゐる。

聯合會數は十あり、即卸賣組合二、バター輸出組合二、農業用品分配及生産組合二、信用組合、家畜組合、卵販賣組合、木材販賣組合の聯合會各一箇宛ありて中央機關として活動して居る、中央會數は四つありて産業組合の研究、普及及び發達に努めて居る。

購買販賣組合は重要な部分を成し、信用組合も可成多く其の組合數に於ては信用組合の方多きも組合員數に於ては信用組合員數の二倍もあり事業高は各種産業組合總計の三倍に達す、芬蘭産業組合はデンマルクの如く農村に於て活

動著しく店舗の九〇%は農村にある、購買販賣組合數は前表の通り五九六あり、組合員三五二、〇〇〇人、販賣高一九四五百萬「マルク」に達して居る、此の購買販賣組合は各種の生産も行ひパン、酒精非含有飲料、コーヒー等を生産して居る又レストランも經營して居る、酪農組合は一九〇二年に設立されたのを最初として一九二三年には組合數五〇八あり、組合員數五二、〇〇〇人を包含し、販賣高四八五百萬「マルク」を算して居る、信用組合は農村金庫とも云はれ各種組合に比し最も多く組合員六三、〇〇〇人あり無限責任でライフアイゼン式を採用して居る、中央信用機關としては中央農村金庫があり、出資は信用組合が爲して居る、農業用品購買組合は亦肥料、種苗は勿論食料、機械等を取扱つて居る、飼畜組合、卵販賣組合、木材販賣組合等あり異常に誠實な國民性を有する芬蘭は産業組合の方面に於て急速な成功を得たのである。

伊 太 利

現在に於ける伊太利の産業組合は疊々たる死骸として残つて居るに過ぎない云つて良い、ムツソリニー一度其の政權を握るや壓迫の手は疾風迅雷的に及び三十年の歴史を有し、一九一五年には各種産業組合數約五千あり、一九二一年には二萬もあり、組合員數も三百萬を數へて居つた、そして伊太利産業組合全國聯合會の所屬組合は三千の消費組

合及約三千の勞働者組合あり、生産組合、其他を合して八千あつた、又羅馬教系統の伊太利産業組合聯合は亦約八千の組合を所屬せしめて居つたがファツシストは總ての協同組合を束縛し、今や伊太利の産業組合は黎明の曙光さへ見へぬ暗黒の世界となつた。

でも其の歴史を回顧し他日を待つことにする。

伊太利の産業組合は消費組合に始まり其の最古のものはチューリン市に設立せられたる一八五三年の組合である。消費組合は救助組合に變形し、更に日用品購買組合となつた。

チューリン市の消費組合は一般勞働者及鐵道從業員の組合で、ミランの消費組合は俸給生活者の組合であつた、此の外に軍人の消費組合ありて各地に網を張つて居つたのである、尙伊太利の消費組合は他と異り病院、圖書館、劇場等を設備し、利用せしめ、勞働組合の業務をも行つて居つた。

信用組合は都市に於てはルザツチ氏の創設した所謂庶民銀行で氏はシュルツエ式を研究しミラノに僅に百四十リラの資本金を以つて設立したのである、戦前には百萬の資本金を擁し、同市の第一流銀行を凌ぐ勢にあつた、農村に於ける信用組合はウオーレンボルク氏の農村金庫を發端として居る、氏はライフアイゼン式を採り更に其の規模を小にして組合員間の關係を緊密にした。

又農業的産業組合は消費組合と信用組合と兼ねたもので

特別法に依り政府の保護の下に農民の利益代表の機関であつた、尙小作組合も産業組合に依つて經營せられ農業的産業組合と共に一聯合會を作つて居つた。

聯合機關としては都市の産業組合、農村産業組合、カトリック農村金庫、全國聯合會云ふ風に夫々聯合會を作つて居つた。

以上の外に相互保險組合、食糧品製造組合、漁業者組合、工業生産組合、労働者組合等の名があつて其の目的の爲に組合を作つて居たのである。

今後伊太利の産業組合は何時、如何にして再起するや。

匈牙利

匈牙利産業組合運動の先驅者はアレクザンドル、カロリイ伯、エー、ド、ベルナルト及バロ氏等である、カロリイ伯はブダペストに中央信用組合を創設し此れが原動力となつて發達した。又同伯はブダペストにハンギヤミ稱する農村消費組合中央會を作り發達の初期には物質的援助を與へた。今では他に比して遜色無く匈牙利人口の半數、約四百萬人は産業組合運動に参加し、一九二四年に於て産業組合數約七千あり、農業的産業組合が著しく發展し種々の聯合會を作り興味多き形體を作つて居る。ハンギヤ消費組合中央會は一九二四年に於て其の所屬組合一、九五一組合員數八十七萬人、販賣高一兆二千億クローネンを算して居る。

(但し此れは貨幣價值の下落により大數なれり)。ハンギヤ組合は信用組合聯合會と一致してフュチュラミ稱する商會社を設立した、それは産業組合と協力して農業生産物及び原料の集散を目的としたものである、ハンギヤ組合は産業組合教育事業として家族及産業組合の爲の圖書館を作り貢獻して居る。ハンギヤ組合は十二の工場を有し石鹼、藥品、絲、綱、刷毛、刀物、マツチ、ワイン等を製造して居る。

ハンギヤ組合銀行部は一九二五年度に於て一兆五千六百餘億の事業高を示して居る、又ブダペストの農業者保險組合は一四八、〇〇〇の組合員を有し、資本金は三十九億餘「クローネン」ありて火災、事故、盜難、霜害及生命保險事業を行ひ、保險高九兆「クローネン」に上り、保險料六十六兆「クローネン」あつた。

匈牙利の農村に於ける産業組合運動は匈牙利消費組合中央聯合會を中心として居る、そして此の中央聯合會はブダペストの卸賣組合と聯絡を保ちつゝ活動して居る。

農村産業組合及労働者組合の金融機關としてはデリゲンテア貯蓄銀行がありて支店に於て事業を行つて居る、其の資本金は五十億「クローネン」を有し、事業者は四千四百八十億「クローネン」に上り又其の預金は三百五十二億「クローネン」を數へた。

又農業的産業組合のみによつて組織せられたる中央農業聯合會があり、此れは相互組織で公益法人である、其の目的

は所屬産業組合に對する資金の貸付、貯金取扱を主とし特殊の場合に限つて小作組合、其他農業開發の爲に貸付をするこゝになつて居る。

奥太利

奥太利の産業組合は一八七三年發布の産業及經濟組合法によつて統制され其の種類は信用組合、原料及倉庫組合、製造組合、消費組合、家屋組合等で、一組合の組合員數は制限して居ない、有限責任組合は無く、無限責任と保證責任組合のみである、尙奥太利の産業組合法は獨逸の法律を範に取り整然として居る。

産業組合の發達は半世紀以上も前であるが、過去十數年に於て急激な發達を爲したのである。消費組合は一八四〇年以前にヴィエンナに創立され、法律發布の翌年即一八七四年には産業組合總聯合會が作られ、此れに生産事業を営む消費組合及シュルツエデーリツチ系の貸付及貯蓄組合——信用組合——が所屬した、一八九八年には労働者消費組合中央會が總聯合會より分離し、一九〇四年に其の名を消費組合中央會とした。

大戦前には信用組合員數最多く、他の各種産業組合員の約二倍あつた、而して此の信用組合は農業的方面に貢獻するこゝ大で、信用組合に次ぐは各種の農業的産業組合で、戦後消費組合の發達著しく見るべきものあるに至つた。

奥太利産業組合の根幹を成すものは獨逸消費組合中央會で、一九二五年に於て所屬組合數二四〇を有し、内消費組合一二七で他は労働者生産組合、信用組合、販賣組合、建築及セツツルメント組合、労働者家庭組合、其他消費組合である。一九二五年の事業高は一億三千一百萬志であつた。卸賣組合は衣服の製造、各種の荷造を爲し、八四〇人の用人を有して居る。

大戦の影響を受けて物價騰貴により財界混亂し、通貨濫發に悩まされた、大商會でも個人經營のものは總べて崩壊し、十二も銀行が破産したるも産業組合及卸賣組合は労働銀行の爲に救はれ、金貨本位に復活して新生涯に入つた。

前記ヴィエンナの消費組合は歐洲中で最大のものでヴィンナ市民の必要品の約半分は此の組合から供給して居る、奥太利労働銀行の一九二五年の純益は十八萬志あつた而して預金者に對しては資本家的大銀行よりも一分の高い利子を支拂ひ貸付は低率である、此の労働銀行が中央金融機關で一九二五年の預金額一千四百萬乃至二千二百萬志あつた。

以上要するに奥太利産業組合運動の全力は消費組合方面に傾注され、戦後其の發達急速にして奥國産業組合の先覺者、カール、レンナー博士をして「我々は試練に立つたのであつた、我々は再び進むこゝが出来る」云はしめて居る。

チエツコ・スラヴァキア

チェッコ・スラヴァキアは共和國で一九一八年十月に獨立を宣言し面積六萬六千方哩、人口一千三百萬を包含してゐる、産業は農業が主で鑛山も相當にある。

産業組合に對しては興味を有し熱中してゐる國民で産業組合数は各種組合を合して一萬以上あると稱せられ國民の多數が此の運動に参加してゐる、只チェッコの産業組合運動は國民的乃至黨派的に分裂してゐる點が遺憾とされてゐる。

消費組合の中央機關としてはチェッコ産業組合中央會、獨逸系産業組合聯合會及消費組合聯合會がある。

チェッコ産業組合中央會は消費組合のみならず各種の産業組合を包含する聯合機關で一九二五年に於て三五八の消費組合、二四五の生産組合、二二二の住宅組合、二四二の建築組合、二一の信用組合及二二の農業組合計一、二九八の産業組合が所屬してゐる、而して此の中央會はチェッコ、スラヴァキア産業組合員數及事業高の約半分を占め即組合員七七〇、六六〇人事業高一、一八〇、一五三、七二五「クラウン」を示した、又卸賣組合は各種の生産設備を有し食糧品、衣料、藥品等を供給してゐる、金融は産業組合銀行にて行ひ、生命、火災、事故に對する保險はチェッコ、スラヴァキア保險組合でやつてゐる。

獨逸系産業組合聯合會は人種的に結合したもので一九一九年に獨立分離した、多少生産組合及建築組合を包含するけれ共大體に於て消費組合の聯合會である、其所屬組合數

は漸次減少しつつあるけれ共一九二二年に於て二〇〇あり組合員數二五六、八六九を數へ又其販賣高五億クラウンを算してゐる。チェッコの獨逸系産業組合の卸賣組合は一九二四年一月より一九二五年六月末迄の事業高約四億あつた、此の卸賣組合は食料品、下着、衣服等の製造工場を有し相當活動してゐる。

消費組合聯合會は二二七の所屬組合を有し、組合員數九萬五千、事業高二億二千万クラウンに及んだ。

チェッコの農業的産業組合は一八九六年に設立されたる農業的産業組合中央會に加入し、一九二一年末に二、三二の組合があり、金融、購買、倉庫、機械、電氣、馬鈴薯耕作、亞麻布生産及び屠殺の爲に協同的に活動してゐる、農業的産業組合は市街地ものゝ異り恐慌の害を受けず繼續的に發展してゐる事は注意すべきであらう。

露 西 亞

戦前の露西亞は産業組合に缺けて居つたのみでなく、存立して居つた組合でも政府の迫害を受けて居た戰爭は露西亞が孤立状態にありしに因る。露西亞産業の殆んど全き行惱み露西亞政府の故意の罷業を迎へた。個人の事業は人々の日用品を充たすことが出来なかつた、故にツァール帝の政府は其の意志に反して産業組合に負はした制限の徹底を餘儀なくされた。若しも此の時、政府が産業組合の活

動の爲にしなかつたならば、國民の大部分露西亞軍隊は餓死した事であらう。

革命的運動の發達に従つて組合は露西亞産業組合運動が世界中最大のものになる迄増加した。五十年前は一切の産業組合を合しても僅に五千位に過ぎなかつたのが、一九一九年までには八萬に増加した。而して其の組合員は三千萬であるが、一家長が五人の家族を代表するものさすれば之は一億五千萬の國民を指すことになる。一九一九年に消費組合によつて爲された事業は百億ルーブルに上り、生産者の組合も同様な活動を爲した。

廢帝後、露西亞政府の革命的變化の中で最も意義あるものはケレンスキーによつて國民的組織に於ける産業組合員に割當られた卓越せる役割を擧げねばならぬ。代理農務大臣の地位も、豫算委員會の委員長も、將又商工大臣も産業組合運動の指導者によつて、全部充たされた。政界にある人々も亦産業組合の振興助長に活動した。第二革命期までは莫斯科ナロードニ銀行は露西亞産業組合運動の心臓であつた。此の銀行は地方の信用組合や消費組合や農業者の産業組合の合同聯合會に相當した。其の株式は之等の團體によつて所有せられ、個人によるものはなかつた。其の事業は全く之等の組合内の取引に限られて居り、私的企業からは預金も受けず、また貸付もしなかつた。一九一七年度に於ては六十億ルーブルの事業をした。一九一八年十一月に於ける此の銀行の資本金は一億ルーブルであつて、預金は六

億に上つた。此産業組合銀行は其の資金の一部(五萬ルーブル)を美術品の蒐集保存の爲に使用し、またシヤマオスキー産業組合大學に五萬七千ルーブルを與へた。戰爭の狂亂時代に此の大機關は密に訓練的教育的活動の爲に四十萬ルーブルを投じた。聯盟強國の軍人や外交官が權力を獲物の爲に闘つて居る間に、露西亞産業組合員は光明の炬火を高々上げたのである。

露西亞の農業的運動は西伯利亞に力強いものがあつた。亞麻、大麻、毛皮、木材、タール、剛毛等は殆ど獨占的に産業組合員によつて生産されて居た。製酪所の如きも一千万以上に達し全西伯利亞牛酪の九割五分を生産し、其の販賣高は年々一億ルーブルに上つて居た。戰爭中、獨占を利用する村落の小賣商人によつて高き價格を要求された爲に、農民の間には分配組合の甚だしき且急激なる發達があつた。或る地方に於て産業組合店舗が出現した爲に起つた價格の低落は五分から四割であつた。

一九一八年の九月には、産業組合大學が莫斯科に開かれた。其の第一年度の豫算は百五十萬ルーブル以上であつたが、産業組合は其の販賣高の割合を基礎として之を寄附した。此の無類の教育機關の目的は勞働者をして此の運動に適さしめ、訓練するためであつた。之をして勞働者に露西亞復興の素養を與へる眞の訓練所たらしめることが望まれて居た。

一九一八年の八月に於ては、中央露西亞の食料品の六割